

工場立地法の手引き

平成25年11月

宮崎県 商工観光労働部 企業立地推進局企業立地課

目 次

	頁
第1章 工場立地法の概要	
1 工場立地法について	1
2 届出の要否	4
3 新設・変更に係る届出書類一覧表	5
4 届出先	5
第2章 工場立地に関する準則の説明	
1 生産施設	6
2 緑地	9
3 緑地以外の環境施設	10
4 環境施設の配置	11
5 工業団地特例	11
6 工業集合地特例	12
7 既存工場	13
8 緑地面積率に関する区域の区分ごとの基準	16
9 緑地面積率に関する企業立地重点促進区域についての 区域の区分ごとの基準	17
第3章 届出書類の記入例	18
第4章 法令等資料編	
○工場立地法	36
○工場立地法施行令	45
○工場立地法施行規則	48
○工場立地に関する準則	57
○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準	63
○緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区 分ごとの基準	65

○工場立地法運用例規集	頁
第一編 工場立地法の用語の解釈、運用等	68
第一章 製造業	68
第二章 特定工場	70
第三章 生産施設	73
第四章 緑地	83
第五章 緑地以外の環境施設	88
第六章 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の配置	91
第七章 敷地外緑地に関する取扱い	92
第八章 既存工場等に関する取扱い	96
第二編 届出手続き等	97
第一章 届出	97
第二章 勧告及び変更命令	107
第三章 実施の制限	109
第四章 氏名等の変更及び承継	110
第二編 その他	110
第一章 指定地区関連	110
第二章 経過措置関連	111
○工場立地法における視覚的な緑量による評価導入のためのガイドライン	112
○業種（分類番号）及び生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表	119
○その他届出様式	135

第1章 工場立地法の概要

1 工場立地法について

工場立地法（以下「法」という。）は、工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としています。

この中で、事業者の方に関連のあるものが、一定規模以上の工場（法では「特定工場」といいます。）の設置等に係る届出義務に関する規定で、その概要は次のとおりとなっています。

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く）、ガス供給業及び熱供給業

であって、

敷地面積が9,000㎡以上 又は 建築物の建築面積が3,000㎡以上

の工場又は事業所が

新設若しくは変更をしようとする

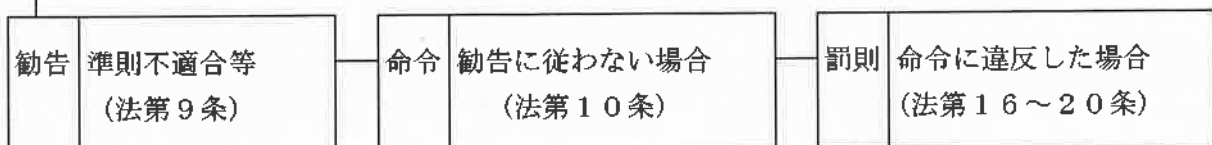
場合は、

工事等の着手日の*90日までに

工場立地法に基づく届出が必要です。

※ 期間の短縮を申請できる場合があります。

届出	<p>○工場の新設・増設に関する届出義務（法第6条）</p> <p>①製造業等に係る②工場又は事業場であつて、その③敷地面積が9,000㎡以上又は④建築物の建築面積が3,000㎡以上であるものの新設又は変更をしようとする者は、⑤知事又は市長に ⑥あらかじめ⑦届け出る必要がある。</p> <p>○⑥実施の制限（法第11条）</p> <p>届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、工場の新設・増設に関する工事等に着手できない。なお、当該期間の短縮を申請することができる。</p>									
	種類	根拠条文等 内容								
	新設	法第6条第1項 特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む）								
	変更	法第8条第1項	新設の届出又は変更届出をした者がその後行う変更							
		法第7条第1項	法第6条第1項の政令の改廃時に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更							
		一部改正法附則第3条第1項	法施行時に特定工場を設置している者、新設工事中の者又は法施行日から90日経過前（昭和49年6月28日以前）に新設工事を開始する者が、法施行日から90日経過した日（昭和49年6月29日）以降最初に行う変更							
	その他	第12条	氏名等の変更							
第13条第3項		譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位承継								
運用例規集		特定工場を廃止する場合								
準則	<p>○届出において事業者が抛るべき基準（法第4条）（準則第1～4条）</p> <p>以下のとおり、個々の工場立地に抛るべき明確な基準が示されている。</p> <p>*日向市は緑地及び環境施設の面積の割合については別途基準を定めているため、詳細はp16を参照のこと。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 敷地面積に対する生産施設面積の割合</td> <td>30～65%</td> </tr> <tr> <td>2 敷地面積に対する⑧緑地面積の割合</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>3 敷地面積に対する⑨環境施設面積(含む緑地)の割合</td> <td>25%以上</td> </tr> <tr> <td>4 敷地面積に対する敷地周辺部の環境施設面積(含む緑地)の割合</td> <td>15%以上</td> </tr> </table> <p>※⑩法施行以前に設置された工場には特例措置がある</p>		1 敷地面積に対する生産施設面積の割合	30～65%	2 敷地面積に対する⑧緑地面積の割合	20%以上	3 敷地面積に対する⑨環境施設面積(含む緑地)の割合	25%以上	4 敷地面積に対する敷地周辺部の環境施設面積(含む緑地)の割合	15%以上
1 敷地面積に対する生産施設面積の割合	30～65%									
2 敷地面積に対する⑧緑地面積の割合	20%以上									
3 敷地面積に対する⑨環境施設面積(含む緑地)の割合	25%以上									
4 敷地面積に対する敷地周辺部の環境施設面積(含む緑地)の割合	15%以上									



【用語の解説】（傍線部分）

① 「製造業等」とは

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く）、ガス供給業及び熱供給業（法第2条第3項）

② 「工場又は事業場」とは

生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場をいう。したがって、生産施設を有しない本社、営業所、変電所、石油油槽所等は含まれない（運用例規集1-1-1-2、68頁）

③ 「敷地面積」とは

工場又は事業場の用に供する土地の全面積のこと。社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる（運用例規集1-2-2-1、72頁）

④ 「建築物の建築面積」とは

建築物の投影面積をいうものであり、いわゆる延床面積ではない。建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう（建築基準法第2条第1号）

面積の計測は、建築基準法上の取扱と同様（運用例規集1-2-3-1、73頁）

⑤ 「知事又は市長に」とは

特定工場の設置場所が町村の区域に属する場合は知事、特定工場の設置場所が市の区域に属する場合は市長が届け出先となる。

⑥ 「あらかじめ」とは

原則として着工の90日前までに届出をしなければならないが、当該期間を短縮できる場合がある→「実施制限期間の短縮」（法第11条）

⑦ 「届け出る」内容（法第6条第1項）

ア 氏名又は名称及び住所（法第6条第1項第1号）

イ 製造、加工等を行う製品名（法第6条第1項第2号）

ウ 設置場所（住所）（法第6条第1項第3号）

エ 敷地面積及び建築面積（法第6条第1項第4号）

オ 生産施設、緑地、環境施設の面積並びに配置（工業団地及び工業集合地に係る緑地、環境施設等の面積並びに配置等を含む）（法第6条第1項第5号）

カ 省令で定める添付書類（法第6条第2項、省令第6条第2項）

(7) 事業概要説明書（生産開始時期、生産数量・能力、工業用水及び電力の使用量、燃料・原材料・外注部品及び製品の輸送手段別輸送量、従業員数）

(イ) 生産施設、緑地、環境施設その他の主要施設の配置図

(ロ) 工場敷地及びその周辺の土地利用状況を説明した書類

(ハ) 工業団地内の主要施設の配置図（工業団地特例適用の場合）

(ニ) 隣接緑地等における環境施設の配置図（工業集合地特例適用の場合）

(ホ) 汚染物質の発生経路及び汚染物質の処理工程を示す図面

(ヘ) 工場立地に伴う公害の防止に関する調査対象となった物質であって大臣が定めるものの最大排出予定量に関する事項を説明した資料

(コ) 工事の日程を説明した書類

⑧ 「緑地面積の割合」⑨ 「環境施設面積（含む緑地）の割合」

「工場立地に関する準則」により定めている。準則に代える場合（日向市）は、16頁参照。

⑩ 「法施行以前に設置された工場」とは（準則備考）

昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場（準則では「既存工場」とう。）に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置がとられている

2 届出の要否

項目	届出が必要な場合	届出が不必要な場合
新設	① 製造業等に係る工場又は事業場であって、その敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上であるものを新設する場合 ② 製造業以外の業種に該当する用途に使用していた建屋を新しく製造業等の用途に使用することにより建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上となる場合 ③ (敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上の)機械装置が設置されていない工場用建築物等を譲り受け又は借り受け、当該工場に機械設備を設置する場合	① 譲渡又は貸与を目的に(敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上の)工場用の建築物を建設する者で、機械装置を設置しない場合) ② 電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するもの
変更	① 次の要件に該当する製品の変更を行う場合 ・日本標準産業分類の他の3ケタ(小)分類に属する業種となるようなとき(改廃を含む) ・準則に示す生産施設面積率が変わる時 ② 敷地面積が増加若しくは減少する場合 ③ 建築面積が増加又は減少する場合 ④ 生産施設の増設、スクラップ&ビルド(建て替え、更新、リプレースなど)、又は建築物は変更がないものの①に示す製品の変更に伴う機械設備の入れ替えを行う場合。なお、これらの場合は結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要 ⑤ 緑地、環境施設の面積が減少する場合で、削減する面積の合計が11㎡以上のもの	① 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更 (例:空き地に倉庫を設置) ② 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がない又はある場合でも修繕に係る部分の面積が30㎡未満のとき ③ 生産施設の撤去 ④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加 ⑤ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、面積の減少を伴わないもの ⑥ 緑地の削減による面積の変更の場合で、削減によって減少する面積の合計が10㎡以下の場合
氏名等の変更	届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更する場合	社長等代表者の交代による氏名変更の場合
承継	特定工場全部を譲り受ける場合。なお、一部の譲り渡し等は法第8条の変更届出、一部の譲り受け等は法第6条の新設届出が必要	機械装置が設置されていない工場用建築物等を譲り受け又は借り受ける場合ただし、当該工場に機械設備を設置する際には、法第6条の新設届出が必要

3 新設・変更に係る届出書類一覧表

届出書の様式は、工場立地法施行規則や運用例規集に定められたものなどがあります。

なお、法第8条の変更届出の際、前回の届出時と内容に変更がないものについては、添付を省略できるものがあります。

No.	様式	新設	変更	記入例	様式例	備考
1	特定工場新設(変更)届出書	○	○	P. 19	P. 52	
2	特定工場新設(変更)届出及び実施期間の短縮申請書	△	△	P. 20	P. 136	実施制限期間の短縮申請をする場合は、No.1に代わり本様式を使用する
3	特定工場における生産施設の面積	○	○	P. 21	P. 53	
4	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	○	○	P. 22	P. 53	
5	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	△	※	P. 23	P. 54	工業団地の特例を適用する場合に作成する
6	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	△	※	P. 24	P. 54	工業集落地の特例を適用する場合に作成する
7	事業概要説明書	○	※	P. 28	P. 138	前回届出と内容変更がない場合は省略可
8	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	○	※	P. 29	P. 139	前回届出と内容変更がない場合は省略可
9	特定工場用地利用状況説明書	○	※	P. 30	P. 140	前回届出と内容変更がない場合は省略可
10	特定工場の新設等のための工事の日程	○	△	P. 31	P. 141	工事等を伴わない変更の場合は省略
11	準則計算表	○	○	P. 25	P. 142	
12	準則計算表(既存工場用)	△	△	P. 26	P. 143	既存工場はNo.11に代わり本様式を使用
13	既存工場の準則計算推移表	△	△	P. 27	P. 144	既存工場のみ作成する
14	委任状	△	△	P. 34	P. 145	代理人が申請する場合
15	氏名(名称、住所)変更届出書	—	△	P. 32	P. 56	届出者の氏名等の変更があった場合
16	特定工場承継届出書	—	△	P. 33	P. 56	届出者の地位承継があった場合

4 届出先

工場立地法に基づく届出は、特定工場の設置場所が町村の区域にある場合は県知事に、市の区域にある場合は各市長に対して行います。(下表参照)

工場等の設置場所	届出先	担当課(窓口)	電話番号
宮崎市	宮崎市長	宮崎市 工業政策課	0985-21-1793
都城市	都城市長	都城市 工業振興課	0986-23-2753
延岡市	延岡市長	延岡市 工業振興課	0982-22-7035
日南市	日南市長	日南市 商工観光課	0987-31-1169
小林市	小林市長	小林市 商工観光課	0984-23-1174
日向市	日向市長	日向市 商工港湾課	0982-52-2111
串間市	串間市長	串間市 商工観光スポーツ・観光推進課	0987-72-1111
西都市	西都市長	西都市 商工観光課	0983-42-4068
えびの市	えびの市長	えびの市 観光商工課	0984-35-1111
町村区域	宮崎県知事	宮崎県 企業立地課	0985-26-7573

第2章 工場立地に関する準則の説明

1 生産施設

工場が周辺地域に及ぼす環境負荷を軽減するため、生産施設の敷地面積に対する割合（生産施設面積率）を定めています。

(1) 生産施設面積率（準則第1条、61頁）（119頁参照）

生産施設の面積は、おのおのの業種の特性による環境負担の程度及び敷地利用の実態等を勘案し、敷地面積の30%～65%の範囲で定められています。

なお、一つの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合の生産施設面積率は、厳しい方の割合を工場建屋全体に適用することとなります。（運用例規集1-1-2-2④）（70頁）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属鑄物製造業	35%
第3種	一般製材業及び伸鉄業	40%
第4種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	45%
第5種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第6種	でんぷん製造業、冷間ロール成型鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55%
第7種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60%
第8種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

(2) 生産施設の定義（規則第2条）（48頁参照）

製造工程等を形成する機械又は装置が設置される建築物（屋外に設置されるものを含む）をいいます。（運用例規集1-3-1-1）（73頁）

これら機械又は装置が設置されているものは生産施設となりますから、一時的な遊休施設の場合とか、廃止された機械又は装置であっても撤去されない場合は生産施設となります。（運用例規集1-3-2-20）（77頁）

※生産施設に該当しない主な施設等（73～79頁参照）

施設名	要件
事務所、研究所、食堂等	独立した建築物の場合（壁で仕切られるなど実質的に別の建築物と見なされるもの）
倉庫関連施設	①もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設の場合 ②単なる原材料の仕分け施設や納入品の検査所、抜き取り検査施設、計量施設 ③半製品又は中間製品の倉庫が独立した建築物の場合
出荷・輸送関連施設	①倉庫・置場に付随する最終製品の出荷施設 ②屋外ベルトコンベアや輸送用配管等
用役施設	①製造工程等と共用しない事務所用の空気調整施設又は、出荷施設や用水施設用のコンプレッサー、ポンプ等 ②受変電施設(変電所、開閉所、受電施設等) ③用水施設(取水・貯水施設、冷水塔、排水施設等) ④煙突煙道等排煙施設
検査所(試験室)	独立して製品の技術開発を行う検査所又は試験室
修理工場	単に部品の取り換え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場
公害防止施設	有用成分の回収又は副製品の生産を行わない場合
休廃止施設	機械又は装置が撤去されている場合
試作プラント	実稼働プラントに移行する可能性がない場合、あるいは試作品の販売を目的としない場合
地下埋設施設や地下室	—
屋外作業場	機械又は装置が設置されていない場合
技術訓練施設	—
冷凍施設等	生産工程を形成しない場合
養生施設	屋外にある場合

(3) 生産施設の面積の測定方法

ア 建築物の面積の測定方法（79頁参照）

建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法によります。（運用例規集1-2-3-1）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 建築面積 建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

イ 2階建以上の建築物の場合

たとえば1階が倉庫で2階に生産施設がある場合のように、いずれかの階に生産施設が設置されていれば、その建築物は生産施設であり、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となります。(運用例規集1-3-4-7、80頁)

なお、工場アパートに入居する者の設置する工場の敷地面積、建築面積は次のとおりとなります。(運用例規集2-1-2-1-5、102頁)

- ① 建築面積は、当該工場が占有する床の部分の水平投影面積
- ② 敷地面積は、工場アパート全体の敷地面積を工場アパート全体の延床面積に占める入居企業ごとの延床面積の割合で按分した面積

ウ 同一建築物内に生産施設に該当しない施設がある場合

同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で仕切られることにより実質的に別の建築物と見なされるものがある場合には、当該床面積を除いた面積となります。

壁の一部に連絡通路の扉がある場合、又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合でも、壁で明確に仕切られているものは実質的に別の建築物と見なされますが、同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっており、壁が床から中空までしかないような場合及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、衝立等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とは見なされません。(運用例規集1-3-4-3、80頁)

エ 兼業の場合の生産施設面積の測定方法 (運用例規集1-1-2-2) (70頁)

一つの工場が同時に2以上の業種に属する(兼業)かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断します。

その場合、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定する必要がありますが、算定方法が不確かな場合は次のとおりとなります。

- ① 共用の用役施設は、業種別の生産施設面積の割合に応じて比例配分し、それぞれの生産施設面積に合算する
- ② 一つの工場建屋内に2以上の生産設備が設置されている場合の当該工場建屋の面積は、面積の大きい方の生産設備の業種に属する生産施設面積とする

オ 屋外生産施設の面積の測定方法

屋外にある生産施設の面積は水平投影図の外周によって囲まれる面積とな

ります。(運用例規集1-3-4-9~10) (81~83項)

2 緑地

緑地は敷地面積の20%以上を確保する必要がありますが、植栽密度等から見て一定の水準以上が求められます。

なお、日向市においては、緑地面積を別途定めており、工業専用地域では、5%以上に緩和されています。(16頁参照)

(1) 緑地の定義(規則第3条) (48頁参照)

- ① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ② 低木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている土地又は建築物屋上緑化施設

※重複緑地(48頁参照)

- ① 建築物屋上等緑化施設(規則第3条)
- ② 「緑地以外の環境施設」以外の施設又は太陽光発電施設と重複する緑地 重複緑地のうち、緑地面積に算入できるのは、緑地必要面積(工場等の敷地面積×20%)の1/4が限度です。(準則第2条) (57頁参照)

(2) 緑化工事の実際(84頁参照)

ア 緑地の適否(運用例規集1-4-2-1)

(ア) 次に掲げるものは緑地とする。ただし、①②については、地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものに限る。

- ① 苗木床
- ② 花壇
- ③ 雑草地であっても植生、美観等に配慮し維持管理されているもの

(イ) 緑地と認められないもの(運用例規集1-4-2-3)

- ① 野菜畑(※緑地以外の環境施設としては認められる)
- ② 温室、ビニールハウス

イ 緑化工事の終了時期(運用例規集1-4-3-2) (85頁)

① 生産施設の変更を伴う場合

原則として生産施設の運転開始時までには緑化工事を終了する必要があります。

② 敷地を買い増した場合

可及的速やかに準則に適合するような緑地を設置する必要があります。

なお、既存工場については、敷地買い増し後、最初に行う生産施設の変更の当該運転開始時までとなっています。

(3) 緑地面積の測定方法（運用例規集1-4-4-1ほか）（86～87頁）

- ① 樹木が生育する土地で、柵、置石、塀等で区画されているものは、当該区画の面積を測定する
- ② 樹木が生育する土地で、柵、置石、塀等で区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を測定する
- ③ 一列並木状の樹木が生育する土地で、柵、置石、塀等で区画されていないものについては、当該並木の両端の樹木間を並木に沿って測った距離に1を乗じた面積を測定する
- ④ 単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地として測定する
- ⑤ 緑地が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする
- ⑥ 低木又は芝等の地被植物で表面が覆われている土地は、当該表面が覆われている土地の面積を測定する
- ⑦ 法面を緑化した場合は、法面の水平投影面積を測定する

3 緑地以外の環境施設

環境施設とは定義上緑地を含む概念であるので、緑地面積率が25%以上あれば、準則の定める環境施設面積率25%に適合することになります。

よって、緑地以外の環境施設は緑地面積率が25%に達しない場合に、環境施設面積率に適合するよう配置することとなります。

なお、日向市においては環境施設面積率を別途定めており、工業専用地域では10%以上に緩和されています。（16頁参照）

(1) 緑地以外の環境施設の定義（規則第4条）（48頁参照）

- ① 噴水、水流、池その他の修景施設
- ② 屋外運動場
- ③ 広場（調整池で公園的な形態をととのえたものを含む）
- ④ 屋内運動場
- ⑤ 教養文化施設

- ⑥ 雨水浸透施設
- ⑦ 太陽光発電施設
- ⑧ 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの
(⑦を除く)
- ⑨ 周辺地域の生活環境の保持に寄与が認められる施設等

(2) 緑地以外の環境施設と認められないもの

- ① 単なる空地や玄関前の車まわり
- ② 主に販売を目的に自社製品を展示している施設や単に絵画を展示している
通路
- ③ 駐車場(芝等の地被植物で表面が覆われていないもの)
- ④ もっぱら従業員が利用するクラブハウス、研修所等(食堂、休憩所を含む)

(3) 緑地以外の環境施設の測定方法(運用例規集1-5-3-1ほか)(90頁)

- ① 柵、置石、塀等で区画されているものは、当該区画の面積を測定する
- ② 屋内運動施設、太陽光発電施設及び教育文化施設は当該建築物の水平投影
面積を測定する
- ③ 雨水浸透施設で地中に埋設されるものは当該施設が地表に出ている面積を
測定する

4 環境施設の配置

環境施設を敷地面積の25%以上確保するだけでは、周辺地域に対する生活環境の保持・貢献といった観点からは不十分で、外部環境と生産活動とを空間的に遮断するためには、工場敷地の周辺部に緑地帯等の環境施設を重点的に配置する必要があります。そこで準則第4条(57頁参照)において、敷地面積の15%以上に相当する面積の環境施設を工場敷地内の周辺部に配置するよう定めています。(運用例規集1-6-1-1、1-6-1-2)(91頁)

5 工業団地特例

工業団地の共通施設(工業団地の造成と一体的に計画されて設置される非分譲の土地に限る)として適切に配置された緑地等がある場合は、各工場等の敷地面

積に応じて比例配分し、それぞれの敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算できます。（準則第5条）（57頁参照）

この特例は、工業団地の共通施設を当該工業団地について一体のものとして取り扱うことが適切であると県に認められた場合に適用され、その効力は、当該工業団地内の全工場（特定工場に限られない）に適用されることとなります。（運用例規集1-7-1-1以降）（92頁参照）

なお、本県における特例適用団地は次のとおりです。

所在地	名称	お問合せ先
宮崎市清武町 宮崎市佐土原町 宮崎市佐土原町 宮崎市田野町 宮崎市清武町	第2清武工業団地 宮崎テクノリサーチパーク 佐土原中央工業団地 ハイテクランド尾脇 学園都市ハイテクパーク	宮崎市 工業政策課 電話:0985-21-1793
都城市丸谷町	堂山工業団地	都城市 工業振興課 電話:0986-23-2753
西諸県郡高原町	宮崎フリーウェイ工業団地	宮崎県 企業立地課 電話:0985-26-7573

6 工業集合地特例

工業集合地（2以上の工場または事業場が集中して立地している地域）に隣接して整備された緑地等がある場合は、各事業所の経費負担率に応じて比例配分し、それぞれの敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算できるというものです。（準則第6条、58頁）（運用例規集1-7-2-1-1以降、94頁参照）

(1) 要件

- ① 緑地等が工業集合地に一部でも隣接していること。住宅等により隔てられたいわゆる「飛び緑地」は認められない。
- ② 事業者が緑地等の管理費用を負担すること
- ③ 周辺地域の生活環境の改善に寄与すると認められること

(2) 特例の計算式

工業集合地に工場等を設置する事業者が、工業集合地に隣接して整備される敷地外の緑地の整備に要する費用の負担割合に応じて按分した敷地外の緑地面積を当該工場等の緑地面積に加算することができます。

なお、環境施設についても同様に算定することができます。

緑地面積＝当該工場等の緑地面積＋隣接緑地等のうち緑地の面積×隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用／隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額

7 既存工場

法が施行される昭和49年以前に設置されたいわゆる既存工場（昭和49年6月28日以前に設置されている工場）については、一律に準則が適用されることはありませんが、準則の備考にしたがい、生産施設を新・増設、建て替え（スクラップ&ビルド）、大幅な業種変更等を行う際に逐次緑地の整備が必要です。

その適用方法を定めたものが次の式となります。（58～61頁参照）

(1) 生産施設の面積の敷地面積に対する割合

ア 単一業種の場合

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 生産施設面積率（61頁若しくは119頁参照）

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 既存生産施設用敷地計算係数（62頁若しくは1119頁参照）

P_1 昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

イ 兼業の場合

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（ i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）又は既存工場等が昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

γ_i i 業種についての生産施設面積率（61頁若しくは119頁参照）

S 当該工場等の敷地面積

m 昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種（その日に設置のための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。）の個数

P_{0i} 昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積の合計

α_i i 業種についての既存生産施設用敷地計算係数（62頁若しくは119頁参照）

(2) 緑地面積の敷地面積に対する割合

ア 単一業種の場合

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 生産施設面積率（61頁若しくは119頁参照）

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

イ 兼業の場合

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ_j j業種についての生産施設面積率（61頁若しくは119頁参照）

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(3) 環境施設面積の敷地面積に対する割合

ア 単一業種の場合

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$

E	当該変更に伴い設置する環境施設的面積
P	当該変更に係る生産施設的面積
γ	生産施設面積率（61頁若しくは119頁参照）
E_0	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設 の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該 変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計 を超える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
E_1	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の 面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

イ 兼業の場合

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$

E	当該変更に伴い設置する環境施設的面積
n	当該既存工場等が属する業種の個数
P_j	当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
γ_j	j業種についての生産施設面積率（61頁若しくは119頁参照）
E_0	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の 面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変 更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を 超える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
E_1	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の 面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(4) 建替え時における緑地及び環境施設面積の整備について

既存工場の建替えは、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分については、準則による緑地及び環境施設の面積（敷地面積の25%の環境施設（うち緑地20%以上））を満たさなくても、次の要件を満たしていることを要件に、建替えが可能となっています。

なお、建替えにおけるビルド面積がスクラップ面積を超えた部分については、準則が適用となります。（準則備考）（59頁参照）

① 対象工場要件

老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあり、かつ、緑地（環境施設）の整備に最大限の努力をし、一定量の緑地（環境施設）面積の改善が図られること

② 生活環境保全等要件

次のいずれかに該当すること。

ア 現状の生産施設面積を拡大しないこと

イ 周辺地域の生活環境に配慮した配置への変更がなされること

ウ 工業専用地域、工業地域に立地し周辺に住宅等がないこと

8 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準

法第4条の2においては、国の公表した準則に代えて、地域の自然的、社会的条件から判断して、県又は市が、条例により適用すべき準則を定めることができるとされています。

本県においては、日向市が条例により準則を定めており、工業専用地域において緑地面積率及び環境施設面積率の緩和措置が図られています。（下表参照）

所在市	区域	区域の範囲	緑地面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の施設面積に対する割合
日向市	第1種区域	第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	100分の20以上	100分の25以上
	第2種区域	準工業地域、工業地域	100分の20以上	100分の25以上
	第3種区域	工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
	第4種区域	用途地域以外の地域、都市計画区域以外の地域	100分の20以上	100分の25以上

9 緑地面積率等に関する企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条において、特に重点的に企業立地を図るべき区域を設定している場合は、市町村が、条例により国の公表した準則に代えて適用すべき基準を定めることができます。

なお、本県における重点的に企業立地を図るべき区域は、次のとおりです。

所在市	名称	住所
宮崎市	宮崎ハイテク工業団地	宮崎市高岡町高浜字大番田
	倉岡ニュータウン業務用地	宮崎市大字系原字井手ノ元 宮崎市大字系原字池田
都城市	志比田食品工業団地	都城市志比田町
	沖水北工業団地	都城市都北町
	都北工業団地	都城市高木町
	高木工業団地	都城市高木町
	上水流工業団地	都城市上水流町
	高城工業団地	都城市高城町穂満坊
	都城インター工業団地	都城高城町大井手
		都城高城町穂満坊
	高城原工業団地	都城市高城町大井手
	石山工業団地	都城市高城町石山
	堂山工業団地	都城市丸谷町
	東霧島工場用地	都城高崎町東霧島
	大堀原工業団地	都城市山田町山田
示野原工業団地	都城市高崎町大牟田	
延岡市	クリアパーク延岡工業団地第2工区	延岡市天下町
		延岡市高野町
		延岡市小峰町

第3章 届出書類の記入例

新設の場合は「変更」を、
変更の場合は「新設」を二
重線で消すこと

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇〇〇〇 殿

代理人が届け出る場合は、
届出者の印は不要で、
代理人が押印し、委任
状(34頁)を添付する

東京都〇〇区〇〇〇番地〇〇
〇〇工業株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇印

宮崎市〇〇〇町〇〇〇番地〇〇
〇〇工業株式会社
宮崎支店長 〇〇〇〇〇印

担当者 宮崎支店総務課〇〇〇〇
電話番号0985-99-9999

変更届出の場合で、業種（日本標準産業分類
4ケタ分類）に追加又は変更がある場合は、
次のとおり変更前と変更後を記載する

変更前	半導体素子製造業
変更後	半導体素子製造業、集積回路製造業

変更届出の場合は、2「敷地面積」
と3「建築面積」の欄は、次のとお
り変更前の面積と変更後の面積を記
載する(小数点以下切り捨て)

変更前	20,000 m ²
変更後	20,450 m ²

工場
する法
特定工

1	特								
2		特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業、又は供給業に属するものにあつては特定工場の種類）							
3		特定工場の敷地面積							m ²
4		特定工場の建築面積				4,000			m ²
5		特定工場における生産施設の面積							
6	特定	工業団地特例の適用がない場合は、「該当なし」と記載する							建築基準法施行令第2条第1項第2号による
7	工業団地	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の種類及び配置							別紙3のとおり
8		隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用							別紙4のとおり
9		特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等			平成〇〇年〇〇月〇〇日			
			施設の設置工事			平成〇〇年〇〇月〇〇日			
※	整理番号		工場敷地の埋立又は造成工事を行う場合は、「造成工事等」欄に埋立又は造成工事の着手日を記載する また、建築物、生産施設又は緑地等の設置の工事等の着手日を「施設の設置工事」欄に記載する						
※	受理年月日	平							
※	審査結果		考						

備考

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地の特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

様式1B (法第6条及び第11条関係)

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

宮崎県知事 ○○○○ 殿

代理人が届け出る場合は、届出者の印は不要で、代理人が押印し、委任状(34頁)を添付する

代理人
担当者

平成○○年○○月○○日
新設の場合は「変更」を、変更の場合は「新設」を二重線で消すこと

○○工業株式会社
代表取締役社長 ○○○○○印
宮崎市○○町○○番地○○
○○工業株式会社
宮崎支店長 ○○○○○印
宮崎支店総務課○○○○
電話番号0985-99-9999

変更届出の場合で、業種(日本標準産業分類4ケタ分類)に追加若しくは変更がある場合は、次のとおり変更前と変更後を記載する

変更前	半導体素子製造業
変更後	半導体素子製造業、集積回路製造業

項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正(法)という。)附則第3条第1項の規定により、(法)に工業立地法第11条第9項の期間の短

変更届出の場合は、2「敷地面積」と3「建築面積」の欄は、次のとおり変更前の面積と変更後の面積を記載する(小数点以下切り捨て)

変更前	20,000 m ²
変更後	20,450 m ²

工場
特定
縮を申

1	特	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにおいては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業、又は供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	
3	特定工場の敷地面積	m ²
4	特定工場の建築面積	4,000 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	
6	工業団地特例の適用がない場合は、「該当なし」と記載する	建築基準法施行令第2条第1項第2号による
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設	別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等 平成○○年○○月○○日 施設の設置工事 平成○○年○○月○○日
※	整理番号	工場敷地の埋立又は造成工事を行う場合は、「造成工事等」欄に埋立又は造成工事の着手日を記載する また、建築物、生産施設又は緑地等の設置の工事等の着手日を「施設の設置工事」欄に記載する
※	受理年月日	
※	審査結果	考

- 備考
- ※印の欄は、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地の特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定工場における生産施設の面積

新設届出の場合は記載しない

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)	増減面積 (㎡)
エチレン製造装置	セ-1		
分解炉	セ-1-1		
急速冷却装置	セ-1-2		
圧縮機	セ-1-3		
精製装置	セ-1-4		
配管	セ-1-5		
第1ポリエチレン製造装置	セ-2	2, 516㎡	
圧縮機	セ-2-1		
重合装置	セ-2-2		
分離精製装置	セ-2-3	112㎡	
仕上装置	セ-2-4	535㎡	
配管	セ-2-5	782㎡	
第2ポリエチレン製造装置	セ-2	1, 986㎡	
生産施設の面積の合計			

変更届出の場合は、次のとおり様式を変更し、変更前と変更後を記載する(小数点以下切り捨て)

面積 (㎡)	
変更前	変更後
2,400 ㎡	3,100 ㎡

面積は原則として水平投影面積を測定する

- 備考
- 1 施設番号欄には、セ-1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
 - 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
 - 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄に「なし」と記載すること。
 - 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
 - 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後を区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)						
樹林地 (工場東側)	リー1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 変更届出の場合は、次のとおり様式を変更し、変更前と変更後を記載する(小数点以下切り捨て) <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">面積 (㎡)</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 ㎡</td> <td>3,100 ㎡</td> </tr> </tbody> </table> </div>	面積 (㎡)		変更前	変更後	2,400 ㎡	3,100 ㎡
面積 (㎡)								
変更前	変更後							
2,400 ㎡	3,100 ㎡							
区画毎に緑地の種類(樹林地、低木地、芝生、樹木と芝生の混植地等)と設置の場所(例えば工場東側周辺部、事務所前、タンク横等)を記載する	リー2							
	リー3							
緑地面積の合計		㎡						
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)						
テニスコート	カー1	985㎡						
池、噴水、野球場、テニスコート等具体的な名称を記載する。燈籠、石組等はそれらが含まれる遊歩道、公園等を記入する	カー2	1,056㎡						
	カー3	86㎡						
	カー4	52㎡						
緑地以外の環境施設の面積の合計		2,179㎡						
環境施設の面積の合計		4,750㎡						

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2、リー3	敷地面積の15%以上を周辺部に配置すること(準則第4条)
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計		2,571㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況との関係	当工場の東側が住宅地であるので、その方向に樹林と配置し、生活環境の保持に配慮した。	
	特に工場周辺にある住宅、学校、病院等の施設の設置状況との位置関係についても記載する	

備考 1 緑地の名称の欄には、区分毎に緑

2 その他は、別紙1の備考1から3

あるのは緑地にあつては、「リー1」と、緑地以外の環境施設にあつては、「カー1」と読み替えるものとする。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	宮崎〇〇〇〇工業団地					
工業団地の所在地	宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地					
工業団地の面積	145, 690㎡					
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	94, 362㎡					
工業団地共通施設の面積の合計	23, 459㎡					
うち緑地	面積	11, 070㎡				
緑地以外の環境施設	面積	4, 072㎡			種類	公園
その他の共通施設	面積	8, 317㎡			種類	調整池
その他の施設	面積	27, 869㎡	種類	道路		
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明	別添図面のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別図添付で可</div>					

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地の名称	〇〇緑地			
隣接緑地等の所在地	宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地			
隣接緑地等の面積の合計	20, 000㎡			
うち緑地面積	面積	15, 000㎡		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	5, 000㎡		種類 グラウンド
事業者の負担する総額	設置費用	6, 000, 000円		
	維持管理費用	1, 080, 000円		
うち届出者の負担費用	設置費用	2, 000, 000円		
	維持管理費用	360, 000円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明	別添図面のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別図添付で可</div>			

- 備考 1 「事業者の負担する総額の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

※日向市の工業専用地域においては数値が異なりますので、日向市窓口までお問い合わせください。(p5参照)

準則計算表

P : 生産施設面積 S : 敷地面積 G : 緑地面積

E : 環境施設

γ : 生産施設面積率 α : 既存生産施設用敷地計算係数
(生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表参照)

会社工場名	〇〇業種株式会社
中分類業種名	日本標準産業分類の細分類番号を記入する(120頁)
細分類番号	0914
γ	〇〇業種の今回変更に係る生産施設面積

1 生産施設 (単一業種の場合 $P \leq \gamma S$ 、2以上の兼業の場合 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$)

$$2,514\text{m}^2 \leq 11,500\text{m}^2 \times 0.65$$

$$2,514\text{m}^2 \leq 7,475\text{m}^2 \quad \text{※準則適合}$$

2 緑地 ($G \geq 0.2S$)

$$2,400\text{m}^2 \geq 11,500\text{m}^2 \times 0.2$$

$$2,400\text{m}^2 \geq 2,300\text{m}^2 \quad \text{※準則適合}$$

3 環境施設 ($E \geq 0.25S$)

$$3,100\text{m}^2 \geq 11,500\text{m}^2 \times 0.25$$

$$3,100\text{m}^2 \geq 2,875\text{m}^2 \quad \text{※準則適合}$$

- 備考1 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)記入すること。
 2 2以上の兼業の場合は、「業種別生産施設面積整理表」を作成すること。
 3 準則計算推移表を添付すること。
 4 計算式及び答えは、小数点以下を切り捨てること。

※日向市の工業専用地域においては数値が異なりますので、日向市窓口までお問い合わせください。(p5参照)

準則計算表(既存工場用)

P : 当該変更に係る生産施設の面積 S : 敷地面積

G : 当該変更に伴い設置する緑地面積

E : 当該変更に伴い設置する環境施設面積

γ : 生産施設面積率 α : 既存生産施設用敷地計算係数

(生産施設面積の敷地面積に **既存の生産施設面積** 参照)

会社工場名	〇〇工業株式会社 宮崎工場
中分類業種名	化学工業
細分類番号	1635 1635 1636
$\gamma =$	昭和49年6月29日以降今回の変更の直前までの間の増設面積とスクラップ面積の累計

日本標準産業分類の細分類番号を記入する(120頁)

昭和49年6月29日以降今回の変更の直前までの間の増設面積とスクラップ面積の累計

〇〇業種の昭和49年6月28日現在の生産施設面積

1 生産施設 単一業種の場合
$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

2 以上の兼業の場合
$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma} \leq \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\alpha_i}$$

〇〇業種の今回変更に係る生産施設面積

$453 + 2,550 - 3,550 \leq 48,000 - 128 \leq 37,871 \text{ m}^2$

※準則適合

昭和49年6月28日現在に設置済及び設置工事中の緑地面積と昭和49年6月29日以降今回の増設の直前までの間に最低限が必要な緑地面積を超過して設置した面積の累計

2 緑地 単一業種の場合
$$G \geq \frac{P}{S} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

〇〇業種の今回変更する生産施設面積

2 以上の兼業の場合
$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$280 \text{ m}^2 \geq 0(0.2 - 4,136/48,000) + (730/0.65)(0.2 - 4,136/48,000) + (-200/0.65)(0.2 - 4,136/48,000)$

$280 \text{ m}^2 \geq 123 - 34$

$280 \text{ m}^2 \geq 89$ ※準則適合

昭和49年6月28日現在に設置済及び設置工事中の環境施設面積と昭和49年6月29日以降今回の増設の直前までの間に最低限が必要な環境施設面積を超過して設置した面積の累計

3 環境施設 単一業種の場合
$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

2 以上の兼業の場合
$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$280 \text{ m}^2 \geq 0(0.25 - 4,716/48,000) + (730/0.65)(0.25 - 4,716/48,000) + (-200/0.65)(0.25 - 4,716/48,000)$

$280 \text{ m}^2 \geq 168 - 46$

$280 \text{ m}^2 \geq 122$ ※準則適合

- 備考 1 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)記入すること。
 2 2以上の兼業の場合は、「業種別生産施設面積整理表」を作成すること。
 3 準則計算推移表を添付すること。
 4 計算式及び答えは、小数点以下を切り捨てること。

既存工場の準則計算推移表

会 社 工 場 名	〇〇工業株式会社 宮崎工場 (工場)				
設 置 場 所	宮崎市〇〇〇町〇〇〇番地〇〇				
	TEL0985-00-0000 (団地名: 宮崎〇〇工業団地)		工業団地の特例を適用する場合 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇 団地特例 有・(無)		
担 当 者	宮崎太郎	代表業種名	フェノール樹脂、ポリエチレン、合成ゴム		
細 分 類 番 号	P 1 = 1635	P 2 = 1635	P 3 = 1636		
P o i	3,310㎡	1,200㎡	4,660㎡		
γ i	0.65	0.65	0.65		
α i	1.3	1.4	1.4		
現 在 の 状 況	増設可能敷地面積	(計算式) $S - \sum_{i=1}^3 \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} - \sum_{i=1}^3 \frac{P_i}{\gamma_i} = \text{増設可能敷地面積}$		G o	3,936㎡
	37,743㎡	$48,000 - (3,919 + 1,092 + 5,120) - (953 + 2,550 - 3,550) = 37,743$		E o	4,608㎡

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G 1	当該E設置	E 1	備 考
		当該変更面積	変更後面積	(G o)	(次回G o)	(E o)	(次回E o)	
	P1	-620㎡	2,690㎡					
J6宮崎23号	P2	1,020㎡	2,220㎡					
SJ6.3.24	P3	-1,420㎡	3,240㎡	500㎡	4,436㎡	500㎡	5,108㎡	
48,000㎡	計	-1,020㎡	8,150㎡	(3,936㎡)	(4,136㎡)	(4,608㎡)	(4,716㎡)	
				280㎡	4,716㎡	280㎡	5,388㎡	
48,000㎡	計	530㎡	8,680㎡	(4,136㎡)	(4,265㎡)	(4,716㎡)	(4,795㎡)	期間短縮

備 考

P o 昭和49年6月28日現在設置されている生産施設面積
 G o " 緑地面積
 E o " 環境施設面積
 当該G・E設置 当該変更に伴い設置される緑地・環境施設の面積
 (G o)・(E o) 当該変更に伴い設置される緑地・環境施設のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが可能な緑地・環境面積を超える面積
 次回G o・E o 当該変更後に設置されている緑地・環境面積(当該変更届前に届けられた緑地・環境施設の面積の変更に係るものを含む)の面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地・環境施設の面積を超える面積
 備考欄 期間短縮等について記入

様式例第1 (法第6条第2項関係)

業 概 要 説 明 書

変更届出の場合は、当該変更に係る生産施設の稼働開始予定日

当初の操業開始日

1	生産開始の日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	(操業開始 昭和〇〇年〇〇月〇〇日)
2	主要製品別生産能力及び生産数量		
	製 品 名	生産 数 量	
	フェノール樹脂	229,000 ^{トン} /月	
	ポリエチレン	67,000 ^{トン} /月	
	合成ゴム	520 ^{トン} /月	
3	水源別工業用水使用量 計 109,000 ^{トン} /日 (単位:トン/日)		
	上水道	工業用水	河川表流水
	20		
4	電力の使用 (単位:KWH/日)		
	買電による電力使用量	自家発電による電力使用量	
	11,280,000		
5	従 業 員 数 計 (人)		
		男	女
	職員(管理者、事務従事者)	23	10
	工員(生産従事者)	140	25

変更届出の場合は、次のとおり様式を変更する

変更前	変更後

変更届出の場合は、次のとおり様式を変更する

変更前	変更後

変更届出の場合は、次のとおり様式を変更する

変更前	変更後

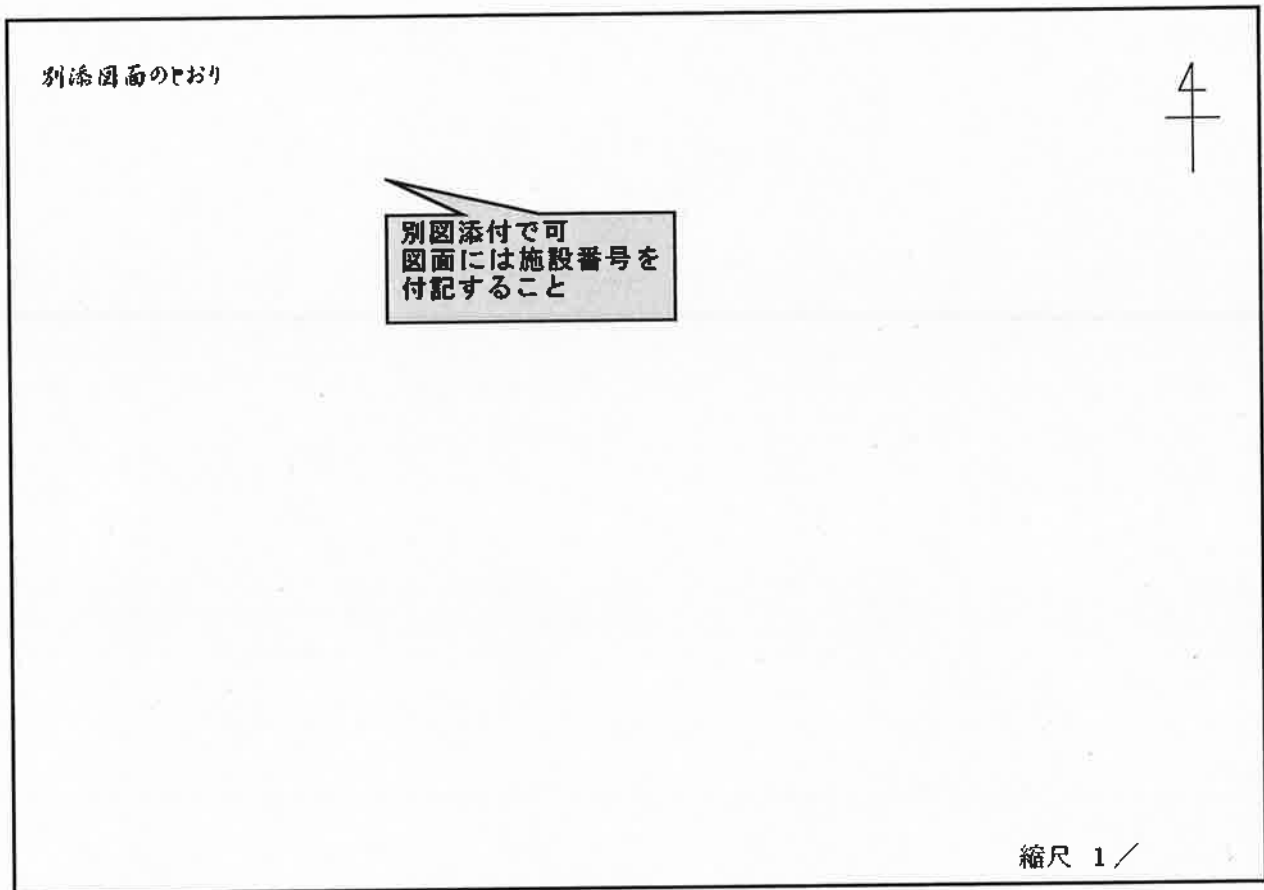
変更届出の場合は、次のとおり様式を変更する

変更前	変更後

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記す(例 トン/日、^m³/月等) 輸送量は、トン換算した値で1ヶ月分を記す。 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

様式例第2 (法第6条第2項関係)

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図


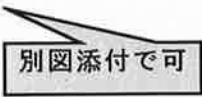


- 備考
- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。
 - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
 - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記してください。

施設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青 緑
緑 地	網 掛 け
様式第1で区別することとされた緑地	
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示してください。
(例 今回設置分：上表色彩で斜線とする 今回廃止分：上表色彩で点書きとする)
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度としてください。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	20, 450㎡	うち自己所有地	20, 450㎡
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域
	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整地域
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし
特定工場用地利用状況説明図			特定工場の用に供する土地の説明
別添図面のとおり			<p>JR〇〇駅の南西約2.5kmに位置し、国道〇〇号線まで約1.5km</p> <p>東側 約50m離れた、住宅がある。</p> <p>西側 水田地帯。約150m離れた住宅がある。</p> <p>南側 山林畑地</p> <p>北側 県道〇〇線を隔てて商店街がある。</p>
縮尺 1/			

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入してください。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類		工 事 の 日 程											
		年月	○年	年	年	年	年	年	年	年	年	年月	年月
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
造成（埋立）工事													
生産施設の設置工事													
施設の名称	施設番号												
エナレン製造装置	セ-1									11/30	12/1稼働		
圧縮機	セ-2-1				6/10					11/30	12/1稼働		
環境施設・緑地の設置工事													
施設の名称	施設番号												
樹林地（工場東側）	リ-1						9/1						
その他の主要施設の設置工事													

植栽工事の完了期限は原則生産施設の運転開始時まで

- 備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を← →印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ当該施設の種別を工事の種類の欄に明記してください。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。

氏名 (名称、住所) 変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇〇〇〇 殿

届出者 東京都〇〇区〇〇〇番地〇〇
 〇〇工業株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇〇印

代理人 宮崎市〇〇〇町〇〇〇番地〇〇
 〇〇工業株式会社
 宮崎支店長 〇〇〇〇〇印

担当者 宮崎支店総務課〇〇〇〇
 電話番号0985-99-9999

氏名 **社長交代に伴う氏名の変更は届出の必要はない** [があつたので、工場立地法第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	〇〇製作所株式会社	
	変更後	〇〇工業株式会社	
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	変更の理由	社名変更のため
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定工場承継届出書

宮崎県知事 ○○○○ 殿

この届出は工場の全部を譲り受ける場合に使用し、一部譲り渡し等は法第8条の変更届出、一部譲り受け等は法第6条の新設届出を行うこと

届出者 東京都○○区○○○番地○○
○○工業株式会社
代表取締役社長 ○○○○○印

代理人 宮崎市○○○町○○○番地○○
○○工業株式会社
宮崎支店長 ○○○○○印

担当者 宮崎支店総務課○○○○
電話番号0985-99-9999

特定工場に係る届出をしたものの地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名又は名称	○○工業株式会社 代表取締役社長 ○○○○○		
継者	住所	東京都○○区○○○番地○○		
特定工場の設置の場所	宮崎市○○○町○○○番地○○	承継年月日	平成○○年○○月○○日	
		承継の原因	買収のため	
※ 整理番号		※受理年月日		
※備考				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

前回の委任状が、委任者、受
任者のどちらにも変更がない
場合は、新たに委任状を作成
する必要はなく、変更届出に
委任状の写しを添付すること

委 任 状

私は、 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地 における 〇〇工業株式会社宮崎工場長
宮崎太郎 を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇工業株式会社
代表取締役社長 日向小太郎 印

第 4 章 法令等資料編

工場立地法（昭和三十四年三月二十日法律第二十四号）

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

（目的）

第一条 この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もつて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（工場立地に関する調査）

第二条 経済産業大臣（工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第一項及び第十五条の三において同じ。）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

- 2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。
- 3 第一項の工場立地の動向の調査は、製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業（以下「製造業等」という。）を営む者（以下「事業者」という。）の主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に関する長期の見通しを個別的に調査することにより行なう。
- 4 第一項の工場立地に伴う公害の防止に関する調査は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地域で調査をすべきものを實地に調査し、当該地区及びその周辺の地域に係る地形、風向、潮せきその他の自然条件並びに土地利用の現況、環境保全及び開発整備の方針その他の社会的条件に関する資料を収集し、並びにその実地調査の結果及び収集した資料に基づき、電子計算機、模型その他の機械及び装置を使用して解析をすることにより行なう。

（工場立地調査簿）

第三条 経済産業大臣は、前条第一項の調査及び第十五条の三の報告に基づいて工場立地調査簿を作成するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の工場立地調査簿を事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。
- 3 第一項の工場立地調査簿には、前条第一項の調査又は第十五条の三の報告により知り得た事業者の秘密に属する事項を記載してはならない。

（工場立地に関する準則等の公表）

第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

- 一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設（物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。）、緑地（植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。）及び環境施設（緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項
- 二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で主務省令で定めるものの配置に関する事項
- 三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項
 - イ 工業団地（製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。）に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの
 - ロ 工業集合地（製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地（工業団地を含むものを含む。）をいう。以下同じ。）に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの
- 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣（工場立地に伴う公害の防止に係る判断の基準となるべき事項にあつては、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣）は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、第二条第一項の調査に基づき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表するものとする。

第四条の二 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面

積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。)を定めることができる。

2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「市準則」という。)を定めることができる。

3 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

4 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(工場立地に関する助言)

第五条 工場又は事業場を設置しようとする者は、経済産業大臣に対し、その工場又は事業場の立地に関する事項について、資料の提供又は助言を求めることができる。この場合において、経済産業大臣は、その所掌する事項に関し、必要な助言をするものとする。

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長(以下単に「市長」という。)に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの(以下「指定地区」という。)に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)

三 特定工場の設置の場所

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき当該工業集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設(以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。)の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額(第八条第一項第二号において「負担総額」という。)及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質(以下「汚染物質」という。)の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置

七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者(当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。)は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。)に係る変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、

当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(勧告)

第九条 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 特定工場の新設又は第七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更（以下「新設等」という。）によつてその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の新設等をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとすることが国民経済上極めて適切なものであると認められるとき。

2 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 前二項の勧告は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならない。

(変更命令)

第十条 都道府県知事又は市長は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。

(実施の制限)

第十一条 第六条第一項の規定による届出をした者、第七条第一項の規定による届出をした者又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から九十日を経過した後でなければ、それぞれ、当該特定工場の新設をし、又は第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による届出に係る変更をしてはならない。

2 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事

項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

(承継)

第十三条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該特定工場を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

第十四条及び第十五条 削除

(国の援助)

第十五条の二 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

(報告)

第十五条の三 経済産業大臣は、第二条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

第十五条の四 削除

(経過措置)

第十五条の五 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務省令)

第十五条の六 第四条第一項第一号若しくは第二号又は第六条第一項第五号イにおける主務省令は、経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

2 第六条第一項本文若しくは第六号若しくは第二項、第七条第一項又は第八条第一項における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第一項の規定による命令に違反した者

第十七条 第十一条第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十条 第十二条又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三十六年六月一日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年六月二二日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月一日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際改正後の工場立地法（以下「新法」という。）第六条第一項に規定する特定工場（以下「新法特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより新法特定工場となる場合を含む。以下同じ。）のための工事を行っている者又はこの法律の施行の日から九十日を経過する日までに新法特定工場の新設のための工事を開始する者に係る当該新法特定工場の新設については、同項の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から九十日を経過した日以後に新法特定工場の新設のための工事を開始する者で、当該新法特定工場につきこの法律の施行の際改正前の工場立地の調査等に関する法律（以下「旧法」という。）の第六条第一項の規定による届出をしているものは、当該新法特定工場の新設については、新法第六条第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号まで及び第七号の事項について届け出ることを要しない。

3 この法律の施行の日から九十日を経過する日までに旧法第六条第一項に規定する特定工場（以下「旧法特定工場」という。）の設置（既存の施設の用途を変更することにより旧法特定工場となる場合を含むものとし、第一項に該当することとなる場合を除く。以下この項において同じ。）のための工事を開始する者に係る当該旧法特定工場の設置については、なお従前の例による。

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者が、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長に届け出なければならない。ただし、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 前項の規定による届出は、工場立地法第七条第二項、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定の適用については、同法第七条第一項の規定による届出とみなす。

第四条 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十四年三月三十一日法律第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の三の次に一条を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第四十五条の二の次に一条を加える改正規定、第五十二条第一項に一号を加える改正規定及び第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定は、産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成九年一月二日法律第一一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた改正前の工場立地法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた前条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出に係る勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第

二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十二年五月三十一日法律第九一号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）附

則第八条の規定の施行の前日である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

附 則 （平成二十三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二百一十一條（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第四百一十一條の二及び第四百一十二條の改正規定に限る。）、第二百五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百八條（都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百一十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四百條及び第九條の二の改正規定に限る。）、第四百一十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四百一十五條、第四百一十六條（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四百一十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百一十八條の改正規定に限る。）、第二百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第二百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二條の改正規定を除く。）、第二百五十七條、第二百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九

条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(工場立地法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 第八十八条の規定の施行の際に効力を有する都道府県が同条の規定による改正前の工場立地法(次項において「旧工場立地法」という。)第四条の二第一項の規定により定めた準則で、当該都道府県の区域のうち市の区域に係るものは、当該市が第八十八条の規定による改正後の工場立地法第四条の二第二項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該市が定めた準則とみなす。

2 第八十八条の規定の施行前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出で、その設置の場所が市の区域に属する旧工場立地法第六条第一項に規定する特定工場に係るものは、第八十八条の規定の施行の日以後においては、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であって同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百二条 前条の規定の施行前に都道府県知事にされた同条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「旧昭和四十八年改正法」という。)附則第三条第一項の規定による届出で、その設置の場所が市の区域に属する旧昭和四十八年改正法附則第二条第一項に規定する新法特定工場に係るものは、前条の規定の施行の日以後においては、当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であって同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

工場立地法施行令（昭和四十九年二月二十二日政令第二十九号）

最終改正：平成二四年六月一日政令第一五九号

内閣は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項、第十四条第三項、第十五条の三及び第十五条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定工場）

第一条 工場立地法（以下「法」という。）第六条第一項の政令で定める業種に属する工場又は事業場は、電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものとする。

第二条 法第六条第一項の政令で定める規模は、敷地面積については九千平方メートル、建築物の建築面積の合計については三千平方メートルとする。

（報告）

第三条 工場適地の調査及び工場立地の動向の調査について法第十五条の三の規定により経済産業大臣が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 工場又は事業場の敷地面積及び建築面積
 - 二 生産数量及び生産能力
 - 三 工業用水及び電力の使用の状況
 - 四 燃料、原材料、外注部品及び製品の輸送の状況
 - 五 従業員の雇用の状況
 - 六 公害防止施設の状況
 - 七 工場又は事業場の設置に関する計画又は長期の見通し
- 2 工場立地に伴う公害の防止に関する調査について法第十五条の三の規定により経済産業大臣及び環境大臣が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 工場又は事業場の敷地面積
 - 二 生産数量及び生産能力
 - 三 生産施設、公害防止施設その他の施設の配置
 - 四 燃料、原材料及び工業用水の使用の状況
 - 五 汚染物質の発生の状況
 - 六 汚染物質の処理その他の公害防止のための措置の内容

附 則 抄

- 1 この政令は、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）の施行の日（昭和四十九年三月三十一日）から施行する。
- 2 工場立地の調査等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百九十号）は、廃止する。

附 則 （昭和五三年七月五日政令第二八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年三月二七日政令第四二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定により新潟海運監理部長がした処分等とみなす。
 - 3 改正法の施行前に新潟海運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれ

それぞれの政令の規定により新潟海運監理部長に対してした申請等とみなす。

附 則 （昭和五十六年三月三十一日政令第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五十九年六月六日政令第一七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。） 及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則 （平成四年八月七日政令第二六九号）

- 1 この政令は、平成四年九月一日から施行する。
- 2 この政令による改正後の第五条の規定により別表の六の項の下欄に掲げる者が行うこととなる同条第一項第一号（工場立地法第十二条第一項及び第十三条第三項に係るものに限る。）又は第二号から第五号までに掲げる事項であつて、この政令の施行前に大蔵大臣、厚生大臣、農林水産大臣又は同表の一の項から五の項までの下欄に掲げる者にされた同法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づく届出に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年一月五日政令第二号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、工場立地法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年一月三十一日）から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成二四年六月一日政令第一五九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

工場立地法施行規則（昭和四十九年三月二十九日大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号）

最終改正：平成二四年六月一五日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項、第六条第一項及び第二項（第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第八条第一項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定に基づき、並びに工場立地法を実施するため、工場立地法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（生産施設）

第二条 法第四条第一項第一号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- 一 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 二 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

（緑地）

第三条 法第四条第一項第一号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 一 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

（緑地以外の環境施設）

第四条 法第四条第一項第一号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

- 一 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
 - イ 噴水、水流、池その他の修景施設
 - ロ 屋外運動場
 - ハ 広場
 - ニ 屋内運動施設
 - ホ 教養文化施設
 - ヘ 雨水浸透施設
 - ト 太陽光発電施設
 - チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
- 二 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

第五条 削除

（特定工場の新設等の届出）

第六条 法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定による届出（以下「新設等の届出」という。）をしようとする者は、当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合には、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長）に、様式第一（特定工場の設置の場所が指定地区に属するときは、様式第二）による届出書を一部提出しなければならない。

- 2 法第六条第二項（法第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次の各号（当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合にあつては、第一号から第五号まで及び第八号）に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を記載した当該特定工場の事業概要説明書
 - イ 生産の開始の時期並びに生産数量及び生産能力
 - ロ 工業用水及び電力の使用量
 - ハ 従業員数
 - 二 生産施設、緑地、環境施設その他の主要施設の配置図
 - 三 当該特定工場の用に供する土地及びその周辺の土地の利用状況を説明した書類
 - 四 工業団地内の工場敷地、次条の施設、公共道路その他の主要施設の配置図（工業団地に当該特定工場の新設等が行われる場合であつて法第八条第一項の規定による届出以外の新設等の届出をする場合に限る。）
 - 五 隣接緑地等における環境施設の配置図（工業集合地に当該特定工場の新設等が行われる場合であつて法第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合に限る。）
 - 六 汚染物質の発生経路及び汚染物質の処理工程を示す図面
 - 七 工場立地に伴う公害の防止に関する調査の対象となつた物質であつて別表第一及び別表第二に掲げる物質以外のもののうち指定地区ごとに経済産業大臣及び環境大臣が定めるものの最大排出予定量に関する事項を説明した書類
 - 八 当該特定工場の新設等のための工事の日程を説明した書類
- 3 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る特定工場の新設等の届出の際に添付した前項の書類であつて最終のものに示した事項について変更がない場合には、当該書類に相当する書類の添付を省略することができる。

（工業団地共通施設）

第七条 法第六条第一項第五号の緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設（以下「工業団地共通施設」という。）は、工業団地内の次の各号に掲げる施設（工業団地に設置される工場又は事業場の敷地内にあるものを除く。）とする。

- 一 緑地及び緑地以外の環境施設
- 二 排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場その他これらに類する施設の敷地

（汚染物質）

第八条 法第六条第一項第六号に規定する汚染物質のうち、大気に係るものは別表第一に掲げる物質とし、水質に係るものは別表第二に掲げる物質とする。

（軽微な変更）

第九条 法第七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 法第六条第一項第五号の事項に係る変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
- 二 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であつて、当該修繕に伴い増加する面積の合計が三十平方メートル未満のもの
- 三 特定工場に係る生産施設の撤去
- 四 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- 五 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- 六 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が十平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

（氏名等の変更の届出）

第十条 法第十二条の規定による届出は、様式第三による届出書によつてしなければならない。

- 2 第六条第一項の規定は、前項の届出の場合に準用する。

（承継の届出）

第十一条 法第十三条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書によつてしなければならない。

- 2 第六条第一項の規定は、前項の届出の場合に準用する。

（条例等に係る適用除外）

第十二条 前二条の規定は、都道府県（特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては、市）の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則 抄

- 1 この省令は、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年三月三十一日）から施行する。
- 2 工場立地の調査等に関する法律施行規則（昭和三十六年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号）は、廃止する。

附 則 （昭和五十三年七月五日大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年三月三十日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第二号）

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五十七年三月二十三日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五十九年六月二十二日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第二号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和六十一年四月二十六日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年八月三十一日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

- 1 この省令は、工場立地法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第二百六十九号）の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前に改正前の工場立地法施行規則第六条第一項、第十条第二項又は第十一条第二項の規定により別表第二の一の項から七の項の中欄に掲げる者に提出された届出書については、なお従前の例による。

附 則 （平成六年十二月二十六日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第二号）

この省令は、平成七年一月一日から施行する。ただし、様式第一から様式第四までの改正規定の適用に関しては、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成十年一月十二日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、工場立地法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年一月三十一日）から施行する。

附 則 （平成十二年一月十三日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年九月十九日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第五号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十六年三月三十一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年六月三十日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十三年九月三十日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年二月十七日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年六月一五日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第六条、第八条関係）

- 一 いおう酸化物
- 二 窒素酸化物
- 三 ばいじん
- 四 カドミウム及びその化合物
- 五 塩素及び塩化水素
- 六 ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素
- 七 鉛及びその化合物
- 八 粉じん

別表第二（第六条、第八条関係）

- 一 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量として表示される有機性物質
- 二 浮遊物質
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質
- 四 カドミウム及びその化合物
- 五 シアン化合物
- 六 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- 七 鉛及びその化合物
- 八 六価クロム化合物
- 九 ひ素及びその化合物
- 一〇 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 一一 水素イオン
- 一二 フェノール類
- 一三 銅
- 一四 亜鉛
- 一五 溶解性鉄
- 一六 溶解性マンガン
- 一七 クロム
- 一八 ふつ素
- 一九 大腸菌群

様式第1 (法第6条関係)

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

年 月 日

殿

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 } 印

(担当者) 電話 () () 番

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業、又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)		
3	特定工場の敷地面積		m ²
4	特定工場の建築面積		m ²
5	特定工場における生産施設の面積		別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙4のとおり
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整理番号	宮崎第 号	※ 備 考
※	受理年月日	平成 年 月 日	
※	審査結果		

備考

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地の特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。)に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)	増減面積 (㎡)
生産施設の面積の合計		㎡	

備考

- 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄に「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後を区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設的面積及び配置

1 緑地及び環境施設的面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)
緑地面積の合計		㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)
緑地以外の環境施設的面積の合計		㎡
環境施設的面積の合計		㎡

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設的面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況との関係	

備考

- 1 緑地の名称の欄には、区分毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは緑地にあつては、「リー1」と、緑地以外の環境施設にあつては、「カー1」と読み替えるものとする。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称			
工業団地の所在地			
工業団地の面積			m ²
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計			m ²
工業団地共通施設の面積の合計			m ²
うち緑地	面積	m ²	
緑地以外の環境施設	面積	m ²	種類
その他の共通施設	面積	m ²	種類
その他の施設	面積	m ²	種類
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明			

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地の名称			
隣接緑地等の所在地			
隣接緑地等の面積の合計			m ²
うち緑地面積	面積	m ²	
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類
事業者の負担する総額	設置費用		円
	維持管理費用		円
うち届出者の負担費用	設置費用		円
	維持管理費用		円
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明			

備考1 「事業者の負担する総額の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式第2 (略)
別紙5 (略)
別紙6 (略)
別紙7 (略)
別紙8 (略)

様式第3 (法第12条)

氏名 (名称、住所) 変更届出書

年 月 日

殿

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名) 印

(担当者) 電話 () () 番

氏名 (名称、住所) に変更があったので、工場立地法第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		変更の理由	
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4 (法第13条)

特定工場承継届出書

年 月 日

殿

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名) 印

(担当者) 電話 () () 番

特定工場に係る届出をしたものの地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名又は名称		
	住所		
特定工場の設置の場所		承継年月日	
		承継の原因	
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

工場立地に関する準則（平成十年一月十二日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）

最終改正：平成二四年六月一五日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（昭和四十九年三月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）の全部を次のように変更したので、同項の規定に基づき、告示する。

（生産施設の面積の敷地面積に対する割合）

第一条 工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第一号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げる生産施設（以下「生産施設」という。）の面積の敷地面積に対する割合は、別表第一の上欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合以下の割合とする。

（緑地の面積の敷地面積に対する割合）

第二条 規則第三条各号に掲げる緑地（以下「緑地」という。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、百分の二十以上の割合とする。ただし、規則第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の二十五の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第三条 緑地及び規則第四条の緑地以外の環境施設（以下「環境施設」という。）の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十五以上の割合とする。

（環境施設の配置）

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき都道府県準則が定められた場合（以下「都道府県地域準則が定められた場合」という。）若しくは同条第二項の規定に基づき市準則が定められた場合（以下「市準則が定められた場合」という。）又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（工業団地に工場等を設置する場合における特例）

第五条 第一条から第四条までの敷地面積（都道府県準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則中の敷地面積、市準則が定められた場合にあつてはその市準則中の敷地面積。次条において同じ。）、第二条の緑地の面積（都道府県準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則中の緑地の面積、市準則が定められた場合にあつてはその市準則中の緑地の面積。次条において同じ。）並びに第三条及び第四条の環境施設的面積（都道府県準則が定められた場合にあつてはその都道府県準則中の環境施設的面積、市準則が定められた場合にあつてはその市準則中の環境施設的面積。次条において同じ。）は、工業団地に工場等を設置する場合であつて当該工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるときは、次の各号に掲げる式により算定することができるものとする。

一 敷地面積

当該工場等の敷地面積＋規則第七条に規定する工業団地共通施設の面積
当該工場等の敷地面積

× $\frac{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$

二 緑地の面積

当該工場等の緑地の面積＋規則第七条に規定する工業団地共通施設のうち緑地の面積
当該工場等の敷地面積

× $\frac{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$

三 環境施設の面積

当該工場等の環境施設の面積+規則第七条に規定する工業団地共通施設のうち環境施設の面積
 当該工場等の敷地面積

× $\frac{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}{\text{工業集合地に工場等を設置する場合における特例}}$

第六条 第一条から第四条までの敷地面積、第二条の緑地の面積並びに第三条及び第四条の環境施設の面積は、工業集合地に隣接する一団の土地に、緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより、地域における緑地等の整備の前進につながるなど、周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場等を設置する場合であつて、当該工業集合地及び当該緑地又は環境施設（以下この条において「隣接緑地等」という。）について一体として配慮することが適切であると認められるときは、原則、次の各号に掲げる式により算定することができるものとする。

一 敷地面積

当該工場等の敷地面積+隣接緑地等の面積
 隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用
 × $\frac{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}}$

二 緑地の面積

当該工場等の緑地の面積+隣接緑地等のうち緑地の面積
 隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用
 × $\frac{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}}$

三 環境施設の面積

当該工場等の環境施設の面積+隣接緑地等のうち環境施設の面積
 隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用
 × $\frac{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}}$

なお、例外として、隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者がいずれも費用を負担しない場合についても、都道府県知事又は市長は、事業者間の公平性が著しく損なわれることのない範囲において算定することができるものとする。

(備考)

1 昭和四十九年六月二十八日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第一条の規定に適合する生産施設の面積、第二条の規定に適合する緑地の面積及び第三条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 生産施設の面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \quad \text{ただし、} \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0 \text{ のときは } P = 0 \text{ とする。}$$

これらの式において、P、 γ 、S、 P_0 、 α 及び P_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- P 当該変更に係る生産施設の面積
- γ 当該既存工場等が属する別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- S 当該既存工場等の敷地面積
- P_0 昭和四十九年六月二十八日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計
- α 当該既存工場等が属する別表第二の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる数値
- P_1 昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計（昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{ただし、} \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0 \text{ のときは } G \geq 0.2S - G_1 \text{ とし、}$$

$$0.2S - G_1 \leq 0 \text{ のときは } G \geq 0 \text{ とする。}$$

これらの式において、G、P、 γ 、 G_0 、S及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設的面積
- γ 当該既存工場等が属する別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の(一)、(二)のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる緑地の面積に満たなくとも建替えを可能とする。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る（3一において同じ。）

(一) 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積が一定量改善されること

(二) 生活環境保全等要件

以下の①から③の内いずれか一つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

三 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、
 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、 E_0 、S及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- P 当該変更に係る生産施設的面積
- γ 当該既存工場等が属する別表第一の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる環境施設的面積に満たなくとも建替えを可能とする。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る（3二において同じ。）

(1) 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること

(2) 生活環境保全等要件

以下の①から③の内いずれか一つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

2 工場等が別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属するときは、第一条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとする。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

ただし、昭和四十九年六月二十九日以後に既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{とする。}$$

これらの式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 S 、 m 、 P_{0i} 及び α_i は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- n 当該工場等が属する業種の個数
- P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（ i 業種に属する生産施設的面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）又は既存工場等が昭和四十九年六月二十九日以後に行う i 業種に属する生産施設的面積の変更に係る面積の合計（昭和四十九年六月二十九日以後に i 業種に属する生産施設的面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）
- γ_i i 業種についての別表第一の下欄に掲げる割合
- S 当該工場等の敷地面積
- m 昭和四十九年六月二十八日における当該既存工場等が属する業種（その日に設置のための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。）の個数
- P_{0i} 昭和四十九年六月二十八日に設置されている i 業種に属する生産施設的面積又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設的面積の合計
- α_i i 業種についての別表第二の下欄に掲げる数値

3 昭和四十九年六月二十九日以後に生産施設的面積の変更が行われる場合であつて当該既存工場等が別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属するときは、第二条の規定に適合する緑地の面積及び第三条の規定に適合する環境施設的面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- γ_j j 業種についての別表第一の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

二 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.25 - \frac{E_0}{S}) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E_1 \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
- γ_j j 業種についての別表第一の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和四十九年六月二十九日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 4 第三条（都道府県準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則中の環境施設の面積の敷地面積に対する割合、市準則が定められた場合にあつてはその市準則中の環境施設の面積の敷地面積に対する割合）を適用する場合には、工場等の周辺の区域の大部分が海面若しくは河川である場合又は工場等の周辺の区域に当該工場等のために設置されていると認められる相当規模の環境施設がある場合であつて、実質的に同条の割合が担保されていると認められるときは、これらの事情を勘案することができる。
- 5 昭和四十九年六月二十九日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における第四条の環境施設の配置は、当該既存工場等の周辺の地域の土地の利用状況、当該既存工場等の敷地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行うものとする。

別表第一（第一条・備考関係）

業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第一種 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	百分の三十
第二種 製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属鋳物製造業	百分の三十五
第三種 一般製材業及び伸鉄業	百分の四十
第四種 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	百分の四十五
第五種 鋼管製造業及び電気供給業	百分の五十
第六種 でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鋌山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	百分の五十五
第七種 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	百分の六十
第八種 その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	百分の六十五

別表第二 ((備考) 関係)

業種の区分	既存生産施設 用敷地計算係 数
一 他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	一・二
二 化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鑄鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	一・三
三 有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	一・四
四 ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	一・五

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準

発令 : 平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号

最終改正 : 平成24年2月17日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第2号

改正内容 : 平成24年2月17日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第2号 [平成24年4月1日]

○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準

[平成十年一月十二日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号]

[沿革]

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第三項の緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準

工場立地法第四条の二第三項に規定する区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十超百分の三十以下) 以上	(百分の十以上百分の二十五以下) 以上	(百分の五以上百分の二十未満) 以上	(百分の五以上百分の二十五以下) 以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十五超百分の三十五以下) 以上	(百分の十五以上百分の三十以下) 以上	(百分の十以上百分の二十五未満) 以上	(百分の十以上百分の三十以下) 以上

(備考)

- 1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 第一種区域 住居の用に併せて商業等の用に供されている区域
 - 二 第二種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域
 - 三 第三種区域 主として工業等の用に供されている区域
 - 四 第四種区域 第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域
- 2 区域の設定に当たっては、緑地整備の適切な推進を図り周辺の地域の生活環境を保全する観点から、次に掲げる事項に留意すること。
 - 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのある地域については、原則次の区分に従うこと。
 - ア 「第一種区域」として設定することができる区域
「第二種区域」又は「第三種区域」として設定することができる区域以外の区域
 - イ 「第二種区域」として設定することができる区域 準工業地域
 - ウ 「第三種区域」として設定することができる区域 工業専用地域、工業地域
 なお、工業地域であっても多数の住居が混在している場合のごとく第二種区域又は第三種区域を設定した場合に特定工場の周辺の地域における生活環境の保持が著しく困難と認められる地域については、用途地域にとらわれることなく地域の区分の当てはめを行うこと。
 - 二 都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域については、原則次の区分に従うこと。
 - ア 「第四種区域」として設定することができる区域 工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること。
 - イ 「第四種区域」以外の区域として設定することができる区域 今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に区域の設定を行うこと。

三 また、第二種区域又は第三種区域を設定する場合には、工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること。

さらに、第二種区域及び第三種区域の設定に当たっては、現在でも緑地面積率が数%と言う状況に留まっている、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に第二種区域を設定することによって、工場の緑地等の整備を促し、結果として現状よりも緑地等の整備が進むように配慮すること。

- 3 工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、／農林省、通商産業省、／運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

附 則〔平成二三年九月三〇日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第二号〕
この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二四年二月一七日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第二号〕
この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔平成二三年八月法律第一〇五号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準

発令 平成19年6月25日号外財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号

最終改正：平成23年9月30日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第3号

改正内容：平成23年9月30日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第3号〔平成23年9月30日〕

○緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準

〔平成十九年六月二十五日号外財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号〕

〔沿革〕

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第二項に規定する緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第二項に規定する緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限	百分の十以上百分の二十未満	百分の五以上百分の二十未満	百分の一以上百分の十未満
環境施設的面積の敷地面積に対する割合の下限	百分の十五以上百分の二十五未満	百分の十以上百分の二十五未満	百分の一以上百分の十五未満

（備考）

- 1 甲種区域、乙種区域及び丙種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 甲種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域（緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号）に規定する第二種区域と同等の区域）
 - 二 乙種区域 主として工業等の用に供されている区域（緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準に規定する第三種区域と同等の区域）
 - 三 丙種区域 専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域
- 2 区域の設定に当たっては、緑地整備の適切な推進を図り周辺の地域の生活環境を保全する観点から、次に掲げる事項に留意すること。また、各区域の設定に当たっては、特定工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設などが存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域であることを考慮すること。
 - 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に定める用途地域の定めがある地域については、原則次の区分に従うこと。
 - ア 「甲種区域」として設定することができる区域 準工業地域
 - イ 「乙種区域」として設定することができる区域 工業地域、工業専用地域
 - ウ 「丙種区域」として設定することができる区域 工業地域又は工業専用地域のうち、設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設（住宅等の居住施設、物品販売店舗及び飲食店等商業の用に供している施設、図書館等の文教施設、診療所等の医療施設、老人ホーム及び保育所等の社会福祉施設等であって、工業等の用に供している施設に付随して設置されたもの及び主として工業等の用に供している施設の従業員その他の関係者の利用に供されているものを除く。以下同じ。）が存しない区域
 - 二 工業地域であっても多数の住居が混在する場合など用途地域に即して区域を設定した場合

に特定工場の周辺の地域における生活環境の保持が著しく困難と認められる場合については、用途地域にとらわれることなく区域の当てはめを行うこと。

三 都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めがない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に、特定工場の周辺の地域について、以下のそれぞれの要件を満たす範囲を特定して区域の区分を行うこと。

ア 「甲種区域」として設定することができる区域 設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設が近隣の準工業地域と同程度以下の割合で存する区域

イ 「乙種区域」として設定することができる区域 設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設が近隣の工業地域又は工業専用地域と同程度以下の割合で存する区域

ウ 「丙種区域」として設定することができる区域 乙種区域に相当する区域のうち、設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設が存しない区域

四 各区域の設定に当たっては、現在でも緑地面積率が数%という状況にとどまっている、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に区域を設定することによって、特定工場における緑地及び環境施設の整備を促し、結果として現状よりも緑地等の整備が進むように配慮すること。

また、丙種区域の設定に当たっては、併せて丙種区域として設定しようとする区域の存する地域における緑地及び環境施設の整備に配慮する等、地域の環境の保全に留意すること。

五 緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合の下限値の設定に当たっては、区域内の状況のみにとどまらず、区域に接する地域が当該地域の住民の生活の用に供されている状況を勘案して、特定工場の周辺的生活環境の保持がなされるように配慮すること。

3 工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、／農林省、通商産業省、／運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

附 則〔平成二三年九月三〇日財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第三号〕この告示は、公布の日から施行する。

工場立地法運用例規集

第一編 工場立地法の用語の解釈、運用等

第一章 製造業

第一節 製造業等の定義

(製造業等)

1-1-1-1

製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とする。

製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けること）と修理をそれぞれ合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車輛製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれない。

(製造業等に係る工場又は事業場)

1-1-1-2

製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）とは、規則第2条による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいう。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので工場等とはしない。

(業種の定義：熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業)

1-1-1-3

プラスチック製造業のうち、熱硬化性樹脂製造業、半合成樹脂製造業には、次の樹脂の製造業が含まれる。

熱硬化性樹脂には

フェノール樹脂

ユリア樹脂

メラミン樹脂

不飽和ポリエステル樹脂

フタル酸樹脂

エポキシ樹脂

けい素樹脂（シリコン）

ジアリルフタレート樹脂

ポリアセタール樹脂

グアナミン樹脂

フラン樹脂

キシレン樹脂

ステレンホルマリン樹脂

ビニルエステル樹脂

レゾルシノール樹脂 等が含まれる。

半合成樹脂（セルロース系樹脂）には、

セルロイド生地

アセチルセルローズ（酢酸繊維素）

硝酸繊維素 等が含まれる。

なお、石油又は石油副生ガスから一貫してプラスチックを製造する製造業は、石油化学系基礎製品製造業に、プラスチック製の管、板、食器などのプラスチック製品を製造する製造業はその他の製造業（第5種）にそれぞれ区分されている。

(業種の定義：加工紙製造業)

1-1-1-4

加工紙製造業には、塗工紙（紙にろう、油、プラスチックを塗装、浸透または漬層加工したもの）、段ボール、壁紙、ふすま紙、ブックバイディングクロス（紙又は織物に水系塗料、プラスチックなどを塗装、浸透させて書籍装丁用、紙器用等に用いる）を製造する工場が含まれる。

(業種の定義：非鉄金属第2次製錬精製業)

1-1-1-5

非鉄金属等第2次製錬精製業には、鉛、亜鉛、アルミニウム、すず、水銀、ニッケルなどの非鉄金属のくず及びドロスを処理し、再生する工場又は減摩合金、活字合金などの合金を製造する工場が含まれる。

(業種の定義：銑鉄鑄物業と自動車部分品・付属品製造業)

1-1-1-6

自動車部品のエンジン、ブレーキ等の構成部品の銑鉄鑄物のみを製造する工場は銑鉄鑄物業に属する。エンジンやブレーキ等の自動車部品を製造、出荷する工場の鑄物工場は全量自家使用であるので兼業として取り扱わない。

(業種の定義：プレハブ住宅等)

1-1-1-7

プレハブ住宅用ルームユニット製造業及びサニタリーユニット（浴室ユニット、便所ユニット、洗面所ユニット及びこれらを組み合わせたユニット）製造業は、準則の別表第1及び第2の「その他の製造業」に該当する。

プレハブ住宅用部材製造業にあつては、その製造部材が木製品である場合には別表第1及び第2の「造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業」、コンクリート製品である場合には別表第1及び第2の「窯業、土石製品製造業」、建築用金属製品である場合には別表第1の「その他の製造業」、別表第2の「金属製品製造業」に該当する。

(業種の定義：パルプ製造業及び紙製造業の取扱い)

1-1-1-8

パルプ生産能力と紙生産能力の和に対するパルプ生産能力の比率が80%以上の工場等はパルプ製造業、30%以下の場合には紙製造業、30%ないし80%の場合にはパルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業に属する。

第二節 兼業の取扱い

(兼業かどうかの判断)

1-1-2-1

一の工場が兼業かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断する。

- ①自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場生産されるすべての半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とする。
- ②工場生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とする。
- ③工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷するが1つの工場として取り扱われている。）は出荷される製品の種類の如何によらず一つの業種の工場として取り扱う。

(例1) 段ボールシートと段ボール箱を製造している工場の場合、段ボールシートと段ボール箱をそれぞれ出荷する場合は、段ボールシート製造業（加工紙製造業）及び段ボール箱製造業（紙製容器製造業）の兼業であるが、段ボールシートを全部段ボール箱にして段ボール箱のみ出荷する場合は、この工場は段ボール箱製造業に属する。

(例2) 棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業に属するが、表面処理、伸線等を含めて行う場合も高炉による製鉄業に属する。

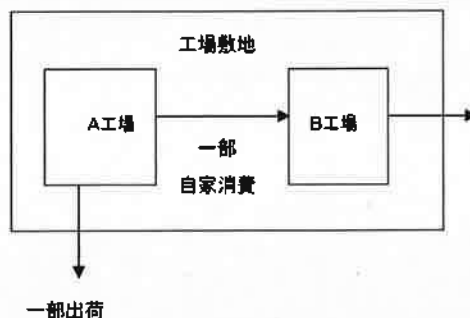
(例3) パルプから紙を一貫して製造する工場で、紙製品及び紙製容器を合わせて製造し、それぞれ出荷する場合は、パルプ製造業及び紙製造業、紙製品製造業、及び紙製容器製造業の兼業である。

(兼業の場合の生産施設面積の算定)

1-1-2-2

兼業の場合の準則の計算のためには、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定する必要があるが、算定の方法が不確かなものは次の例によるものとする。

- ① 共用の用役施設等については、工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分し、それぞれの生産施設の面積として算定する。
- ② 一の工場建屋内に段ボールシート製造機と段ボール箱製造機が設置されており、当該工場が全体として兼業の場合は、当該工場建屋は面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定するが、判別のつけがたいものは、属する業種の個数で単純に工場建屋面積を分割してそれぞれの生産施設面積として算定する。
- ③ A製造業(準則値30%)とB製造業(準則値40%)の兼業に属する工場においてAを製造する工場建屋がある場合、Aの一部はB製造用に自家消費し、他はAのまま出荷する場合であっても当該Aを製造する工場建屋全体が準則値30%を適用される生産施設となる。



- ④ 一の工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、その工場建屋は準則値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

第二章 特定工場

第一節 特定工場の定義

(製造業等に係る工場又は事業場)

1-2-1-1

次のような事業場は製造業等に係る工場又は事業場に含まれない。

- ① 工場とは別の団地にある、独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等(これらに付随して、選別、梱包、包装、混合等を行うものを含む。)
(例1) 油槽所(潤滑油ベースに添加剤を加えて出荷する油槽所を含む。)
(例2) 石炭の集荷、出荷場(混炭を行う石炭の集荷、出荷場を含む。)
- ② 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場(選果場、ライスセンター等)
- ③ 業として保管を行う事業所で当該保管業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所

- ④修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- ⑤電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ⑥鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等
- ⑦LPガスを充填して小売する事業所等
- ⑧機械又は装置を設置している職業訓練所、学校等

（自家発電所等）

1-2-1-2

- ①別法人格の共同火力発電所及び製造業等に属する工場の自家発電所で当該工場とは別の団地にあるものは全て電気供給業として、本法の対象とする。
- ②別法人格の共同熱供給所及び製造業等に属する工場の自家用の熱供給所で当該工場とは別の団地にあるものは全て熱供給業として本法の対象とする。
- ③別法人格の共同のガス製造工場及び製造業等に属する工場の自家用のガス製造工場、当該工場とは別の場所にあるものは全てガス供給業として、本法の対象とする。
- ④特定の需要者に対し、熱、電気、ガスのうち、2つ以上のものを供給する事業所（いわゆるユーティリティ会社）は、それらの業種の兼業に属するものとして、本法の対象とする。

（一の団地）

1-2-1-3

一の団地とは、連続した一区画内の土地をいう。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではないがその工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

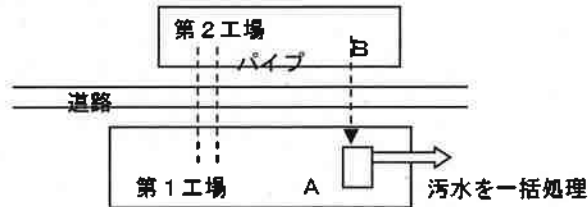
（一の団地の例）

1-2-1-4

一の団地の判断については、次の事例を参考とされたい。

（例1）

第1工場と第2工場に道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBを一の団地とする。



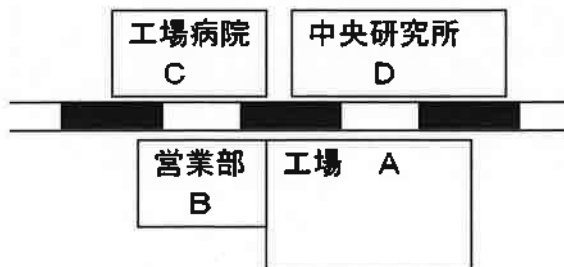
（例2）

第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は、一の団地としない。

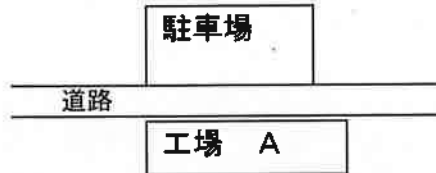


（例3）

鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれの区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一の団地としない。したがって、A及びBを一の団地とする。



(例4)
道路を挟んで、従業員用の
駐車場がある場合は、A及び
Bを一の団地とする。



(例5)
飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地とはしない。

(例6)
高速道路等の幅の広い道路又は河口部等の非常に巾の広い河川が間に入る
場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは一の団
地としない。

第二節 敷地面積
(工場等の敷地面積)

1-2-2-1

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の
用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の
用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の
予備として確保している土地は含まれる。

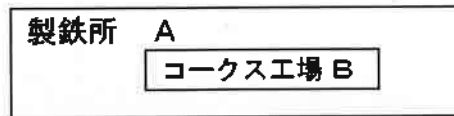
(土地の所有関係に関する工場の敷地面積)

1-2-2-2

工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する
土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合
には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建
設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含
まれるものとする。

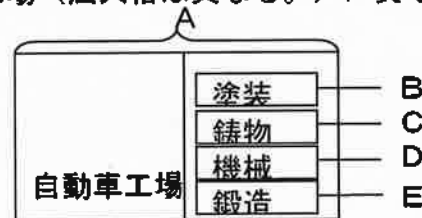
(例1) 自社工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合

製鉄所の敷地面積は、コークス工場
の敷地面積を除いたA-Bとする。



(例2) 自社工場の敷地の一部を関連下請工場（法人格は異なる。）に貸地とし
ている場合

自動車工場の敷地面積はA - (B +
C + D + E) とする。



(工場敷地から除外する社宅、寮、病院の取扱い)

1-2-2-3

社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、
社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外す
る。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。

(保育所及び託児所の取扱い)

1-2-2-4

工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、保育所及び託児所用の土地もこれに準じて取扱うものとする。

(公有水面の取扱い)

1-2-2-5

海、河川、堀割、クリーク等公有水面上を埋立によらないで工場の用に供する施設の一部として使用している場合は当該水面は工場敷地面積には含めない。例えば、公有水面に材木を浮かべた貯水場や浮きドッグ、棧橋等の面積は工場敷地面積には含めない。

第三節 建築物の建築面積

(工場等の建築面積)

1-2-3-1

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。すなわち、建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

第三章 生産施設

第一節 生産施設の定義

(生産施設の定義)

1-3-1-1

生産施設とは、規則第2条に規定する施設をいい、同条にいう物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。以下同じ。）をいう。

(地下に設置された施設)

1-3-1-2

規則第2条にいう地下に設置される施設とは、地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設をいう。

(発電工程等の生産施設)

1-3-1-3

規則第2条にいう発電工程、ガス製造工程、熱発生工程又は加工修理工程を形成する機械又は装置は物品の製造工程を形成する機械又は装置に準ずるものとする。

(主要な部分に係る附帯施設)

1-3-1-4

規則第2条第2号にいう主要な部分に係る附帯施設とは、製造工程等形成施設のうち用役施設をいう。

(主要な部分に係る附帯施設のうち生産施設から除くもの)

1-3-1-5

規則第2条第2号にいう主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものとして生産施設から除くものとは、用役施設であって主に自家用の電気を発電するために設置される施設(水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものに限る。)をいう。

第二節 製造工程別の取扱い

(コントロールハウス)

1-3-2-1

生産機能の集中制御のための建築物は生産施設とする。

(季節的に用途が変わる建築物)

1-3-2-2

でんぷん製造や清酒製造のように、生産活動を行う時期が季節的である場合に規則第2条第1号の建築物(以下「工場建屋」という。)の用途が季節的に異なる場合でも、生産施設とする。

(事務所、研究所、食堂等)

1-3-2-3

事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としない。

(倉庫関連施設)

1-3-2-4

- (i) 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場若しくはタンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。
- (ii) 倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としない。

(半製品又は中間製品のタンク、倉庫)

1-3-2-5

ある工場における半製品又は中間製品とは、当該工場における最終の製品に至るまでの製造工程の途中段階までに製造されるものをいうが、そのものの大半が販売品として、又は、系列会社等の原料として出荷される場合は当該工場における製品とみなし、半製品又は中間製品とはしないものとする。

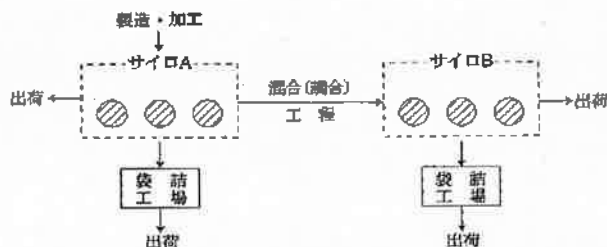
- ① 半製品又は中間製品のタンクが製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には生産施設とする。(1-3-4-10の(注)参照)
ただし、原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されている半製品又は中間製品のタンクは生産施設とはしない。
- ② 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合には当該工場建屋は生産施設とする。
- ③ 原材料や製品の倉庫に半製品や中間製品が置かれていても当該倉庫は生産施設とはしない。

(タンク付属施設)

1-3-2-6

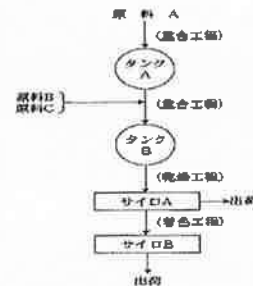
生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としない。

(例 1)



サイロA、サイロBは生産施設としない。
(袋詰工場は生産施設とする。)

(例 2)



タンクA、Bは生産施設とし、サイロA、Bは生産施設としない。

(サイロ等)

1-3-2-7

セメント製造業、肥料製造業、清酒製造業等における独立したサイロ、倉庫であって、出荷の用に供されるものは生産施設としない。

(貯酒蔵)

1-3-2-8

清酒製造業、ウイスキー製造業等における独立した貯酒蔵は生産施設としない。

(製紙業におけるプレス装置)

1-3-2-9

製紙業において単なる貯蔵を目的として古紙をプレスし、コンパクトにする装置は、生産施設としない。

(出荷輸送関連施設)

1-3-2-10

- (i) 生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設は生産施設とする。
- (ii) 倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設は生産施設としない。
- (iii) 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設は生産施設としない。

(包装・荷造（梱包）施設)

1-3-2-11

医薬品の粉体を包装紙に包み、これを瓶詰にし、紙箱に詰める工程に係る施設やビールの瓶詰施設、セメントの袋詰施設等は生産工程の一環としての製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う生産施設とする。

(用役施設)

1-3-2-12

用役施設のうち、主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等の施設は生産施設とする。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受変電施設をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。

(製造工程等の用以外の用に供されるボイラー、コンプレッサー等)

1-3-2-13

ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設であって規則第2条にいう製造工程等の用以外の用に専ら供されているもの、例えば、事務所用の空気調節施設(すなわち、ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等)又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としない。

ただし、製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設とする。

又、工場建屋のための空気調整施設は製造工程等の用に供するので生産施設とする。

(検査所(試験室))

1-3-2-14

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

(修理工場)

1-3-2-15

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とするが、単に部品の取替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としない。

(修理工場であって生産施設でないもの)

1-3-2-16

修理工場であって、生産施設から除かれるものは、当該工場の機器類の修理のための部品の取替え(切断又は曲げ等の低次加工を含む。)を行うものというが、治工具(工場で生産のために使用する治具又は工具)を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは、金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とする。

(公害防止施設)

1-3-2-17

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし生産施設とはしない。例えば、重油脱硫施設などはこの意味から生産施設である。しかし、当該施設によって有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合は、次の考え方によるものとする。

- (i) 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料として使用するための加工等の用に供される施設は公害防止施設とする。
 - ・当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。
 - ・当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。
- (ii) 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合において次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される施設は公害防止施設とする。
 - ・当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。
 - ・当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

以上の具体例を示すと、クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置、非鉄金属精錬における硫酸回収施設等は生産施設であるが、発電所における排煙脱硫施設等は公害防止施設として取り扱うものとする。

(排水処理施設等)

1-3-2-18

排水処理施設等に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- (i) 排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合であっても当該排水処理施設は生産施設としない。
- (ii) 工場からのほい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないものは生産施設としない。
- (iii) 製造業の用に供するLNG、LPGの気化装置は生産施設とする。
- (iv) ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫施設は生産施設とする。
- (v) 高炉ガスからのアンモニア回収施設は生産施設とする。
- (vi) サルファイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置は生産施設としない。
- (vii) アルコール製造工場における蒸留廃液の濃縮燃焼装置は生産施設としない。
- (viii) 製鉄工場、金属製品製造工場における廃酸、廃アルカリ回収施設は生産施設とする。
- (ix) セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプの廃液濃縮燃焼装置は、生産施設としない。
- (x) 製鉄工場において自家消費するコークス炉ガスを公害防止を目的とする脱硫する施設は、生産施設としない。

(排煙施設)

1-3-2-19

煙突、煙道等排煙施設は排水施設に準じるものとし、生産施設としない。

(休廃止施設)

1-3-2-20

一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とする。

(試作プラント)

1-3-2-21

試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設から除外するが、当該試作のための施設の規模、性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合はこの限りではない。

(屋外作業場)

1-3-2-22

屋外の作業場（屋外の作業場の作業環境の改善のため、次に掲げる日除け用構造物又は移動屋根によつて覆われる作業場を含む。）は生産施設としない。ただし、当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）は生産施設とする。

- ①クレーンで吊上げ移動する、簡易な構造の日除け。
- ②屋根及び柱を含む一体が軌条上を移動する簡易な構造の移動屋根であつて、静止した状態で移動する為の軌条間面積の1/3を覆う程度の小規模のもの。

(技術訓練施設)

1-3-2-23

技術訓練所の訓練施設は生産施設としない。

(混合、調合施設)

1-3-2-24

単に混合、調合を行う行為でも、生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるものは、生産工程を形成するものとする。例えば、農薬の混合、無機薬品の混合又は清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設は生産施設とする。

(冷凍施設等)

1-3-2-25

冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設は生産施設とする。しかし、でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設としない。

(養生施設)

1-3-2-26

コンクリート製品の屋外の養生場は生産施設ではないが、屋内で養生を行う場合、当該養生を行う建築物は生産施設とする。

(造船ドック及び船台)

1-3-2-27

造船場におけるドック及び船台は生産施設とする。

(副資材製造工場等)

1-3-2-28

製品の出荷のための梱包材を製造する工場建屋や鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋、工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋はすべて生産施設とする。

第三節 電気供給業等における生産施設

(電気供給業における生産施設)

1-3-3-1

- ①発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設は生産施設としない。ただし、石炭の粉砕機、LNGの気化装置、レギュレーターは生産施設とする。
- ②発電工程を形成する機械又は装置とは、ボイラー本体、再熱器、タービン本体、復水器本体、給水ポンプ、給水加熱器、給水処理装置、ボイラー水処理装置、ボイラーに付属する空気予熱器、蒸気配管、発電機、励磁機等をいう。
- ③独立した変電施設（主変圧器を含む。）開閉所、冷却池、冷却塔、取水施設、受電施設は生産施設としない。
- ④原子力発電に係る廃棄物貯蔵施設、核燃料貯蔵施設、淡水源施設（ダム、プール等）は生産施設としない。
- ⑤発電工程を形成する機械又は装置の主要な部分に係る附帯施設として設けられる太陽光発電施設については生産施設としない。

(石炭ガスによるガス供給業の生産施設)

1-3-3-2

ガス製造工程前の原料の受入れ、貯蔵又は輸送の施設である石炭クレーン、貯炭場又はコンベア等は生産施設としないが、石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属した制御室並びにガス製造施設、ガス精製施設、コークス製造施設及びタール精製施設等は生産施設とする。

- ①ガス製造施設は石炭ガス発生炉、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークガイド車、並びにこれらが設置されている区画内にあるドライメン等の配管で構成され、生産施設とするが、消火水の沈澱槽（消火用ポンプを含む。）、沈澱粉処理施設は生産施設としない。
- ②ガス精製施設は、冷却装置、タール排除器（コットレルを含む）、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離機、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管で構成され、生産施設とするが、硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽は生産施設としない。
- ③コークス製造施設は炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置で構成され、生産施設とするが、屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等は生産施設としない。また、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口以降のガスの本管は生産施設としない。
- ④タール精製施設は、ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及びこれに付随する施設で構成され、生産施設とするが、ガス液槽、ガス液管は生産施設としない。
- ⑤熱量測定室及びコントロールハウスは生産施設とする。

（原油、ナフサ、LNG又はLPGによるガス供給業の生産施設）

1-3-3-3

原油又はナフサによるガス製造の場合の生産施設は、ガス発生器、増熱器、原料加熱炉、蒸気予熱器、熱交換器、廃熱ボイラー、CO変成装置、脱硫施設、油圧又は水圧等の動力発生装置、制御室、送風機、レリーフホルダー等及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

また、LNG又はLPGによるガス製造の場合における生産施設は、ガス発生器、熱交換器、制御室及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

（熱供給業における生産施設）

1-3-3-4

熱供給業における生産施設は、ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー）、ボイラー循環ポンプ、電動駆動冷凍機、蒸気タービン駆動冷凍機、吸収式冷凍機、加圧タンク、蒸気ヘッダー、ホットウェルタンク、給水ポンプ、熱交換機等をいう。

独立した燃料の受入れ、輸送又は貯蔵の施設、灰の搬出又は輸送の施設、蓄熱槽及び供給導管等は生産施設としない。

第四節 生産施設の面積の測定方法

（生産施設の面積の測定方法）

1-3-4-1

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。

（規則第2条第1号の建築物の面積）

1-3-4-2

工場等の建築面積の測り方と同様に建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法による。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置される場合における生産施設の面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積とするが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とする。

(同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの)

1-3-4-3

同一建築物内の倉庫等のうち生産施設面積から除くことのできる場合を定める基準は、「実質的に倉庫等のために供される建築物であるか否か」にあり、1-3-4-2に示している「壁で明確に仕切られている」場合以外でも構造面において明確に区画されている場合は、これを生産施設から除くことができるものと解せられる。

(例) 壁の一部に連絡通路の扉のある場合又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取り扱ってよい。ただし、同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっている場合、壁が床から中空までしかないような場合及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体を生産施設として取り扱うものとする。

(同一建築物内の一般管理部門の事務所)

1-3-4-4

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等をいうものではない。

(同一建築物内の原材料又は完成品の倉庫)

1-3-4-5

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫であるが、資材倉庫又は機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準じるものとする。

(同一建築物内の社宅、寮及び病院等)

1-3-4-6

同一建築物のうち、社宅、寮、病院、休憩所、更衣室及び便所については壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものは、生産施設面積から除くものとする。

(二階建以上の建築物)

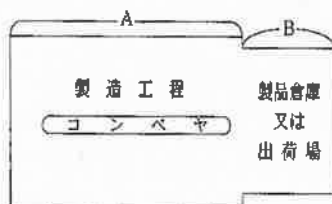
1-3-4-7

1階が倉庫で2階に生産施設がある建築物等について、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設である。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とする。

(工場建屋の場合における生産施設面積)

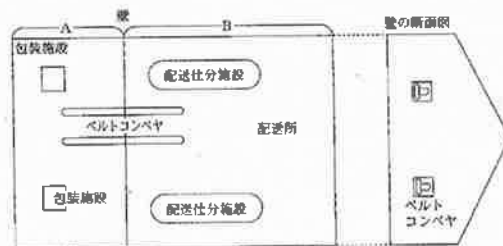
1-3-4-8

(例1)



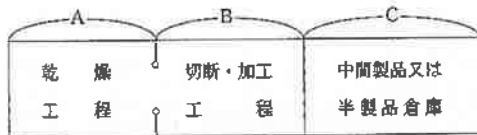
A, Bは一体の生産施設とする

(例2)



Bの面積は生産施設面積から除外する

(例3)



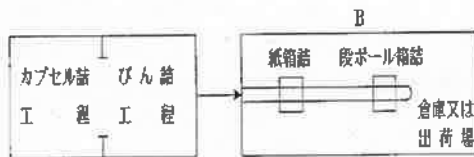
A、B、Cは一体の生産施設とする

(例4)



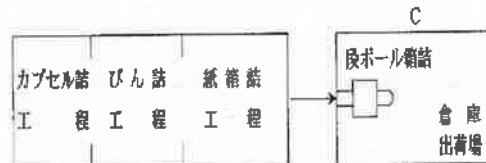
Aは一体の生産施設とする

(例5)



Bは一体の生産施設とする

(例6)



Cは生産施設としない

(規則第2条第2号の施設の面積)

1-3-4-9

原則として、当該施設の水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。(原則として地盤面上1メートル未満の基礎部を除く。)

(プラント等の屋外の生産施設面積の測定方法)

1-3-4-10

屋外にある生産施設の面積は水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。その場合、面積を測定する図面は、工場の建設計画の段階で製造工程を形成する機器類等の主要施設の配置を明らかにした図面(通称プロットプラン図)を用いるものとする。

水平投影図の外周のとり方等は次によることとする。

(1) 塔、槽等の機器類又は装置の面積の測定方法

①塔、槽等の機器類又は装置の架台がある場合には、架台の投影面積又は機器類若しくは装置の水平投影面積の大きい方とする。

②架台のない場合には、機器類又は装置の断面積とする。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とする。

(2) パイプの面積の測定方法

製造装置の設置されている区画内にあるパイプは生産施設とする。

①パイプラックに乗っているものについては(パイプラックの当該区画内に係る長さ) × (ラック幅) = 水平投影面積とする。

(なお、配管トラフについては、トラフの上にふたが無い限りパイプラックと同じ扱いをする。)

②製造装置の設置されている区画内の独立した塔、縦型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置(タンク、横型ドラム、加熱炉を除く)のまわりの付属配管の水平投影面積は、独立した塔、縦型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置の水平投影面積の合計に等しいものとする。(即ち、独立した塔、縦型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置については、それらの投影面積の合計を2倍した面積で、周りの付属配管の面積を含めたものとする。)

③その他の配管についても、原則として水平投影面積とする。

(注) 製造装置の設置されている区画とは、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置（主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）が設置されている独立の区画（その周辺が道路等で明確に区分されているもの）をいう。この場合、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置とは、例えば石油化学工業においては、

エチレン製造装置
 ポリエチレン製造装置
 エチレンオキサイド製造装置
 クメン製造装置
 アセトン
 フェノール製造装置
 ブタジエン製造装置
 SBR製造装置
 BTX製造装置
 ボイラー

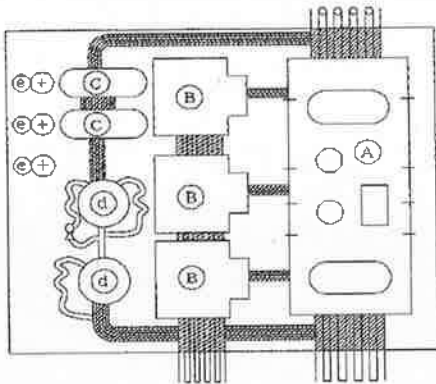
等をもその単位として考えるものとする。

また石油精製業においても、

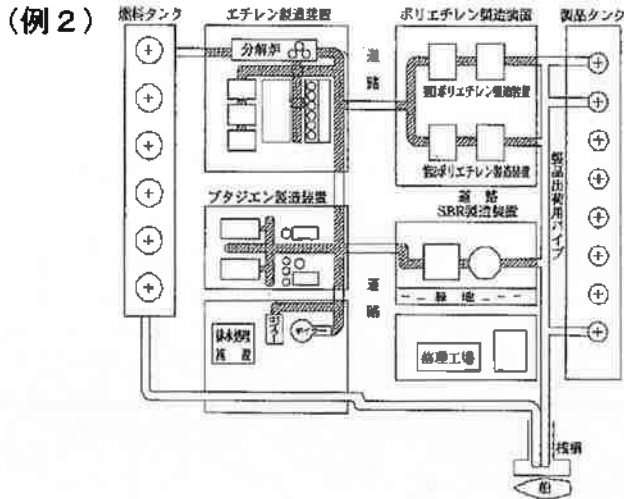
常圧蒸留装置
 減圧蒸留装置
 分解装置
 水素製造装置
 改質装置
 脱硫装置
 ボイラー

等をもその単位として考えるものとし、その他の装置型の製造業の場合もこれに準じるものとする。また、それぞれの製造装置をコンパクトに集中させており、必ずしもそれぞれの製造装置ごとに区画がなく、まとまった複数の製造装置で一体の区画がある場合には、その一体の範囲を一つの区画として扱う。

(例1) 製造装置の区画内の生産施設面積の測り方の例



- ① 架台に乗っている装置については架台の水平投影面積とする。
- ② 加熱炉B横型ドラムCタンクeは水平投影面積を測定する。
- ③ ②以外の独立の塔、槽等の機器類又は装置であって附属配管を伴うものは、本体の塔、槽等の水平投影面積を2倍して、附属配管の面積を含めたものとする。
- ④ パイプの面積は斜線部分の面積を測定する。
- ⑤ 製造装置の区画内にあっても最終製品タンク等の非生産施設の面積は当然除く。



- ①ポリエチレン製造装置は第1製造装置と第2製造装置が連続した一体の区画に入っている場合である。
- ②パイプラックは、それぞれの製造装置の配置されている一体の区画内にあるものは生産施設として面積を測定する。ただし、原燃料及び製品の輸送専用のパイプラックが製造装置の土地の区画内を横切っている場合でも、当該パイプラックは生産施設から除いてよい。
- ③上図の の部分は生産施設として取り扱うパイプラックである。

(船台及びドックの生産施設の面積の測定方法)

1-3-4-1

船台及びドックにおける生産施設の面積は、当該船台及びドックにおいて、建造又は入渠可能な最大船形の盤木の外周線によって囲まれる部分の水平投影面積とする。

(風力発電設備の生産施設面積の測定方法)

1-3-4-12

水平軸型風車の風力発電設備（風車及びその支柱）の生産施設面積は、次により算出するものとする。

生産施設面積＝発電機等収納筐体（ナセル及びハブキャップ等）の水平投影面積＋動翼の最大水平投影面積（但し、発電機等収納筐体と重なる部分の面積を除く。）＋支柱の水平投影面積（ただし、発電機等収納筐体又は動翼と重なる部分の面積を除く。）

(注)「動翼の最大水平投影面積」とは、動翼全体の水平投影面積が最大になる状態にしたときの水平投影面積をいう。

第四章 緑地

第一節 緑地の定義

(緑地の定義)

1-4-1-1

緑地とは、規則第3条に規定する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設をいう。この場合樹木の生育する土地については、当該土地又は建築物屋上等緑化施設（その一部に緑地以外の環境施設が含まれているときは、当該環境施設の部分以外の土地又は建築物屋上等緑化施設）の全体について平均的に植栽されている必要があり、また、緑地の植栽工事の完了期限は原則として届出に係る生産施設の運転開始時までとする。

(樹冠)

1-4-1-2

樹冠とは樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。

(規則第3条第1号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」の取扱い)

1-4-1-3

規則第3条第1号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」とは、原則、以下の①かつ②に適合するものとする。

- ①定期的に整枝・剪定等手入れを行い、工場等の周辺の地域の生活環境を損なうものでないこと
- ②大気の浄化、騒音の防止、防災、保安並びに飛砂及び風塵の防止等に資するものであること

(高木・低木)

1-4-1-4

低木(灌木ともいう)とは、高木以外の樹木であり、高木に比べて樹高が低く、また幹と樹冠の区別が不明で数本の幹を生ずるのが普通である。

高木(喬木ともいう)とは、一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長し、成木に達したときの樹高が概ね4m以上の樹木をいう。

樹の高さを4m以上としたのは、一応の目安を付けるために定めたもので、気候、土壌条件等によっては4mに達しない場合もあり得る。

高木、低木の区別については、以下を参考にされたい。

- ①苗木は、植栽時は樹高が4mに達しないものでも、樹種が高木であれば、高木とする。
- ②樹種が高木であっても、生垣等として低く刈りこんで使用する場合には、低木とする。
- ③蔓もの(フジ、バラ等の幹が直立せず他の樹木又は構築物によりかかたり、地上を蔓状にはうものをいう。)は低木とする。

(地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。))

1-4-1-5

地被植物とは、低木の草本、灌木の類で地表を被って生育するものをいい、種類をいうのではなく、用い方による分類である。

除草等の手入れがなされているとは、植物の生育上又は緑地としての美観上良好な状態に維持管理がなされていることをいい、手入れの種類、ひん度を義務づける趣旨ではない。

第二節 個別の施設の取扱い

(緑地として認められるもの)

1-4-2-1

次に掲げるものは緑地とする。ただし、(i)(ii)については、地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものに限る。

(i) 苗木床

(ii) 花壇

(iii) いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの

(高圧線の芝)

1-4-2-2

ゴルフ場で芝、樹木で被われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で被われているものは、準則第2条ただし書に規定する土地としては取り扱わず、緑地とみなす。

(緑地として認められないもの)

1-4-2-3

次に掲げるものは緑地としない。

- (i) 野菜畑
- (ii) 温室、ビニールハウス

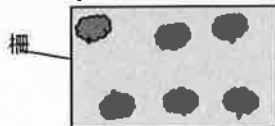
第三節 緑地整備に関する事項

(樹木の植栽方法)

1-4-3-1

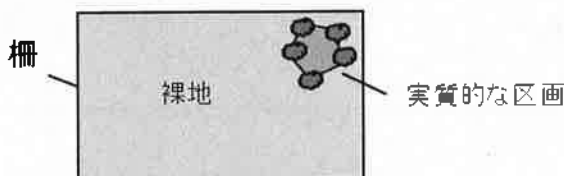
樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない。(例1)

(例1) 平均的に植栽されている場合



平均的に植栽しない場合(区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の一部にまとめて植栽する場合等)は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設としなければならない。(例2)

(例2) 平均的に植栽しない場合



平均的に植栽しているものの(樹木を区画の四隅にのみ植栽している等)、樹木を適当な間隔で植栽しない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさず、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を単独の樹木等として取り扱う。(例3)

(例3) 平均的に植栽しているものの、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさない場合



(緑化工事の終了時期)

1-4-3-2

緑化工事の終了時期は、原則として緑地の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時までとする。ただし、次のような場合で緑化工事の日程、内容が適切であり、かつ、その実施が確実であると認められる緑化の計画に従って緑化工事が進められる場合は、この限りではない。

- ① 生産施設の運転開始までの期間がごく短期である場合
- ② 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに来ない場合
- ③ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

なお、既存工場において、敷地を買い増した場合は、その後の生産施設の変更を行う時に準則上必要な緑地を、原則として当該変更に係る生産施設の運転開始時までにつくるものとする。

既存工場以外の工場（以下「新設工場」という。）において、新たに敷地を買い増した場合には、可及的速やかに準則に適合するような緑地を設置するものとする。

第四節 緑地の面積の測定方法

（緑地の面積の測定方法）

1-4-4-1

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されているものについては当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定する。

（区画されていないものの取扱い）

1-4-4-2

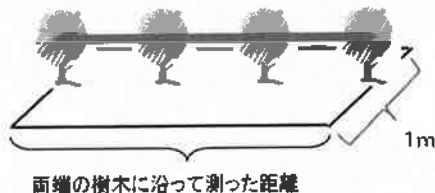
次の場合実質的に区画されているものとして扱い次のようにして測定する。

（i）樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する。

実質的な区画

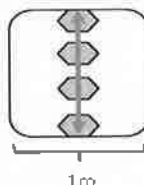


（ii）一列の並木状の樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1メートルを乗じた面積を緑地面積として測定する。



両端の樹木に沿って測った距離

上から見た図



（単独の樹木の取扱い）

1-4-4-3

単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。

（低木又は芝その他の地被植物の取扱い）

1-4-4-4

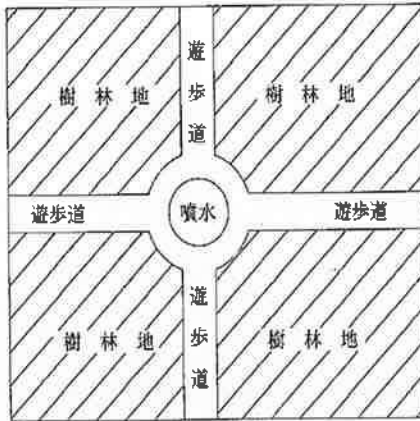
低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。

（緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合の取扱い）

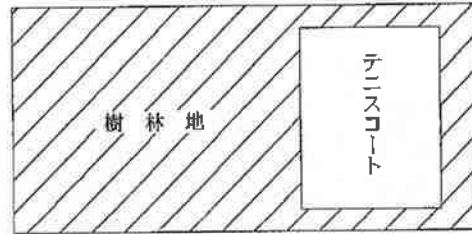
1-4-4-5

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号に適合する場合は緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。

(例-1)



(例-2)



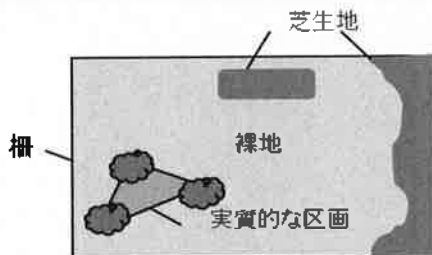
(樹木と芝の混合した緑地の取扱い)

1-4-4-6

樹木と芝の混合した緑地の取扱いは次のとおりとする。

- (i) 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設が規則第3条第1号及び第2号の両方に適合する場合は、緑地は当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。
- (ii) 区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の中に芝生と樹木が混在している場合で、1-4-3-1の(例2)(例3)のような場合にあっては、樹林について植栽の状況に応じ1-4-4-2又は1-4-4-3のいずれかの方法で測定する。(例参照)

(例) 実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合



(法面の取扱い)

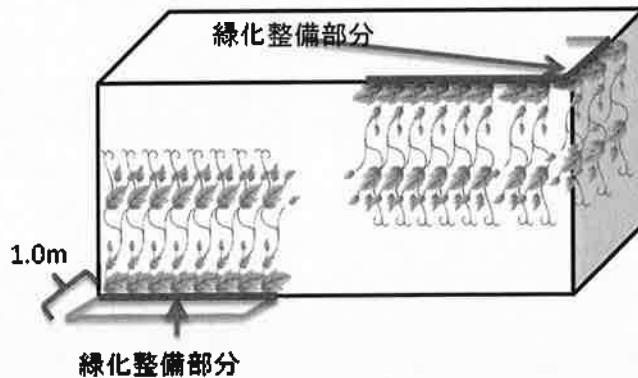
1-4-4-7

法面(斜面)を緑化した場合の緑地の面積は法面(斜面)の水平投影面積を測定するものとする。

(壁面緑地の面積の測定方法)

1-4-4-8

建築物その他の施設の直立している部分(以下「直立壁面」という。)において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とする。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。



第五章 緑地以外の環境施設

第一節 緑地以外の環境施設の定義等 (緑地以外の環境施設の定義)

1-5-1-1

緑地以外の環境施設とは、規則第4条に規定する区画された土地又は施設をい、粉じん、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものである。

(緑地以外の環境施設の判断基準)

1-5-1-2

緑地以外の環境施設の判断基準は次の5つのうち、1つを満たすこととする。

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
- ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
- ⑤ 規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

したがって、たとえば、水流であっても単なる排水溝は①の基準に該当しないが、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものは、環境施設とする。

右の他、周辺の地域が抱えている課題の解決、工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされている施設（生産工程に関係するものを除く。）であれば、当該施設を規則第4条第1項に規定する施設とする。（例えば、地域住民の集会場として適した施設が整備されていない地域において、工場内の専ら従業員の利用に供するクラブハウスを無償でいつでも集会場として供用する場合等が考えられる。）

(例)

(一般の利用に供するよう管理されることの判断基準)

上記②にいう「一般の利用に供するよう管理されること」とは、例えば、以下の要件を満たすことを基準とすることも考えられる。

- ① 一週間に2日以上地域住民等が利用できるよう管理されていること。
- ② 当該施設の概要（教養文化施設のうち企業博物館及び美術館にあつては、収集し、保管し、及び展示している資料の名称並びにその資料が歴史的、文化的に価値がある旨の説明を含む。）、利用方法、利用可能日時等を規定した利用規程等が広く一般に周知されていること。
- ③ 地域住民等の利用状況が確認できるよう利用者名簿が具備され、その記録が一定期間保管されていること。

- ④当該施設の利用は原則として無料であること。(ただし、施設の維持管理のため必要な金額を利用者に負担させることについては、当該工場が立地している地域においては、地方公共団体(公社、事業団その他公的機関を含む。)が設置している類似の公的施設に係る同種の利用料と比較して低額であることを条件に例外的に認める。)

第二節 個別の施設の取扱い

(修景施設)

1-5-2-1

修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。

(屋外運動場)

1-5-2-2

屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの(これらに付随する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)をいう。

(広場)

1-5-2-3

広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。

(屋内運動施設)

1-5-2-4

屋内運動施設とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等(これらに付随する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。)をいう。

(教養文化施設)

1-5-2-5

教養文化施設とは、企業博物館(名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいう。)、美術館、ホール(音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。)等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。

したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としない。

(雨水浸透施設)

1-5-2-6

雨水浸透施設とは、浸透管(浸透トレンチ)、浸透ます(雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。)、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。これらのうち、環境施設とは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性(設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。)から見てその効果が十分に見込まれるものをいう。

(太陽光発電施設)

1-5-2-7

規則第4条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。

同条第2号でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。

(調整池)

1-5-2-8

雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態をととのえているものであれば環境施設とする。

(野菜畑)

1-5-2-9

野菜畑は緑地以外の環境施設とする。

(駐車場)

1-5-2-10

駐車場は環境施設としない。(1-6-2-1で規定する場合を除く。)

第三節 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

(緑地以外の環境施設の面積の測定方法)

1-5-3-1

緑地以外の環境施設はさく、置石、へい等で区画された土地又は施設的面積(規則第4条第1号ニに規定する屋内運動施設、同号ホに規定する教養文化施設、同号ト及び同条第2号に規定する太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。同条第1号への雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあつては、当該施設が地表に出ている面積)を環境施設面積として測定する。

(体育館、クラブハウス等が環境施設に附置され一体をなしている場合の取り扱い)

1-5-3-2

クラブハウス、研修所等(福利厚生施設をいい、食堂、休けい所を含む。)であつて周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないものは、緑地以外の環境施設ではないが、緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合は、専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等の面積を除外する必要はない。具体的には、環境施設に体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設的面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合に行うものとする。この場合において体育館等の面積は緑地以外の環境施設的面積として測定するものとする。

(例)



(地下に埋設されている雨水浸透施設)

1-5-3-3

地下に埋設されている雨水浸透施設については、当該施設が地表に出ている部分の面積とし、雨水を集められる部分の面積とはしない。

(例)



第六章 生産施設、緑地、緑地を含む環境施設の配置

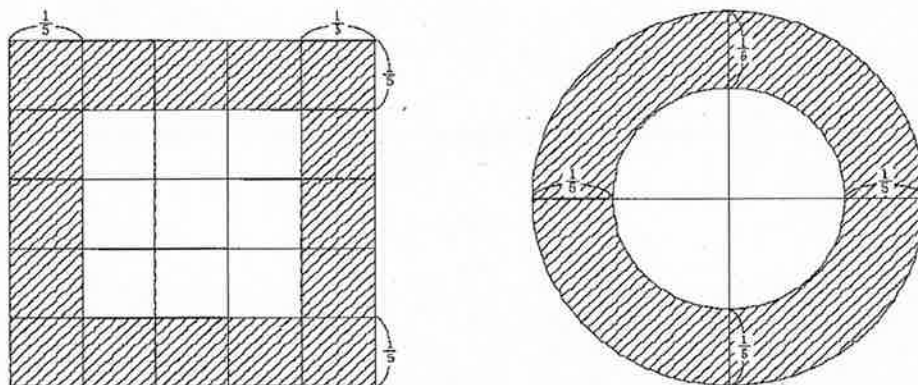
第一節 環境施設の配置

(敷地の周辺部)

1-6-1-1

準則第4条の敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう。

(例)



(準則第4条に規定する「周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するように」の取扱い)

1-6-1-2

準則第4条の周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するようには、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるようにということである。

なお、敷地境界線と環境施設との間に、生産施設が設置されている場合は原則として生活環境との保持に寄与していないものとみなす。

第二節 重複

(樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合の取扱い)

1-6-2-1

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合(屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場若しくは駐車場になっている場合又は規則第4条第1号トに規定する太陽光発電施設が重複する場合等)にあっては、当該重複部分は緑地とする。(以下、「重複緑地」という。)

ただし、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

(建築物屋上等緑化施設が互いに重複した場合の取扱い)

1-6-2-2

2以上の建築物屋上等緑化施設が互いに重複する場合は、その重複する部分の面積については、当該建築物屋上等緑化施設のうちいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、他の建築物屋上等緑化施設の面積とはしない。(例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちいずれかの緑化施設の面積が本法の緑地の面積となる。)

(屋内運動施設又は教養文化施設と生産施設等が重複する場合の取扱い)

1-6-2-3

生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合(1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等)は当該施設は環境施設としない。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合はこの限りではない。

(規則第4条に規定する太陽光発電施設と生産施設が重複する場合の取扱い)

1-6-2-4

規則第4条に規定する太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とする。

ただし当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

(緑地以外の環境施設が互いに重複した場合の取扱い)

1-6-2-5

2以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、他の緑地以外の環境施設とはしない。

(雨水浸透施設と環境施設以外の施設が重複する場合の取扱い)

1-6-2-6

駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に関係するものと重複する場合(原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等)は、環境施設としない。ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合はこの限りではない。

第七章 敷地外緑地に関する取扱い

第一節 工業団地

第一款 工業団地及び工業団地共通施設の定義等

(工業団地の定義)

1-7-1-1-1

法第4条第1項第3号にいう工業団地は、地方公共団体、公団、事業団、地方開発公社、第3セクター、民間デベロッパー、立地予定企業の組合などにより主として工場を設置させる目的で先行的につくられる、いわゆる先行造成工業団地をいう。工業団地の範囲は、工場用地及びこれと一体として計画的に整備される緑地等の一団の土地の範囲をいい、流通業務施設用地又は、卸売業等の用地が工業団地に附置され一体となっている場合はそれも含むが、工業団地に隣接する住宅用地は、たとえそれが工業団地と一体的に計画され、造成されたものであっても工業団地には含めない。

(工業団地の造成時期が分割される場合)

1-7-1-1-2

一つの工業団地の工場用地の造成、分譲及び工業団地共通施設の造成時期が第1期完了後に第2期を始めるといった具合に分割され、それぞれ別の区画からなる場合であっても、造成主体の堅実性のあること（地方公共団体、公団、事業団等が造成主体となる等）、用地買収が完了していること等造成の全体計画の実現性が高い場合には全体計画に係る範囲を一つの工業団地とし、工業団地共通施設等の取扱いを一体的に行うこととし、そうでない場合は、第1期、第2期ごとの区画をそれぞれ別の工業団地とみなすこととする。

(工業団地共通施設の定義及び共有施設との違い)

1-7-1-1-3

規則第7条にいう工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画されて設置される非分譲の土地であり、緑地、緑地以外の環境施設、公害防止施設、排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場等の設けられる敷地をいう。他方、複数工場の共有施設はそれを共有するグループに分譲された土地に設けられるものであり、工業団地共通施設ではない。共有施設の敷地は共有の持分に応じて、又、持分が不明確の場合はそれぞれの工場の固有の敷地面積の大きさに応じて各工場の固有敷地面積に含まれる。

(工業団地共通施設としない施設)

1-7-1-1-4

工業団地内に設置される国道、県道、市町村道及び団地に隣接して設置される港湾における係留、荷さばき、保管等のために必要とされる施設は工業団地共通施設としない。

第二款 工業団地に工場等を設置する場合の特例

(工業団地共通施設の配分方法)

1-7-1-2-1

準則第6条の工業団地共通施設面積を団地入居企業に計算上配分する場合、配分を受ける工場等は法の対象となる全ての業種の工場等（敷地面積や建築物の建築面積の規模は問わない）及び同工業団地内の流通業務施設を有する事業所又は卸売業等用地の分譲を受けた事務所の全て（予定地を含む。）が対象となる。

(例) 例えば図のような工業団地の場合



(注) E, F は敷地面積9,000m²未満かつ、建築物の建築面積も8,000m²未満とする。

Aの計算上の敷地面積＝

$$+ (R+U+T) \times \frac{A \text{の固有の敷地面積}}{A \sim J \text{の固有の敷地面積計}}$$

Aの計算上の緑地面積＝Aの固有の敷地内の緑地

$$+ (R) \times \frac{A \text{の固有の敷地面積}}{A \sim J \text{の固有の敷地面積計}}$$

Aの計算上の環境施設面積＝Aの固有の敷地内の緑地と運動場の面積計

$$+ (R+U) \times \frac{A \text{の固有の敷地面積}}{A \sim J \text{の固有の敷地面積計}}$$

とする。

但し、届出においてA工場が9,000平方メートルの敷地面積を有するか否かは

A工場の固有の敷地面積（分譲を受けた面積）で判断するものとし、前記計算

上の敷地面積で判断するものではない。

（工業団地に工場等を設置する場合における特例）

1-7-1-2-2

上記1-7-1-2-1の例においてA工場に準則の特例を適用する方法は次のとおりとする。

① 生産施設面積の敷地面積に対する割合＝ $\frac{A \text{の固有の敷地内の生産施設面積}}{A \text{の計算上の敷地面積}}$

② 緑地面積の敷地面積に対する割合＝ $\frac{A \text{の計算上の緑地面積}}{A \text{の計算上の敷地面積}}$

③ 環境施設面積の敷地面積に対する割合＝ $\frac{A \text{の計算上の環境施設面積}}{A \text{の計算上の敷地面積}}$

（特例を適用するか否かの基準）

1-7-1-2-3

工業団地の計算特例は、緑地等の工業団地共通施設を当該工業団地について一体のものとして取扱うことが適切であると判断される場合に適用することとするが、その判断の基準は次のとおりである。

①工業団地の造成の計画に一体性があり、かつ、計画の確実性が高いものであること。

②工業団地の共通施設の面積の合計がある程度まとまった大きさを持ち、その中で緑地の面積の割合が20%以上かつ環境施設面積の割合が25%以上であって、当該環境施設の配置も、周辺的生活環境の保持に積極的に貢献するよう配慮されていること。

ただし、国の準則に代えて適用される条例を制定している地域に存する工業団地においては、緑地面積及び環境施設面積の割合はそれぞれその条例に定められる値とする。

なお、計算特例では一つの工業団地の工場のうち一部工場にのみ適用することはせず、工業団地ぐるみで適用するか否かを判断するものとする。

第二節 工業集合地

第一款 工業集合地の定義等

（工業集合地の定義）

1-7-2-1-1

法第4条第1項第3号口に定める「製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する」とは、二以上の製造業等に係る工場又は事業場の用に供するための敷地を指し、住宅等の用に供するための敷地は含まない。

1-7-2-1-2

法第4条第1項第3号口に定める「土地」は、工業団地のように計画的に取得され、又は造成される必要はなく、既存の工業地帯のように、従来からの事業活動の過程で工場等が自然発生的に集中して立地する土地でもよい。

1-7-2-1-3

法第4条第1項第3号口に定める「一団の土地」とは、物理的に一連の土地の他、道路、川等に分断されていても、一体性をもった土地を含む。ただし、工場等の用に供するための敷地が二以上であっても各々が点在して存在する場合には対象とならない。

1-7-2-1-4

工業集合地の構成要素としては、独立した工場又は事業場の他に、工業団地内の工場又は事業場を含めることができる。その際、工業団地内の工場又は事業場のみで構成される場合も、特例の対象となり得る。

第二款 隣接緑地等

(隣接緑地等の定義)

1-7-2-2-1

法第6条第1項第5号口に定める「工業集合地に隣接する」とは、工業集合地に少なくとも一部隣接している必要があり、住宅等を隔てたいわゆる「飛び緑地」は認めない。

1-7-2-2-2

法第6条第1項第5号口に定める「一団の土地」については、1-7-2-1-3に同じ。

1-7-2-2-3

法第6条第1項第5号口に定める「計画的に整備される」とは、工業集合地の形成に伴って、緑地等が計画的に整備される場合を指し、手入れのされない単なる自然林、原始林や工業集合地の形成と無関係に整備された緑地等は該当しない。

また、整備とは、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び環境施設の設置又は管理までも含む概念であるため、造成を伴わず、単に管理がなされる場合であっても特例の対象となる。

1-7-2-2-4

法第6条第1項第5号口に定める「緑地」の認定にあたっては、下記の要件を満たすよう配慮するものとする。

- イ 地域の周辺生活環境との調和に資すること
- ロ 敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること
- ハ 地域における緑地などの整備の前進につながること
- ニ 緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が、原則負担していること

1-7-2-2-5

隣接緑地等のうち、住宅等の周辺地域との遮断性を有するものは、遮断性を有しない緑地と比較して、周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められるものである。

第八章 既存工場等に関する取扱い

(既存工場の買増し)

1-8-1

既存工場等が増設するために敷地を買増した場合で、その買増した土地で昭和49年6月29日以後、生産施設の増設を行おうとするときの準則の適用は準則の備考によるが、計算に用いるS(敷地面積)は、買増し後の全敷地面積とする。

(業種の変更)

1-8-2

A業種の既存工場が昭和49年6月29日以降、用途変更等によりB業種になる場合の準則の適用について準則の備考1の1における $P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ の γ 、 α はB業種に属する γ 、 α とする。

(環境施設面積の減少について)

1-8-3

既存工場が生産施設の面積を減少する場合又は生産施設面積の変更を行わない場合において、環境施設についての変更の届出があつたときは、法の趣旨に照らして、例えば既存の環境施設面積を減少させる等、既に存在する状態を悪化させるような行為はつつしむよう指導するものとする。

(既存工場が新たに特定工場となる場合)

1-8-4

既存工場が敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の使用を変更することにより特定工場となる場合は、法第6条第1項の規定による届出を必要とするが、当該特定工場に係る工場立地の準則の適用については、準則の備考によるものとする。

(製鉄所の敷地内に別法人格のコークス会社が借地している場合等の準則の適用)

1-8-5

法人格が異なる企業の場合は、それぞれ個々の企業が準則に適合する必要がある。しかし、製鉄所の敷地内に別法人格のコークス会社が借地している場合は次の考え方によることができる。

① 生産施設の面積に関する準則の適用は兼業式によることができる。

$$\text{製鉄所の全敷地面積} \geq \frac{\text{高炉による製鐵会社の生産施設面積}}{0.6} + \frac{\text{コークス会社の生産施設面積}}{0.3}$$

を製鉄所全体で満足していればよい。

② 緑地、環境施設面積については、製鉄所全体で実質的に準則が満足されていればよい。

第九章 適用すべき準則

(異なる準則の定められた区域の存する特定工場の扱い)

1-9-1

一の工場等の敷地内に複数の異なる準則(緑地又は環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する準則(以下「緑地面積率等準則」という。))を言う。)の定められた区域の存する特定工場にあっては、これらの区域のうち敷地面積に占める割合が最大となる区域に係る緑地面積率等準則を適用する。

第二編 届出手続き等

第一章 届出

第一節 届出の要否

(法第6条第1項第2号の特定工場の製品の変更)

2-1-1-1

法第6条第1項第2号の事項に係る変更により届出を要する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 日本標準産業分類における或る3ケタ分類に属する業種が他の3ケタ分類に属する業種となるような変更が行われる場合（或る業種の廃止又は追加の場合を含む。）。
- ② 当該工場に適用される準則値が変わるような業種の変更が行われる場合
- ③ 当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数が変わるような業種の変更が行われる場合

(埋立)

2-1-1-2

公有水面を埋立てて、自工場の工場敷地とする場合は、埋立工事の90日前までに、新設であれば法第6条第1項の届出（以下「新設の届出」という。）、敷地の増加であれば法第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の変更の届出（以下「変更の届出」という。）を要する。

(造成)

2-1-1-3

土地を購入して、自工場の工場敷地として造成する場合は、造成工事の90日前までに新設であれば新設の届出、敷地の増加に伴うものであれば変更の届出を要する。

(工場敷地の一部売却)

2-1-1-4

工場敷地の一部を売却する場合は、当該不動産の移転登記の90日前までに敷地面積の変更の届出を要する。

(工場敷地の買増し)

2-1-1-5

工場敷地の買増しは、当該不動産の移転登記の90日前までに敷地面積の変更の届出を要する。

(工場建屋内の機械装置の取換え)

2-1-1-6

工場建屋内の機械装置の取換えは、生産施設の面積の変更とはならない。したがって他の変更がなければ届出は要しない。

(一階建の工場建屋を二階以上にする場合)

2-1-1-7

一階建の工場を二階以上にする場合で、生産施設の面積の変更のないものは届出を要しない。ただし一階の建屋を取り壊し、その跡地に、新たに二階建の工場を建設するような場合（スクラップアンドビルド）は届出を要する。

(単純移設)

2-1-1-8

既存の生産施設をその状態のまま当該工場内の他の場所に移設する場合は生産施設の面積の変更とならないので届出を要しない。

(軽微な変更)

2-1-1-9-1

規則第9条第1号にいう法第6条第1項第5号の事項に係る変更を伴わない建築面積の変更とは、生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更をいい、軽微な変更として届出を要しない。

例えば、空地に倉庫、事務所を設置する場合はこれに該当する。

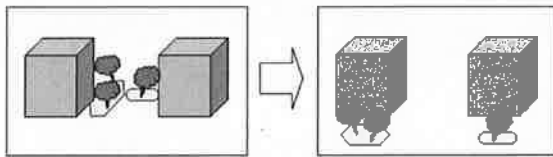
(規則第9条第5号に規定する「周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないもの」の取扱い)

2-1-1-9-2

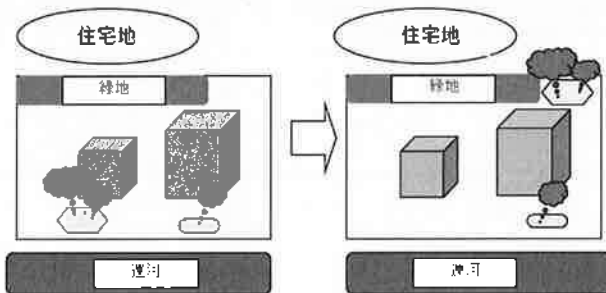
規則第9条第5号に規定する「周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないもの」とは、下記を参考に判断することとする。

①住宅等周辺の地域と隣接する境界部へ緑地又は緑地以外の環境施設を移設するもの

(例1) 工場中心部から外縁部へ



(例2) 運河側から住宅側境界へ



②重複緑地を通常の緑地へ変更するもの

(規則第9条第6号に規定する「保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合」の取扱い)

2-1-1-9-3

規則第9条第6号に規定する保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合とは、産業保安・衛生・安全等の観点から、できるだけ早く緑地の削減を行う必要がある場合をいう。

例えば、産業保安上必要な措置が講じられていなかった場合であって、当該措置をできるだけ早く行うことが安全の確保のために必要な場合はこれに該当する。

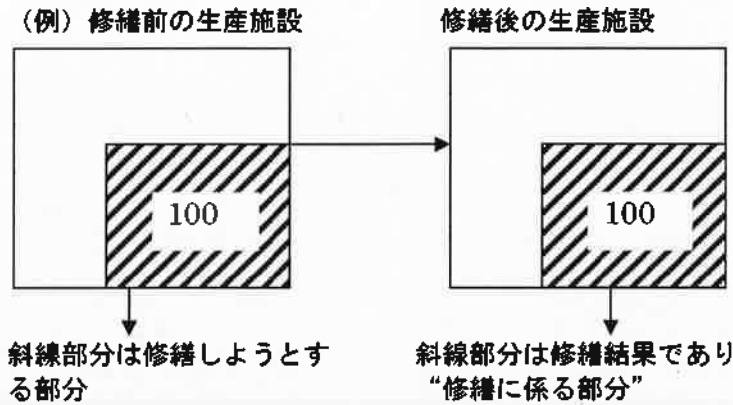
(生産施設の面積の変更を伴わない修繕)

2-1-1-10

生産施設の修繕ではあっても、修繕(注)によるその面積(生産施設の面積の意)の変更がない場合(例参照)には届出を要しない。

(注)修繕とは、通常、或る施設又は装置の機能維持等のために当該施設又は装置の一部をおおむね同様の型式、寸法からなる部品又は材料によって取り換えることである。

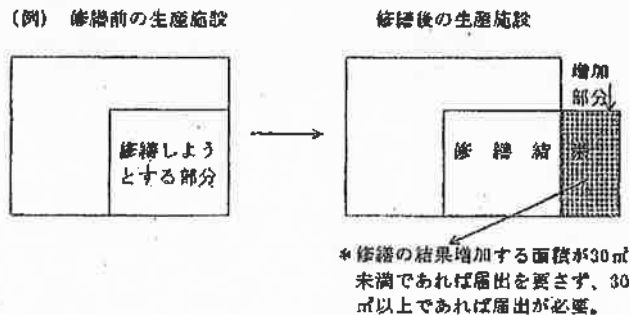
工場建屋への更衣所の付置、パイプの取換え等も修繕に含まれるものとする。



(生産施設の面積の変更を伴う修繕)

2-1-1-1

生産施設の修繕によるその面積の変更については、当該修繕に伴い増加する面積が、30㎡未満であれば届出は要しないが、30㎡以上であれば届出を要する。(例参照)



(増設)

2-1-1-2

生産施設の面積の変更で増設によるものは、規則第9条第2号にいう「生産施設の修繕によるその面積の変更」に該当しないので届出を要する。

(スクラップアンドビルド)

2-1-1-3

スクラップアンドビルド(注)については規則第9条第2号にいう「生産施設の修繕によるその面積の変更」に該当しないので届出を要する。

(注)スクラップアンドビルドとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいう。例えば、工場建屋の一部又は全部を土台から取り壊して当該部分を新たに設置し直すこと、又は屋外プラントの本体を取り壊して、新たなプラント本体を設置することはスクラップアンドビルドに該当する。

(工業団地の共通施設としての環境施設面積の変更について)

2-1-1-4

工業団地共通施設としての環境施設の面積及び配置の変更には、届出義務はかからないが、工業団地に工場等を設置する場合における特例との関係もあるので、工業団地管理主体又は入居している特定工場が当該変更について報告するよう指導し、事業の掌握に努めるものとする。

また、当該変更の結果、工業団地内の特定工場で工場立地の準則に適合しないこととなるものが出てくる場合は、当該特定工場内の緑地の増加等、必要な指導を行うものとする。

(既存施設が用途変更により生産施設となる場合)

2-1-1-15

従来、原材料又は最終の製品のタンク、倉庫又は置場であったものが、中間製品又は半製品のタンク、倉庫又は置場になることにより生産施設となるような用途変更をする場合は、変更の届出を要する。

(建設工事に伴い砕石等の行為を営む場合)

2-1-1-16

- (1) 建設工事を行う者が、建設資材を自己の用にのみ供する目的をもって砕石、生コンクリート等の製造施設を設置する場合は、建設工事の一環をなすものであるため、その者は製造業を営むものとはしない。
- (2) 出荷する目的をもって、砕石、生コンクリート等の製造施設を設置する場合は、その者は製造業を営む者とする。

(特定工場の廃止について)

2-1-1-17

特定工場を廃止する場合は、以下に掲げる資料を提出するよう指導するものとする。

- ①当該特定工場の設置者の氏名又は名称及び住所
- ②当該特定工場の設置の場所
- ③当該特定工場における製品
- ④当該特定工場の敷地面積及び建築面積
- ⑤廃止後の敷地利用の予定

(既存工場の譲受け等)

2-1-1-18

既存工場等の設置をしている者から当該特定工場を譲り受け、若しくは借り受け又は相続若しくは合併により取得した者及び氏名を変更した者は、一部改正法附則第3条第1項に規定する者に含めるものとする。

従って、このような者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更(軽微なものを除く。)については、一部改正法附則第3条第1項の届出を要する。

なお、当該既存工場等の設置をしていた者が一部改正法附則第3条の届出をしていない場合は、当該取得については、法及び一部改正法に規定する届出を要しない。

(特定工場の譲受け等に伴い業種変更を行う場合)

2-1-1-19

A業種に係る甲の特定工場の全部を譲り受け若しくは借り受け又は相続若しくは合併により取得する乙が、その特定工場の製品をB業種に変更を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) A業種に属する既存の生産施設を完全に取替わり、B業種に属する新たな生産施設を設置する場合。
 - ①甲による廃止の届出(2-1-1-17)及び乙による法第6条第1項の規定による新設の届出を要する。
 - ②乙の特定工場にかかる準則の適用については、新設工場と同様の扱いとする。
- (2) その他の場合
 - ①甲が工場立地法又は一部改正法附則の規定による届出をしている場合には、乙は法第13条第3項の承継の届出を要し、かつ、法第8条第1項の変更の届出を要する。

- ②甲が工場立地法又は一部改正法附則の規定による届出をしていない場合には、乙は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出を要する。
- ③乙に対する準則の適用については、1-8-2によるものとする。

(着工前の変更について)

2-1-1-20

法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出をした後、当該届出に係る工事の着工の前に当該届出事項の変更(軽微なものを除く。)を行おうとする場合は、原則として法第8条第1項に規定する届出を行うものとする。

(火災その他の災害又は事故)

2-1-1-21

火災その他の災害又は事故による被害の全部又は一部の復旧工事に係る届出の扱いは、既存工場等に係る工事等に係る被害の復旧工事の場合にあつては当該復旧工事が昭和49年6月29日以後最初の工事であれば、一部改正法附則第3条第1項に規定する届出をするものとし、その他の場合は法第8条第1項の届出を行うものとする。

(規則第4条第1号ニ及びホに規定する緑地以外の環境施設について)

2-1-1-22

規則第4条第1号ニ及びホに規定する緑地以外の環境施設として、法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出を行おうとする場合は、一般の利用に供する等といった周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認すること。なお、一般の利用に供することを通じて、規則第4条第1号ニ及びホに規定する屋内運動施設及び教養文化施設として届出を行おうとする場合は、次の書類により確認すること。

- ①施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
- ②①を広く一般に周知する方法を記載した書類

(規則第4条第1号ヘに規定する緑地以外の環境施設について)

2-1-1-23

規則第4条第1号ヘに規定する緑地以外の環境施設として、法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出を行おうとする場合は、雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること等といった周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認すること。なお、地下水の涵養が図られることを通じて、規則第1号ヘに規定する雨水浸透施設として届出を行おうとする場合は、次の書類等により確認すること。

- ①雨水浸透施設の種類や浸透能力、維持管理方法を記載した書類
- ②周辺地域の状況から見て、雨水流出を抑制する必要性があることを記載した書類

(規則第4条第1号ト及び第2号に規定する緑地以外の環境施設について)

2-1-1-24

規則第4条第1号ト及び第2号に規定する緑地以外の環境施設として、法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出を行おうとする場合は、次の書類により確認すること。

- ①太陽光発電施設の種類、発電能力、設置場所を記載した書類
- ②発電した電力の用途を記載した書類

第二節 手続き

第一款 届出者

(譲渡又は貸与することを目的とした工場用の建築物等を建設するもの)

2-1-2-1-1

譲渡又は貸与することを目的として、工場用の建築物を建設する者(例えば、工場リース業者)は、機械装置を設置しない限り工場の新設とはならないので届出は要しないが、建築物に機械装置を合わせて設置する場合は、工場の新設となり、法第6条第1項の届出を要する。

(工場用の建築物等を譲り受け又は借り受ける者)

2-1-2-1-2

機械装置が設置されていない工場用の建築物等を譲り受け又は借り受ける者が、機械装置を設置する場合には、工場の新設となり、当該譲受人又は借受人は法第6条第1項の届出を要する。機械装置の設置されている工場を譲り受け又は借り受ける者は、法第13条第3項の届出を要する。

(工場用ではない建築物を譲り受け又は借り受けて工場にする者)

2-1-2-1-3

工場用ではない建築物を譲り受け又は借り受けて、機械装置を設置して工場とする者(例えば貸ビル入居工場)は、法第6条第1項の新設の届出を要する(建築物を建設する者は、届出を要しない)。

(中小企業等協同組合)

2-1-2-1-4

中小企業等協同組合の取扱いは、おおむね次のとおりとする。

- ① 中小企業等協同組合(以下「組合」という。)が、敷地、工場建屋を所有し、単一の事業体となっているものは、組合が工場を設置する者であるので届出は組合が行うこととなる。
- ② 敷地は組合の所有であるが、工場建屋はそれぞれの組合員が設置する場合は、組合員が工場を設置する者であるので届出は組合員が行う。この場合、組合員毎の工場敷地は組合の総会の議決がある場合は議決によるが、議決がない場合は工場建屋の面積による比例配分の方法で定めるものとする。
- ③ 工場敷地、工場建屋がそれぞれの組合員のものである場合は組合員が工場を設置する者であるので、届出は組合員が行う。
なお、組合員が共同で利用する組合所有の事務所等の施設は、それぞれの組合員の建築面積には含めないものとし、工業団地共通施設に準じて取り扱う。

(工場アパート)

2-1-2-1-5

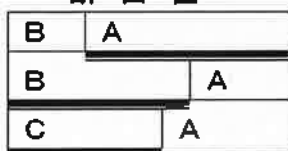
工場アパートについては、その建築物のみを建設する者は、届出を要しない。また、工場アパートに入居する者は、特定工場であれば、機械装置を設置するときに、法第6条第1項の届出を要する。工場アパートに入居する者の設置する工場の敷地面積、建築面積は次のとおりとする。

- ① 建築面積は、当該工場が占有する床の部分の水平投影面積とする。
- ② 敷地面積は、次の式によって算定する。

$$\text{工場アパート入居企業の敷地面積} \\ = \text{工場アパート全体の敷地面積} \times \frac{\text{工場アパート入居企業の延床面積}}{\text{工場アパート全体の延床面積}}$$

(例) A、B、Cの3社が入っているとすると、建築面積は水平投影面積だから、Aの建築面積は、3階の面積、Bのは2階の面積、Cのは1階の面積(太線の部分)となる。

断面図



工場アパート全体の敷地面積

(代理人による届出)

2-1-2-1-6

代表者以外の届出(例えば、工場長、建設会社等による届出)は、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を付して行うことができる。この場合に届出書の届出者の欄は次のように記載することになる。

- (例1) ○○機械工業株式会社
 取締役社長 ○ ○ ○ ○
 代理人
 ○○工場長 ○ ○ ○ ○
- (例2) ○○自動車株式会社
 代表取締役 ○ ○ ○ ○
 代理人
 株式会社 ○ ○ 組
 代表取締役 ○ ○ ○ ○

第二款 届出の受理

(法第6条第1項等の届出に係る都道府県知事等の処理手順等)

2-1-2-2-1

法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び一部改正法附則第3条第1項の届出に係る届出書の処理手順等は次のとおりとする。

- ①都道府県知事(以下「知事」という。)又は政令指定都市の長(以下「市長」という。)は、特定工場を設置しようとする、又は既に設置している事業者等からの届出があったときは、届出書及び添付書類が所定様式又は内容を具備していることを確認してこれを受理し、届出者に対して様式甲による受理通知書を交付すること。
- ②知事又は市長は、受理通知書を交付した届出について、様式乙による届出調書を作成すること。
- ③知事は、法第6条第1項の規定による届出について、②により作成した届出調書の写し1通を毎月(知事が届出書を受理した月)とりまとめの上、それぞれの特定工場の設置の場所を管轄する市町村長に送付すること。

(法第6条第2項等の添付書類)

2-1-2-2-2

法第6条第2項(法第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。)の添付書類は、以下の内容を具備するものとする。

- イ. 事業概要説明書—規則第6条第2項第1号に規定するもの
- ロ. 生産施設、緑地、環境施設その他の主要施設の配置図—規則第6条第2項第2号に規定するもの(環境施設のうち規則第4条第1号イ等により工場の周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められることをもって環境施設と認める場合には、それを具体的に確認すること。)
- ハ. 特定工場用地利用状況説明書—規則第6条第2項第3号に規定するもの

- 二. 工業団地共通施設等配置図—工業団地造成者が作成した工業団地図で環境施設、配水施設、工業団地管理事務所、集会場、駐車場等の工業団地共通施設等を含み団地全体が明らかなもののある場合には、これを用いるように指導すること。
- ホ. 隣接緑地等における環境施設の配置図—工業集落地を構成する工場等の位置関係、隣接緑地等と工場との位置関係、住宅等の周辺生活環境との遮断状況が確認できるものを添付するよう指導すること。
- ヘ. 汚染物質の発生経路及び汚染物質の処理工程を示す図面—汚染物質の発生から処理を経て工場外への排出に至る経路を図式化し、各段階ごとに汚染物質の排出量及び濃度を記載することとし、水質関係については口における配置図に取水・排水先を明確に示し、排水口別に排水量を記載した取水・排水経路図を加えること。
- ト. 工場立地に伴う公害防止に関する調査の対象となった物質であって規則の別表第1及び第2に掲げる物質以外のもののうち指定地区ごとに経済産業大臣及び環境大臣が定めるものの最大排出予定量に関する事項を説明した書類—規則の様式第2の別紙5、6及び8の様式に準じて記載すること。
- チ. 工事の日程を説明した事項—規則第6条第2項第8号に規定するもの

(法第8条第1項の届出に関する届出書類の省略)

2-1-2-2-3

法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の場合であって、法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の届出に添付された書類で最終のものに示した事項に変更がない場合には、当該書類に相当する書類を省略することができる。

第三款 届出書類の記載方法

(新設、変更の区別)

2-1-2-3-1

規則の様式第1又は様式第2による届出書の新設、変更の区別は、法第6条第1項の規定による届出は新設とし、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出は変更とする。

(宛先)

2-1-2-3-2

届出書の宛先は、特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（特定工場が政令指定都市内に設置されている場合にあっては、当該特定工場の設置の場所を管轄する政令指定都市の長）とする。

ただし、特定工場が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定に基づき市町村が定めた緑地面積率等条例に係る区域（以下「緑地面積率等条例区域」という。）に設置されている場合にあっては、当該市町村の長とする。

(行政区域の境界線上に設置された特定工場の扱い)

2-1-2-3-3

特定工場が、当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（特定工場が政令指定都市内に設置されている場合にあっては、当該特定工場の設置の場所を管轄する政令指定都市の長）の行政区域（緑地面積率等条例区域を含む。以下同じ。）の境界線上に設置されている場合における届出書の宛先は、2-1-2-3-2に基づく届出書の宛先のうち、敷地面積に占める割合が最大となる行政区域に係る地方公共団体の長とする。

なお、平成24年4月1日以降の行政区域の境界線上に設置された特定工場の届出は、2-1-2-3-2の通り。

(製品)

2-1-2-3-4

規則の様式第1又は様式第2における製品の欄は、当該特定工場で製造、加工を行う製品名を日本標準産業分類で4ケタ分類で説明している程度の内容(商品分類で6ケタ分類程度)で記載することとする。電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する特定工場の種類は次のとおりとする。

(例)

業種	特定工場の種類
電気供給業	火力発電所、原子力発電所、風力発電所又は太陽電池発電所
ガス供給業	一般ガス製造所又は簡易ガス製造所
熱供給業	熱発生所

(例)

業種	製品名
乳製品製造業	バター、チーズ、クリーム
家具製造業	木製家庭用、事務用机、テーブル、タンス
紙製造業	新聞巻取紙、印刷用紙、クラフト紙
石油化学系基礎製品製造業	エチレン、プロピレン、ブタン
プラスチック製造業	フェノール樹脂、ポリエチレン、塩化ビニール樹脂
石油精製業	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油
板ガラス製造業	普通板ガラス、変り板ガラス
セメント製造業	ポルトランドセメント、フライアッシュセメント
金属加工機械製造業	旋盤、ボール盤、圧延機械、液圧プレス
電気機械器具製造業	電気冷蔵庫、ジュースー、電気がま
自動車製造業	乗用車、バス、トラック

(生産施設の名称欄)

2-1-2-3-5

規則の様式第1又は第2の別紙1の生産施設の名称の欄は、次のような単位でその名称を記入する。

- ①高炉による一貫製鉄工場にあっては、製鉄施設(高炉)、製鋼施設(転炉)、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設等をそれぞれ一つの単位とする。
- ②ナフサから一貫して誘導品を製造する石油化学工場にあっては、エチレン製造装置、芳香族抽出装置、ポリエチレン製造装置等をそれぞれ一つの単位とする。
- ③パルプ、紙製造工場にあっては、碎木施設、蒸解施設、薬品回収施設、抄紙施設等をそれぞれ一つの単位とする。
- ④生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合はそれぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。

(記載例1) 石油化学工場の場合

エチレン製造装置	セー1
分解炉	セー1-1
急速冷却装置	セー1-2
圧縮機	セー1-3
精製装置	セー1-4
配管	セー1-5

第1ポリエチレン製造装置	セ-2
圧縮機	セ-2-1
重合装置	セ-2-2
分離精製装置	セ-2-3
仕上装置	セ-2-4
配管	セ-2-5
第2ポリエチレン製造装置	セ-3
圧縮機	セ-3-1
重合装置	セ-3-2
分離精製装置	セ-3-3
仕上装置	セ-3-4
配管	セ-3-5
ブタジエン製造装置	セ-4
抽出装置	セ-4-1
精製装置	セ-4-2
配管	セ-4-3
SBR製造装置	セ-5
重合装置	セ-5-1
分離精製装置	セ-5-2
仕上装置	セ-5-3
配管	セ-5-4
ボイラー	セ-6

(記載例2) セメント工場の場合

原料粉末室	セ-1
スラリータンク	セ-2
粘土ドライヤー	セ-3
ブレンディングタンク	セ-4
回転窯	セ-5
燃焼室	セ-6
クリンカータンク	セ-7
包装工場	セ-8
製袋工場	セ-9
発電所	セ-10
ボイラー	セ-11

(面積欄)

2-1-2-3-6

規則の様式第1又は様式第2の別紙1の面積の変更がある場合は面積欄を変更前と変更後に区分し、変更後の面積欄には増減面積ではなく、変更後の当該生産施設の面積を記入する。

(増減面積)

2-1-2-3-7

規則の様式第1又は第2の別紙1の増減面積欄の記載方法の例示は次の通りである。

(例1) 1,000㎡の生産施設を500㎡増設する場合

面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
1,000	1,500	+500

(例2) 新たな単位の生産施設を1,500㎡増設する場合

面積		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
なし	1,500	+1500

(例3) 1,000㎡の生産施設を500㎡廃棄する場合

面積		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
1,000	500	△500

(例4) 1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップするとともに同一の単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合

面積		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
1,000	1,500	△500+1,000

(例5) 新たな単位の生産施設を1,000㎡ビルドするとともに、別の単位の1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップする場合

面積		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
1,000	500	△500
なし	1,000	+1000

(生産施設の面積の合計の欄)

2-1-2-3-8

法第8条の規定による変更の届出の場合にも、当該特定工場における全生産施設の面積の合計を変更前と変更後とを区分して把握するものとする。

(緑地の名称欄)

2-1-2-3-9

規則の様式第1又は第2の別紙2の緑地の名称は、区画毎に緑地の種類と設置の場所を記載するものとする。緑地の種類とは、樹林地（高木又は高木と低木の混植地をいう。）、低木地（低木で被われているもの）、芝生、樹木と芝生の混植地等をいう。ただし、1-4-4-5の場合は緑地の面積として測定した緑地以外の環境施設の種類を緑地の種類の後に（ ）書で付記することとする。

設置の場所は、例えば工場敷地の東側周辺部、事務所前、球型タンク横、用役エリア周り、中央分離帯等と具体的に記入する。

(緑地以外の環境施設の名称)

2-1-2-3-10

規則の様式第2又は第2の別紙2の緑地以外の環境施設の名称は、池、噴水、野球場、テニスコート、太陽光発電施設等具体的な名称を記入する。燈籠、石組等はそれらが含まれる遊歩道、公園等と記入するものとする。

第二章 勧告及び変更命令

(法第9条第1項第1号に規定する場合の勧告の基準)

2-2-1

法第9条第1項第1号に規定する場合は、特定工場の新設等によってその特定工場が設置される場所の周辺の地域に存在している工場又は事業場の工業用水事情、輸送事情等の立地条件に甚しい影響を与え、その影響を近い将来において除去することが困難であると認められる場合である。

(法第9条第1項第2号に規定する場合の勧告の基準)

2-2-2

法第9条第1項第2号に規定する場合は、特定工場の新設等をしようとする地域の自然条件又は立地条件及び各製造業等の立地上の特性から判断して、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することが、明らかに工業の適正配置及び国民経済の均衡のとれた発展という見地から効果的であると認められる場合である。

(法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準)

2-2-3

法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「準則」という。）に適合しない場合は、原則として勧告することとする。ただし、次のような個別的事情が存する場合には当該事情を十分審査の上、勧告しないことができる。

- ①工場等の周辺の区域に当該工場のために設置されていると認められる相当規模の緑地がある場合であって、実質的に緑地に係る準則が満たされていると認められる場合。
- ②現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事の定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合。この場合において、当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事は、必要に応じて当該工場等の存する市町村の長に意見を求め、判断を行うものとする。
- ③現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、工場等の敷地の周辺部（準則第4条の敷地の周辺部を言う。）その他の敷地内の土地に整備される樹木その他の植栽が、工場敷地内の建築物その他の施設（緑地及び環境施設を除く。）を視覚的に一定程度覆うことが見込まれ、緑地に係る準則（（備考）の規定を除く。）を満たしている他の工場等と景観上同等であると認められる場合。
- ④国の施策の方針により、国民の健康・安全の確保のために緊急に必要とされる施設の配置、改築等を既存工場において行う場合であって、周辺の土地の買い増しがきわめて困難である等の事情があり、準則を遵守するための最大限の努力をしてもなお準則に適合しないことがやむを得ないと認められる場合。
- ⑤親会社の敷地の借地等をする子会社が単独では準則に適合しない場合であって、相当規模の環境施設を有する親会社の敷地と一体とみなすことにより実質的には準則が満たされていると認められる場合。
- ⑥国又は地方公共団体の指導に基づく中小企業の集団化等であって、法施行時に既に団地の土地の割り振り等の計画が確定している等の事情があり、当該団地の設置の場所、周辺の土地利用の状況等からみて問題が少ないと認められる場合。
- ⑦既存工場等において生産施設の全部又は一部の廃棄又は譲渡（以下「スクラップ」という。）をするとともに生産施設の設置（以下「ビルド」という。）をすること（以下「スクラップアンドビルド」という。）が現状の生産機能を維持又は縮小することを目的とした単なる改築、更新（当該施設で生産する製品の変更を伴わず、能力の増加が一割以内であるものでビルドされる面積（以下「ビルド面積」という。）がスクラップされる面積（以下「スクラップ面積」という。）の範囲内であるもの。以下単に「更新」という。）であって、準則を遵守するための最大限の努力をしてもなお準則に適合しないことがやむを得ないと認められる場合。
- ⑧生産施設に係る建築物の変更を全く伴わない業種変更を既存工場等において行う場合であって、周辺の土地の買い増しが極めて困難である等の事情があり、準則を遵守するための最大限の努力をしても、なお準則に適合しないことがやむを得ないと認められ、かつ、今後、準則に適合するための環境施設が整備されることが確実である場合。
- ⑨既存工場等の生産施設の一部が別法人化し、それ自体が独立した工場として存続する場合であって、当該工場と分離・譲渡した工場を一体としてみた場合、法人格の変更以外には、従前の状態から何ら変更がない場合。

- ⑩既存工場等において生産施設のスクラップアンドビルド（更新を除く。）をする場合であって、次の全ての要件に該当し、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼさないと認められる場合。
- (イ) ビルド面積がスクラップ面積の範囲内であること。
 - (ロ) 準則に適合しないまでも可能な限りの緑地を含む環境施設の整備を行い、かかる努力の結果、準則の趣旨を著しく損なうものとならないこと。
 - (ハ) 当該工場の立地場所及び周辺の土地利用状況が次のいずれかに該当すること。
 - (i) 都市計画法上の工業専用地域及び工業地域（以下「工業専用地域等」という。）に立地し、かつ、当該工場の周囲全てが工業専用地域等に立地する他工場、倉庫等に接している場合。
 - (ii) 工業専用地域等に立地し、かつ、当該工場の周囲において工業専用地域等に立地する他工場、倉庫等と接していない部分について、緩衝緑地帯、非常に幅の広い運河又は河川が存在し、当該工場と工業専用地域等以外の用途地域等が離れている場合。
- ⑪流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に規定する特定流通業務施設をはじめとする流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫等）内に設置される機械又は装置の面積が当該施設の面積に比して小さく、機械又は装置の面積のみを生産施設の面積として算入した場合（生産施設の面積の測定方法は、1-3-4-9及び10の測定方法に準じる。）には準則第1条に適合し、かつ周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合。
- ⑫森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に風力発電施設または太陽光発電施設が設置される場合であって、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合。

第三章 実施の制限

（実施の制限）

2-3-1

法第11条第1項の届出の受理の日から90日間はしてはならない新設、変更は次のとおりとする。

- ①工場の新設の場合であって、工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴うものは、埋立工事の着手又は造成工事の着手の時点で工場の新設とする。埋立、造成工事を行わないで、建築物、生産施設又は緑地その他の環境施設の設置の工事等から開始するものは、それらの設置工事の中で最初の工事の着手の時点で工場の新設とする。

ただし、建設用飯場若しくは仮設事務所等の一時的な施設又は境界を画する門、へい等の施設の設置工事の着手は、工場の新設としない。

- ②変更の場合であって、変更のための工事を伴う場合はその工事の着手の時点で変更とする。変更のための工事を伴わない場合（製品のみの変更、敷地面積のみの変更、公害の防止のための措置の変更）は土地の移転登記の時点、公害の防止のための措置を講じる時点、製品を変更する時点で変更として取り扱う。

（工事の開始時点）

2-3-2

工事の開始とは、次に掲げる各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいう。

- ①埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めることをいう。
- ②整地等のいわゆる造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めることをいう。

- ③生産施設若しくは生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めることをいう。
- ④生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事の開始は、用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造または移動等の作業を始めることをいう。

(工事の着工を認められる施設の単位)

2-3-3

工事の着工と認められる施設の単位とは、生産施設の場合は、一つの製造の単位の工程を形成する機械又は装置（付帯する用役施設を含む（1-3-4-10（注）の製造装置の考え方による。））を、工場建屋については、機械又は装置の設置される工場建屋をその単位とする。

緑地、環境施設の場合は、一連の整備計画に従って造成される緑地、環境施設をその単位とする。

(法第11条の実施制限期間の短縮)

2-3-4

法第11条第2項又は第3項の規定による実施制限期間の短縮は、原則として、届出の内容が法第9条の勧告の要件に該当しないと認められる場合について行うことができる。

2-3-5

知事又は市長は、2-3-4により実施制限期間の短縮を認めるときは、届出者に対して様式Aによる期間短縮承認書を交付する。

なお、この場合にあつては、2-1-2-2-1①の受理通知書の交付をしないこととするが、2-1-2-2-1②の届出調書は作成することとする。

2-3-6

法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の届出をしようとする者が併せて法第11条の実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、規則に定める様式第1による届出書に代えて様式B（特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合は規則に定める様式第2による届出書に代えて様式C）による届出及び期間短縮申請書を提出することができる。

第四章 氏名等の変更及び承継

(法第12条第1項、第13条第3項の届出)

2-4-1

法第12条第1項、第13条第3項の届出については、2-1-2-2-1①に準じて取り扱うこと。

第三編 その他

第一章 指定地区関連

(汚染物質の最大排出予定量)

3-1-1

最大排出予定量とは、届出に係る特定工場の設置が完成した時点におけるものをいい、当該特定工場において予定している公害防止施設の設置、原料・燃料の転換等の各種の公害防止対策が講じられ、かつ、当該特定工場におけるばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設が定格能力で運転されるとき排出量をいう。

第二章 経過措置関連

3-2-1

昭和49年6月28日までに工事が開始される埋立若しくは造成又は生産施設等の施設の設置若しくは変更については法第6条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による届出を要しない。

3-2-2

昭和49年6月29日以後に新設工事のすべてが開始される特定工場にあっては、法第6条第1項の規定による届出を要するが、当該新設工事について旧法（一部改正法による改正前の工場立地の調査等に関する法律）による届出がなされている場合には同項第2号から第4号まで及び第7号の事項については届出を省略することができる。

3-2-3

昭和49年6月28日に既に設置されている特定工場又は同日に新設の工事中の特定工場にあっては、昭和49年6月29日以降最初に工事が開始される生産施設の設置その他の変更について一部改正法附則第3条第1項による届出を要する。

3-2-4

平成10年1月30日までに通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣になされた改正前の工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出に係る勧告、変更命令、実施制限期間の短縮については、引き続き経済産業大臣及び製造業を所管する大臣が行う。

なお、平成10年1月30日以前に届け出られて、平成10年1月31日の時点で都道府県知事を経由中の案件については、経済産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届出がなされたものとみなす。

3-2-5

平成10年1月30日までに、改正前の工場立地法に基づいて行われた行為並びに附則第2条及び附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律後にした行為に対する罰則の適用については、法施行前の規定に基づき行われる。

（平成24年4月1日の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）施行後の読替表）

3-2-6

対象条項	読替え前	読替え後
1-9-1		(削除)
2-1-2-2-1① 2-1-2-3-2	政令指定都市	市
2-1-2-2-1③ 2-1-2-3-2 2-2-3②	市町村	町村
2-2-3②	都道府県知事の定める基準	都道府県知事及び市長の定める基準

工場立地法における「視覚的な緑量による評価」導入のためのガイドライン

平成20年6月
経済産業省
地域経済産業グループ

工場立地法の制度見直しについては、平成20年1月に取りまとめられた産業構造審議会工場立地法検討小委員会の報告書に基づき、今回、「視覚的な緑量による評価」を新たに導入するべく運用例規集の一部改正を行ったところです。

この新たな措置については、工場立地法の他の事務同様、自治事務における地域の実情に応じた運用が原則ですが、同小委員会報告書において「どの程度の量の緑が視覚的に確保されていれば工場周辺の住環境との調和が保たれていると判断しうるか等について、国は、あらかじめガイドラインや判断基準を示しておくことが適当である」との提言が行われたことを踏まえ、運用に当たっての参考としてガイドラインを策定しました。

今回、新たに規定された運用例規集2-2-3の③の運用に際しては、工場等の敷地の周辺部その他の敷地内の土地に整備される樹木その他の植栽が、工場敷地内の建築物その他の施設を視覚的に覆う度合い（以下「施設緑量比率」という。）が一定程度以上であるか否かの判断が求められます。

本ガイドラインにおいては、①施設緑量比率の計算方法、②工場周辺の住環境との調和が保たれていると判断しうる施設緑量比率（以下「調和比率」という。）の考え方を示します。

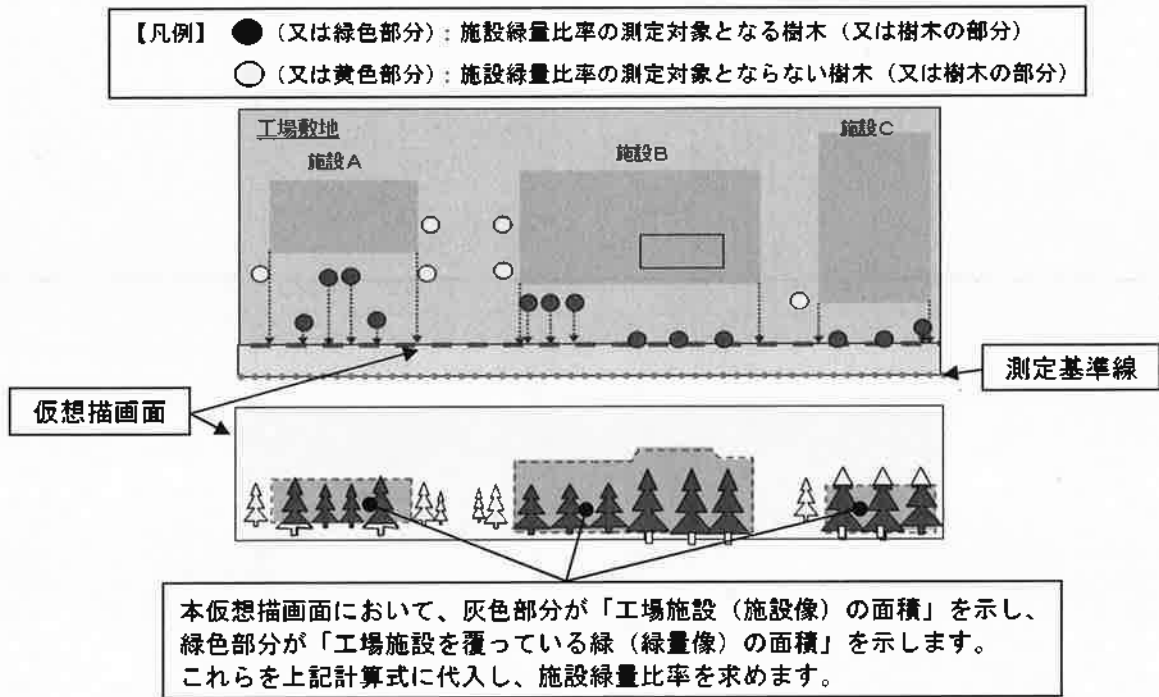
1. 施設緑量比率の計算式

施設緑量比率は、仮想描画面における「工場施設（以下「施設像」という。）の面積」に対する「工場施設を覆っている緑（以下「緑量像」という。）の面積」の割合を計算することにより求めます。具体的な計算方法は、（2）で説明します。

【計算式】

$$\text{施設緑量比率 (\%)} = \frac{\text{工場施設を覆っている緑（緑量像）の面積}}{\text{工場施設（施設像）の面積}} \times 100$$

【イメージ図】



2. 施設緑量比率の計算方法

施設緑量比率は、工場地の敷地の境界線から10メートル離れた地点を測定基準線として、測定基準線上高さ1.5メートルの地点から工場を見たときの施設と緑の視覚的状态を表した投影図（以下、「仮想描画面」といいます。）を作成して計算します。

仮想描画面上の施設像と緑量像の作図方法は以下のとおりです。

(1) 施設像の作図方法

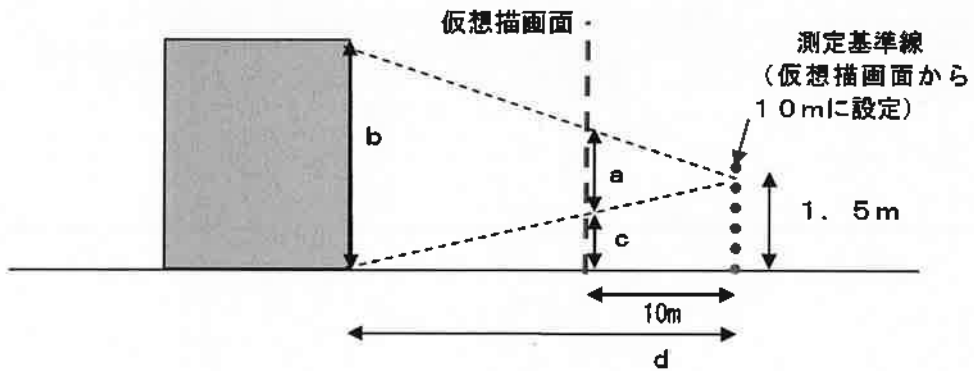
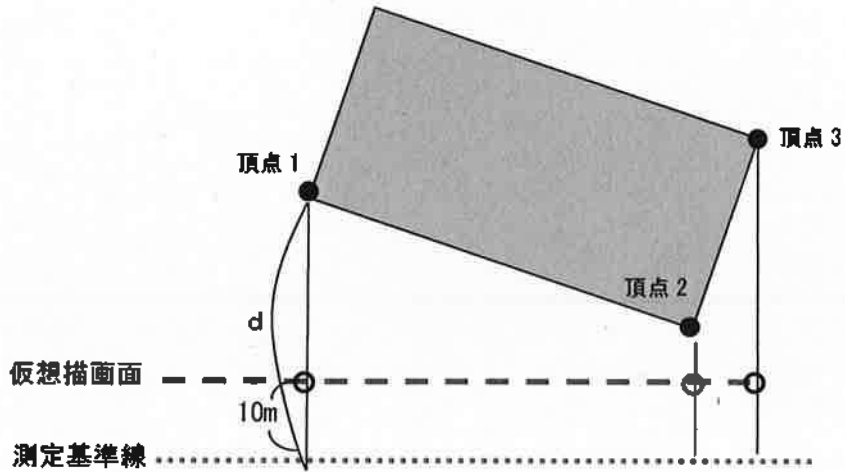
施設像の作図に当たっては、施設の立面図や工場の平面図といった既存の図面を参考に、まず、施設の各頂点（下記イメージ図●印）の高さ（b）及び測定基準線からの距離（d）を求めます。この数値を基に、以下の算式から「施設像の高さ（a）」及び「施設像の仮想描画面下端からの高さ（以下「施設像の下端からの高さ」という。）（c）」を算出します。

なお、仮想描画面は実際の視覚的状态を表した図であるため、測定基準線から見て仮想描画面より奥にある施設は、「施設像の下端からの高さ（c）」の分だけ仮想描画面の下端から浮いた状態で投影されることになります。

$$\text{「施設像の高さ（a）」} = 10b / d$$

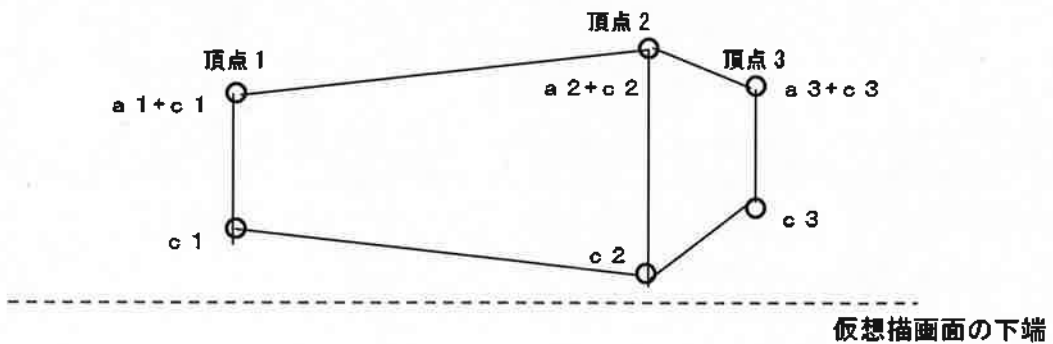
$$\text{「施設像の下端からの高さ（c）」} = 1.5(d - 10) / d$$

【イメージ図】



次に、頂点ごとに「施設像の高さ (a)」及び「施設像の下端からの高さ (c)」から、「施設像の高さに施設像の下端からの高さを加えた高さ (a + c)」を求め、それらを結び、下記イメージ図のように仮想描画面上に作図を行います。

【イメージ図】

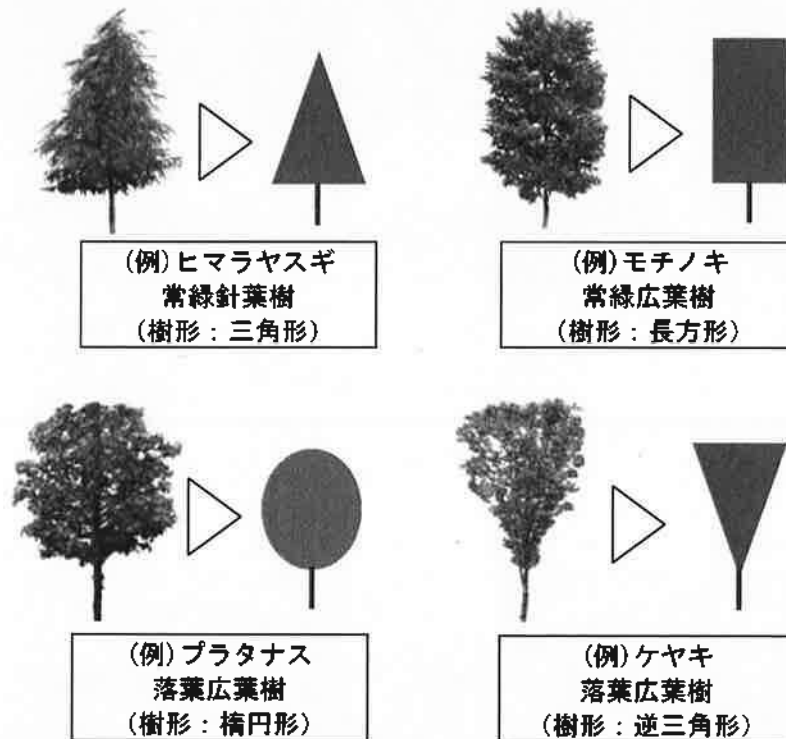


(2) 緑量像の作図方法

緑量像の作図についても、基本的に施設像と同じ要領で行いますが、樹木については施設と異なり形状が一定ではないため、実際の形状を把握することに代えて、面積の算出が複雑にならないように樹木の形状に合わせて楕円形、三角形、長方形等の図形を当てはめるという単純化を行っても構いません。

具体的な樹木の形状については、財団法人建設物価調査会が管理しているホームページ「緑化情報ナビ」(<http://ryokka.kensetu-navi.com/>)を参考に分類すると、おおむね下記イメージ図の4種類になると考えられます。

【イメージ図】



以上の方法によって、緑量の形状を確定した後で、樹木の実際の高さ（b）、測定基準線から樹木までの距離（d）及び枝張り^{※1}を測定します。

新規に植栽する樹木が、国土交通省の「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」^{※2}に記載されている場合は、当該基準より樹高、枝張りを求めることができます。

当該基準に記載されていない樹木及び既に植栽されている樹木については、敷地外（測定規準線）から視認しうるものを実測します。

この測定値を基に以下の算式から「緑量像の高さ（a）」及び「緑量像の仮想描画面下端からの高さ（以下「緑量像の下端からの高さ」という。）（c）」を算出します。

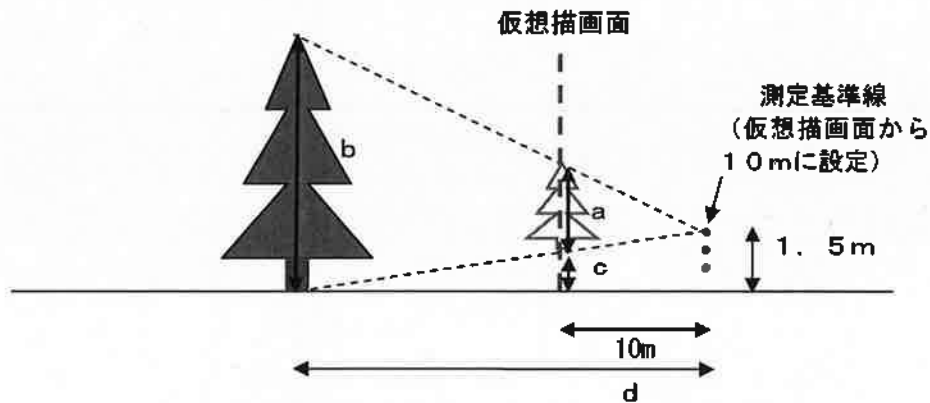
※1：「枝張り」とは、樹木の四方面に伸長枝（葉）の幅をいい、低木の場合は「葉張り」といいます。

※2：公共用緑化樹木の安定的需給、品質の標準化等を図る目的で定められたものであり、多くの緑化に用いられる樹種について、樹高、枝張り等の規格が定められている基準です。なお、当該基準は、（財）日本緑化センター発行の「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の解説¹及び建設物価調査会発行の「建設物価」に掲載されています。

$$\text{「緑量像の高さ (a)」} = 10b / d$$

$$\text{「緑量像の下端からの高さ (c)」} = 1.5 (d - 10) / d$$

【イメージ図】



次に、「緑量像の高さ (a)」及び「緑量像の下端からの高さ (c)」をもとに、「緑量像の高さに緑量像の下端からの高さを加えた高さ (a + c)」を求め、枝張りを含む各数値をもとに、樹木の種類に応じて単純化した緑量像を仮想描画面上に作図します。

なお、緑量像の作図に当たっては、樹木の幹のみの部分も対象となることから、当該部分と枝が張っている緑の部分の各寸法を把握した上で計算を行う必要があります。

各寸法の把握については、既存の樹木については実測を行います。新たに植栽を行う樹木の場合には実測が不可能であるため、樹木の高さ 1.2m 以下の部分には枝が無いもの*として、以下の具体例のように計算します。

*通常は、樹木の上方向の成長促進及び樹形のバランスの保持等を図る理由から、1.2m 以下に枝が無い状態の苗木が出荷されるという実態を踏まえています。

【具体例】測定基準線から樹木までの距離 (d) が 20m、樹木の実際の高さ (b) が 5m の場合

緑量像の高さ (a) は、

$$10 \times 5 / 20 = \underline{2.5m}$$

と求められるため、樹木の緑の部分と幹の部分の実際の高さ (右図) に応じて、緑量像におけるそれぞれの高さを以下のように求めます。

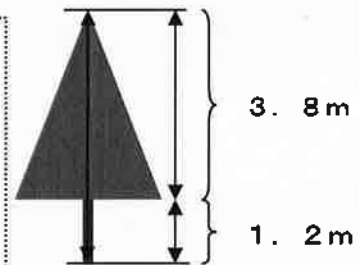
$$\text{緑の部分の高さ} : 2.5 \times 3.8 / 5 = \underline{1.9m}$$

$$\text{幹の部分の高さ} : 2.5 - 1.9 = \underline{0.6m}$$

また、緑量像の下端からの高さ (c) は、

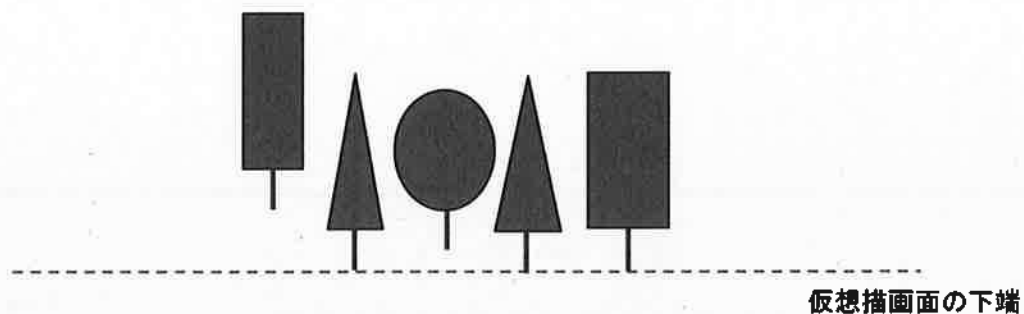
$$1.5 \times (20 - 10) / 20 = \underline{0.75m}$$

となります。



計算により求めた数値等を踏まえ、緑量像を下記イメージ図のように仮想描画面上に作図します。

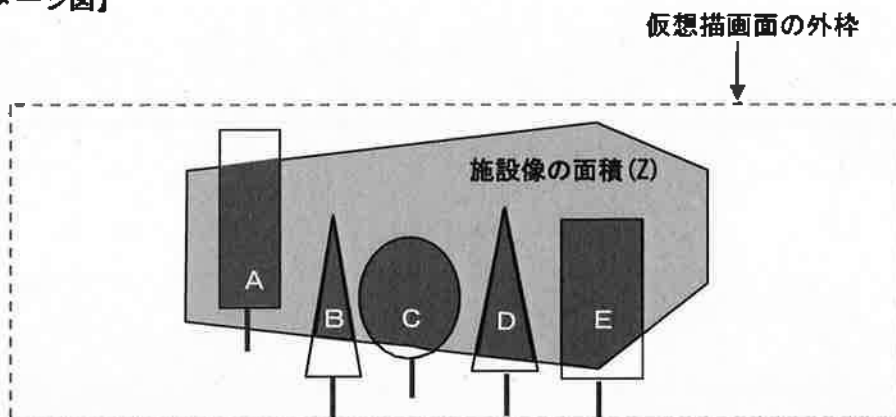
【イメージ図】



(3) 施設緑量比率の計算

仮想描画面上に、①、②で作図した施設像及び緑量像を合成します。

【イメージ図】



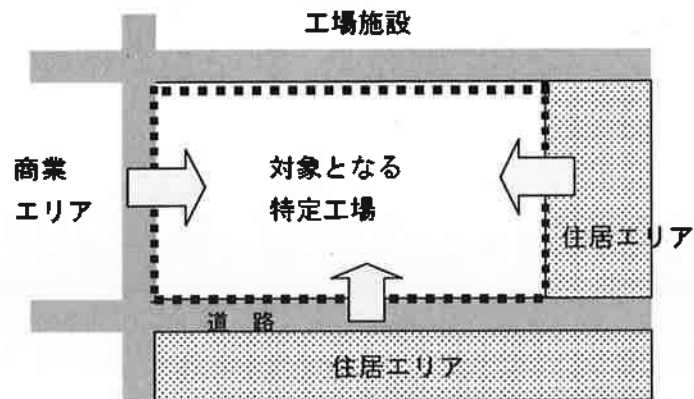
上記イメージ図の仮想描画面における施設緑量比率は、「1. (1) 施設緑量比率の計算式」に基づき以下のとおり求めます。

$$\frac{\text{施設像を覆っている緑量像の面積 (A+B+C+D+E)}}{\text{施設像の面積 (Z)}} \times 100 = \text{〇〇}\%$$

(4) 測定箇所

施設緑量比率は、住居エリア（工場施設との混在エリアを含む）や商業エリア等、周辺住民の生活に関連する施設等が存するエリアに隣接する地点に測定基準線を設定し、仮想描画面を作成して求めます。

【イメージ図】



※このイメージ図の場合は、黄色の矢印がある3つの測定基準線において測定を行い、仮想描画面を作成します。

3. 調和施設緑量比率の考え方

都市の良好な自然的景観を維持するために都市計画で定められている風致地区において、良好な住環境における施設緑量比率を調査し、検討した結果、「視覚的な緑量による評価」を行う場合に工場周辺の住環境との調和が保たれていると判断しうる調和施設緑量比率（以下「調和比率」という。）は、当該工場が立地する区画全体の施設緑量比率*については「35%以上」、同区画に係る仮想描画面ごとの施設緑量比率については「15%以上」が適当と考えられます。

この水準は、風致地区のなかでも良好な環境を保っている上位4割弱の区画並の基準であり、工場と周辺住環境との調和が十分に図られるものと考えられます。

※「工場が立地する区画全体の施設緑量比率」とは、当該区画に係る全ての施設像の面積に対する全ての緑量像の面積の割合を意味します。

4. 施設緑量比率の判定

算出した施設緑量比率が、各地方自治体の定める施設緑量比率の基準を満たしているかどうかの判定は、以下の2つの施設緑量比率について行います。

- A. 当該工場が立地する区画全体の施設緑量比率
- B. 同区画に係る仮想描画面ごとの施設緑量比率

具体的な判定については、以下のモデルケースをご参考ください。

【モデルケース】

判定対象工場が立地する区画に係る施設緑量比率の基準が、以下のとおり、調和比率と同じ場合を想定します。

- ①当該区画全体の施設緑量比率（比率A）に係る基準が35%以上
- ②同区画に係る仮想描画面ごとの施設緑量比率（比率B）に係る基準が15%以上

仮想描画面番号	比率A（基準35%以上）	比率B（基準15%以上）
①	36%（判定○）	20%（判定○）
②		16%（判定○）
③		55%（判定○）
④		52%（判定○）

この場合、比率A、Bについて、それぞれ基準を満たしていることから、当該工場については工場立地法運用例規集2-2-3の③の適用が可能となります。

業種（分類番号）及び生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表

- この産業分類は日本標準産業分類と一致しています。
- 2ケタ分類は中分類、3ケタ分類は小分類、4ケタ分類は細分類を表します。
- γ は、生産施設面積の敷地面積に対する割合を表しています。
- α は、既存工場の既存生産施設用敷地面積計算係数を表しています。

中分類番号	業種名	頁
09	食料品製造業	120
10	飲料・たばこ・飼料製造業	121
11	繊維工業	121
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	122
13	家具・装備品製造業	123
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	123
15	印刷・同関連業	124
16	化学工業	124
17	石油製品・石炭製品製造業	125
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	125
19	ゴム製品製造業	126
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	126
21	窯業・土石製品製造業	126
22	鉄鋼業	128
23	非鉄金属製造業	128
24	金属製品製造業	129
25	はん用機械器具製造業	130
26	生産用機械器具製造業	130
27	業務用機械器具製造業	131
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	131
29	電気機械器具製造業	132
30	情報通信機械器具製造業	132
31	輸送用機械器具製造業	133
32	その他の製造業	133
33	電気業	134
34	ガス業	134
35	熱供給業	134

産業分類	γ	α
09-食料品製造業（中分類）		
091 畜産食料品製造業		
0911 部分肉・冷凍肉製造業	0.65	1.2
0912 肉加工品製造業	0.65	1.2
0913 処理牛乳・乳飲料製造業	0.65	1.2
0914 乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)	0.65	1.2
0919 その他の畜産食料品製造業	0.65	1.2
092 水産食料品製造業		
0921 水産缶詰・瓶詰製造業	0.65	1.2
0922 海藻加工業	0.65	1.2
0923 水産練製品製造業	0.65	1.2
0924 塩干・塩蔵品製造業	0.65	1.2
0925 冷凍水産物製造業	0.65	1.2
0926 冷凍水産食品製造業	0.65	1.2
0929 その他の水産食料品製造業	0.65	1.2
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		
0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)	0.65	1.2
0932 野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)	0.65	1.2
094 調味料製造業		
0941 味そ製造業	0.65	1.2
0942 しょう油・食用アミノ酸製造業	0.65	1.2
0943 ソース製造業	0.65	1.2
0944 食酢製造業	0.65	1.2
0949 その他の調味料製造業	0.65	1.2
0949 その他の調味料製造業(化学調味料製造業)	0.65	1.3
095 糖類製造業		
0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0.65	1.3
0952 砂糖精製業	0.65	1.2
0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	0.65	1.2
096 精穀・製粉業		
0961 精米・精麦業	0.65	1.2
0962 小麦粉製造業	0.65	1.2
0969 その他の精穀・製粉業	0.65	1.2
097 パン・菓子製造業		
0971 パン製造業	0.65	1.2
0972 生菓子製造業	0.65	1.2
0973 ビスケット類・干菓子製造業	0.65	1.2
0974 米菓製造業	0.65	1.2
0979 その他のパン・菓子製造業	0.65	1.2
098 動植物油脂製造業		
0981 動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く)	0.65	1.3
0982 食用油脂加工業	0.65	1.3
099 その他の食料品製造業		
0991 でんぷん製造業	0.55	1.3
0992 めん類製造業	0.65	1.2
0993 豆腐・油揚製造業	0.65	1.2
0994 あん類製造業	0.65	1.2
0995 冷凍調理食品製造業	0.65	1.2
0996 そう(惣)菜製造業	0.65	1.2
0997 すし・弁当・調理パン製造業	0.65	1.2

産 業 分 類	γ	α
0998 レトルト食品製造業	0.65	1.2
0999 他に分類されない食料品製造業	0.65	1.2
10-飲料・たばこ・飼料製造業（中分類）		
101 清涼飲料製造業		
1011 清涼飲料製造業	0.65	1.2
102 酒類製造業		
1021 果実酒製造業	0.65	1.3
1022 ビール類製造業	0.65	1.3
1023 清酒製造業	0.65	1.2
1024 蒸留酒・混成酒製造業	0.65	1.3
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）		
1031 製茶業	0.65	1.2
1032 コーヒー製造業	0.65	1.2
104 製氷業		
1041 製氷業	0.65	1.2
105 たばこ製造業		
1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）	0.65	1.2
1052 葉たばこ処理業	0.65	1.2
106 飼料・有機質肥料製造業		
1061 配合飼料製造業	0.65	1.2
1062 単体飼料製造業	0.65	1.2
1063 有機質肥料製造業	0.65	1.2
11-繊維工業		
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業		
1111 製糸業	0.65	1.2
1112 化学繊維製造業	0.65	1.2
1113 炭素繊維製造業	0.65	1.2
1114 綿紡績業	0.65	1.2
1115 化学繊維紡績業	0.65	1.2
1116 毛紡績業	0.65	1.2
1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）	0.65	1.2
1118 かさ高加工糸製造業	0.65	1.2
1119 その他の紡績業	0.65	1.2
112 織物業		
1121 綿・スフ織物業	0.65	1.2
1122 絹・人絹織物業	0.65	1.2
1123 毛織物業	0.65	1.2
1124 麻織物業	0.65	1.2
1125 細幅織物業	0.65	1.2
1129 その他の織物等	0.65	1.2
113 ニット生地製造業		
1131 丸編ニット生地製造業	0.65	1.2
1132 たて編ニット生地製造業	0.65	1.2
1133 横編ニット生地製造業	0.65	1.2
114 染色整理業		
1141 綿・スフ・麻織物機械染色業	0.65	1.2
1142 絹・人絹織物機械染色業	0.65	1.2
1143 毛織物機械染色整理業	0.65	1.2
1144 織物整理業	0.65	1.2
1145 織物手加工染色整理業	0.65	1.2
1146 綿状繊維・糸染色整理業	0.65	1.2
1147 ニット・レース染色整理業	0.65	1.2
1148 繊維雑品染色整理業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業		
1151 網製造業	0.65	1.2
1152 漁網製造業	0.65	1.2
1153 網地製造業(漁網を除く)	0.65	1.2
1154 レース製造業	0.65	1.2
1155 組ひも製造業	0.65	1.2
1156 整毛業	0.65	1.2
1157 フェルト・不織布製造業	0.65	1.2
1158 上塗りした織物・防水した織物製造業	0.65	1.2
1159 その他の繊維粗製品製造業	0.65	1.2
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)		
1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	0.65	1.2
1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	0.65	1.2
1163 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	0.65	1.2
1164 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	0.65	1.2
1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	0.65	1.2
1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	0.65	1.2
1167 ニット製アウターシャツ類製造業	0.65	1.2
1168 セーター類製造業	0.65	1.2
1169 その他の外衣・シャツ製造業	0.65	1.2
117 下着類製造業		
1171 織物製下着製造業	0.65	1.2
1172 ニット製下着製造業	0.65	1.2
1173 織物製・ニット製寝着類製造業	0.65	1.2
1174 補整着製造業	0.65	1.2
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業		
1181 和装製品製造業(足袋を含む)	0.65	1.2
1182 ネクタイ製造業	0.65	1.2
1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	0.65	1.2
1184 靴下製造業	0.65	1.2
1185 手袋製造業	0.65	1.2
1186 帽子製造業(帽体を含む)	0.65	1.2
1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	0.65	1.2
119 その他の繊維製品製造業		
1191 寝具製造業	0.65	1.2
1192 毛布製造業	0.65	1.2
1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	0.65	1.2
1194 帆布製品製造業	0.65	1.2
1195 繊維製袋製造業	0.65	1.2
1196 刺しゅう業	0.65	1.2
1197 タオル製造業	0.65	1.2
1198 繊維製衛生材料製造業	0.65	1.2
1199 他に分類されない繊維製品製造業	0.65	1.2
12-木材・木製品製造業(家具を除く)(中分類)		
121 製材業、木製品製造業		
1211 一般製材業	0.40	1.3
1212 単板(ベニヤ板)製造業	0.35	1.3
1213 床板製造業	0.35	1.3
1214 木材チップ製造業	0.35	1.3
1219 その他の特殊製材業	0.35	1.3
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業		
1221 造作材製造業(建具を除く)	0.35	1.3
1222 合板製造業	0.35	1.3
1223 集材製造業	0.35	1.3
1224 建築用木製組立材料製造業	0.35	1.3
1225 パーティクルボード製造業	0.35	1.3

産業分類	γ	α
1226 繊維板製造業	0.65	1.3
1227 銘木製造業	0.35	1.3
123 木製容器製造業（竹、とうを含む）		
1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業	0.65	1.2
1232 木箱製造業	0.65	1.2
1233 たる・おけ製造業	0.65	1.2
129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）		
1291 木材薬品処理業	0.65	1.2
1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	0.65	1.2
1299 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）	0.65	1.2
13-家具・装備品製造業（中分類）		
131 家具製造業		
1311 木製家具製造業（漆塗りを除く）	0.65	1.2
1312 金属製家具製造業	0.65	1.2
1313 マットレス・組スプリング製造業	0.65	1.2
132 宗教用具製造業		
1321 宗教用具製造業	0.65	1.2
133 建具製造業		
1331 建具製造業	0.65	1.2
139 その他の家具・装備品製造業		
1391 事務所用・店舗用装備品製造業	0.65	1.2
1392 窓用・扉用日よけ・日本びょうぶ等製造業	0.65	1.2
1393 鏡縁・額縁製造業	0.65	1.2
1399 他に分類されない家具・装備品製造業	0.65	1.2
14-パルプ・紙・紙加工品製造業（中分類）		
141 パルプ製造業		
1411 パルプ製造業	0.65	1.3
142 紙製造業		
1421 洋紙製造業	0.65	1.3
1422 板紙製造業	0.65	1.3
1423 機械すき和紙製造業	0.65	1.3
1424 手すき和紙製造業	0.65	1.3
143 加工紙製造業		
1431 塗工紙製造業	0.65	1.3
1432 段ボール製造業	0.65	1.3
1433 壁紙・ふすま紙製造業	0.65	1.3
144 紙製品製造業		
1441 事務用・学用紙製品製造業	0.65	1.2
1442 日用紙製品製造業	0.65	1.2
1449 その他の紙製品製造業	0.65	1.2
145 紙製容器製品業		
1451 重包装紙袋製造業	0.65	1.2
1452 角底紙袋製造業	0.65	1.2
1453 段ボール箱製造業	0.65	1.2
1454 紙器製造業	0.65	1.2
149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		
1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
15-印刷・同関連業（中分類）		
151 印刷業		
1511 オフセット印刷業(紙に対するもの)	0.65	1.2
1512 オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）	0.65	1.2
1513 紙以外の印刷業	0.65	1.2
152 製版業		
1521 製版業	0.65	1.2
153 製本業、印刷物加工業		
1531 製本業	0.65	1.2
1532 印刷物加工業	0.65	1.2
159 印刷関連サービス業		
1591 印刷関連サービス業	0.65	1.2
16-化学工業（中分類）		
161 化学肥料製造業		
1611 窒素質・りん酸質肥料製造業	0.30	1.3
1612 複合肥料製造業	0.65	1.3
1619 その他の化学肥料製造業	0.65	1.3
162 無機化学工業製品製造業		
1621 ソーダ工業	0.65	1.5
1622 無機顔料製造業	0.65	1.3
1623 圧縮ガス・液化ガス製造業	0.65	1.3
1624 塩製造業	0.65	1.2
1629 その他の無機化学工業製品製造業	0.65	1.3
163 有機化学工業製品製造業		
1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	0.65	1.4
1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	0.65	1.4
1633 発酵工業	0.65	1.4
1634 環式中間物	0.65	1.4
1634 合成染料・有機顔料製造業	0.65	1.3
1635 プラスチック製造業(熱硬化性樹脂製造業、半合成樹脂製造業を除く)	0.65	1.4
1635 プラスチック製造業(熱硬化性樹脂製造業、半合成樹脂製造業に限る)	0.65	1.3
1636 合成ゴム製造業	0.65	1.4
1639 その他の有機化学工業製品製造業	0.65	1.4
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		
1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	0.65	1.3
1642 石けん・合成洗剤製造業	0.65	1.3
1643 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）	0.65	1.3
1644 塗料製造業	0.65	1.3
1645 印刷インキ製造業	0.65	1.3
1646 洗浄剤・磨用剤製造業	0.65	1.3
1647 ろうそく製造業	0.65	1.3
165 医薬品製造業		
1651 医薬品原薬製造業	0.65	1.3
1652 医薬品製剤製造業	0.65	1.2
1653 生物学的製剤製造業	0.65	1.2
1654 生薬・漢方製剤製造業	0.65	1.2
1655 動物用医薬品製造業	0.65	1.2
166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		
1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	0.65	1.3
1662 頭髪用化粧品製造業	0.65	1.3
1669 その他の化粧品・歯磨・化粧品用調整品製造業	0.65	1.3

産業分類	γ	α
169 その他の化学工業		
1691 火薬類製造業	0.65	1.3
1692 農薬製造業	0.65	1.3
1693 香料製造業	0.65	1.3
1694 ゼラチン・接着剤製造業	0.65	1.2
1695 写真感光材料製造業	0.65	1.3
1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	0.65	1.3
1697 試薬製造業	0.65	1.3
1699 他に分類されない化学工業製品製造業	0.65	1.3
17-石油製品・石炭製品製造業（中分類）		
171 石油精製業		
1711 石油精製業	0.30	1.3
172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）		
1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	0.60	1.3
173 コークス製造業		
1731 コークス製造業	0.30	1.4
174 舗装材料製造業		
1741 舗装材料製造業	0.60	1.3
179 その他の石油製品・石炭製品製造業		
1799 その他の石油製品、石炭製品製造業	0.60	1.3
18-プラスチック製品製造業（中分類）		
181 プラスチック板・棒・管・継手、異形押出製品製造業	0.65	1.2
1811 プラスチック板・棒製造業	0.65	1.2
1812 プラスチック管製造業	0.65	1.2
1813 プラスチック継手製造業	0.65	1.2
1814 プラスチック異形押出製品製造業	0.65	1.2
1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	0.65	1.2
182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業		
1821 プラスチックフィルム製造業	0.65	1.2
1822 プラスチックシート製造業	0.65	1.2
1823 プラスチック床材製造業	0.65	1.2
1824 合成皮革製造業	0.65	1.2
1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	0.65	1.2
183 工業用プラスチック製品製造業		
1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	0.65	1.2
1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	0.65	1.2
1833 その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	0.65	1.2
1834 工業用プラスチック製品加工業	0.65	1.2
184 発泡・強化プラスチック製品製造業		
1841 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	0.65	
1842 硬質プラスチック発泡製品製造業	0.65	
1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	0.65	
1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	0.65	1.2
1845 発泡・強化プラスチック製品加工業	0.65	1.2
185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）		
1851 プラスチック成形材料製造業	0.65	1.2
1852 廃プラスチック製品製造業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
189 その他のプラスチック製品製造業		
1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	0.65	1.2
1892 プラスチック製容器製造業	0.65	1.2
1897 他に分類されないプラスチック製品製造業	0.65	1.2
1898 他に分類されないプラスチック製品加工業	0.65	1.2
19-ゴム製品製造業 (中分類)		
191 タイヤ・チューブ製造業		
1911 自動車タイヤ・チューブ製造業	0.65	1.3
1919 その他のタイヤ・チューブ製造業	0.65	1.3
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業		
1921 ゴム製履物・同附属品製造業	0.65	1.2
1922 プラスチック製履物・同附属品製造業	0.65	1.2
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業		
1931 ゴムベルト製造業	0.65	1.2
1932 ゴムホース製造業	0.65	1.2
1933 工業用ゴム製品製造業	0.65	1.2
199 その他のゴム製品製造業		
1991 ゴム引布・同製品製造業	0.65	1.2
1992 医療・衛生用ゴム製品製造業	0.65	1.2
1993 ゴム練生地製造業	0.65	1.2
1994 更生タイヤ製造業	0.65	1.2
1995 再生ゴム製造業	0.65	1.2
1999 他に分類されないゴム製品製造業	0.65	1.2
20-なめし革・同製品・毛皮製造業 (中分類)		
201 なめし革製造業		
2011 なめし革製造業	0.65	1.2
202 工業用革製品製造業 (手袋を除く)		
2021 工業用革製品製造業 (手袋を除く)	0.65	1.2
203 革製履物用材料・同附属品製造業		
2031 革製履物用材料・同附属品製造業	0.65	1.2
204 革製履物製造業		
2041 革製履物製造業	0.65	1.2
205 革製手袋製造業		
2051 革製手袋製造業	0.65	1.2
206 かばん製造業		
2061 かばん製造業	0.65	1.2
207 袋物製造業		
2071 袋物製造業 (ハンドバッグを除く)	0.65	1.2
2072 ハンドバッグ製造業	0.65	1.2
208 毛皮製造業		
2081 毛皮製造業	0.65	1.2
209 その他のなめし革製品製造業		
2099 その他のなめし革製品製造業	0.65	1.2
21-窯業・土石製品製造業 (中分類)		
211 ガラス・同製品製造業		
2111 板ガラス製造業	0.65	1.4
2112 板ガラス加工業	0.45	1.3
2113 ガラス製加工素材製造業	0.45	1.3

産業分類	γ	α
2114 ガラス容器製造業	0.45	1.3
2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業	0.45	1.3
2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	0.45	1.3
2117 ガラス繊維・同製品製造業	0.45	1.3
2119 その他のガラス・同製品製造業	0.45	1.3
212 セメント・同製品製造業		
2121 セメント製造業	0.45	1.5
2122 生コンクリート製造業	0.45	1.3
2123 コンクリート製品製造業	0.45	1.3
2129 その他のセメント製品製造業	0.45	1.3
213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）		
2131 粘土かわら製造業	0.45	1.3
2132 普通れんが製造業	0.45	1.3
2139 その他の建設用粘土製品製造業	0.45	1.3
214 陶磁器・同関連製品製造業		
2141 衛生陶器製造業	0.65	1.2
2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	0.65	1.2
2143 陶磁器製置物製造業	0.65	1.2
2144 電気用陶磁器製造業	0.65	1.2
2145 理化学用・工業用陶磁器製造業	0.65	1.2
2146 陶磁器製タイル製造業	0.65	1.2
2147 陶磁器絵付業	0.65	1.2
2148 陶磁器用はい（坏）土製造業	0.65	1.2
2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業	0.65	1.2
215 耐火物製造業		
2151 耐火れんが製造業	0.45	1.3
2152 不定形耐火物製造業	0.45	1.3
2159 その他の耐火物製造業	0.45	1.3
216 炭素・黒鉛製品製造業		
2161 炭素質電極製造業	0.45	1.3
2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業	0.45	1.3
217 研磨材・同製品製造業		
2171 研磨材製造業	0.45	1.3
2172 研削と石製造業	0.45	1.3
2173 研磨布紙製造業	0.45	1.3
2179 その他の研磨材・同製品製造業	0.45	1.3
218 骨材・石工品等製造業		
2181 碎石製造業	0.45	1.3
2182 再生骨材製造業	0.45	1.3
2183 人工骨材製造業	0.45	1.3
2184 石工品製造業	0.45	1.3
2185 けいそう土・同製品製造業	0.45	1.3
2186 鉱物・土石粉碎等処理業	0.45	1.3
219 その他の窯業・土石製品製造業		
2191 ロックウール・同製品製造業	0.45	1.3
2192 石こう（膏）製品製造業	0.45	1.3
2193 石灰製造業	0.45	1.3
2194 鋳型製造業（中子を含む）	0.45	1.3
2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業（ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造寶石製造業を除く）	0.45	1.3
2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業（ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造寶石製造業に限る）	0.65	1.2

産業分類	γ	α
22-鉄鋼業（中分類）		
221 製鉄業		
2211 高炉による製鉄業	0.60	1.5
2212 高炉によらない製鉄業	0.65	1.3
2213 フェロアロイ製造業	0.65	1.2
222 製鋼・製鋼圧延業		
2221 製鋼・製鋼圧延業	0.65	1.3
223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）		
2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	0.65	1.3
2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	0.65	1.3
2233 冷間ロール成型形鋼製造業	0.55	1.3
2234 鋼管製造業	0.50	1.3
2235 伸鉄業	0.40	1.3
2236 磨棒鋼製造業	0.65	1.2
2237 引抜鋼管製造業	0.65	1.2
2238 伸線業	0.65	1.2
2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	0.65	1.2
224 表面処理鋼材製造業		
2241 亜鉛鉄板製造業	0.65	1.2
2249 その他の表面処理鋼材製造業	0.65	1.2
225 鉄素形材製造業		
2251 銑鉄铸件製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）	0.65	1.3
2252 可鍛鋳鉄製造業	0.65	1.2
2253 鋳鋼製造業	0.65	1.3
2254 鍛工品製造業	0.65	1.3
2255 鍛鋼製造業	0.65	1.3
229 その他の鉄鋼業		
2291 鉄鋼シャースリット業	0.65	1.2
2292 鉄スクラップ加工処理業	0.65	1.2
2293 鋳鉄管製造業	0.65	1.2
2299 他に分類されない鉄鋼業	0.65	1.2
23-非鉄金属製造業（中分類）		
231 非鉄金属第1次製錬・精製業		
2311 銅第1次製錬・精製業	0.65	1.5
2312 亜鉛第1次製錬・精製業	0.65	1.5
2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	0.65	1.5
232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）		
2321 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	0.65	1.3
2322 アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	0.65	1.3
2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	0.65	1.3
233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）		
2331 伸銅品製造業	0.65	1.3
2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	0.65	1.3
2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	0.65	1.3
234 電線・ケーブル製造業		
2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）	0.65	1.2
2342 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	0.65	1.2
235 非鉄金属素形材製造業		
2351 銅・同合金铸件製造業（ダイカストを除く）	0.65	1.2

産業分類	γ	α
2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	0.35	1.3
2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	0.65	1.2
2354 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）	0.65	1.2
2355 非鉄金属鍛造品製造業	0.65	1.2

239 その他の非鉄金属製造業		
2391 核燃料製造業	0.65	1.2
2399 他に分類されない非鉄金属製造業	0.65	1.2

24-金属製品製造業（中分類）		
241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業		
2411 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	0.65	1.2

242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業		
2421 洋食器製造業	0.65	1.2
2422 機械刃物製造業	0.65	1.2
2423 利器工器具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）	0.65	1.2
2424 作業工具製造業	0.65	1.2
2425 手引のこぎり・のこ刃製造業	0.65	1.2
2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）	0.65	1.2
2429 その他の金物類製造業	0.65	1.2

243 暖房装置・配管工事用附属品製造業		
2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	0.65	1.2
2432 ガス機器・石油機器製造業	0.65	1.2
2433 温風・温水暖房装置製造業	0.65	1.2
2439 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）	0.65	1.2

244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）		
2441 鉄骨製造業	0.65	1.3
2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	0.65	1.3
2443 金属製サッシ・ドア製造業	0.65	1.2
2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業	0.65	1.2
2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）	0.65	1.2
2446 製缶板金業	0.65	1.2

245 金属素形材製品製造業		
2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業	0.65	1.2
2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）	0.65	1.2
2453 粉末や金製品製造業	0.65	1.2

246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）		
2461 金属製品塗装業	0.65	1.2
2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	0.65	1.2
2463 金属彫刻業	0.65	1.2
2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	0.65	1.2
2465 金属熱処理業	0.65	1.2
2469 その他の金属表面処理業	0.65	1.2

247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）		
2471 くぎ製造業	0.65	1.2
2479 その他の金属線製品製造業	0.65	1.2

248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	0.65	1.2

249 その他の金属製品製造業		
2491 金庫製造業	0.65	1.2
2492 金属製スプリング製造業	0.65	1.2
2499 他に分類されない金属製品製造業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
25-はん用機械器具製造業（中分類）		
251 ボイラ・原動機製造業		
2511 ボイラ製造業	0.30	1.4
2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）	0.30	1.4
2513 はん用内燃機関製造業	0.30	1.4
2519 その他の原動機製造業	0.30	1.4
252 ポンプ・圧縮機器製造業		
2521 ポンプ・同装置製造業	0.65	1.4
2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	0.65	1.4
2523 油圧・空圧機器製造業	0.65	1.4
253 一般産業用機械・装置製造業		
2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	0.65	1.2
2532 エレベータ・エスカレータ製造業	0.65	1.4
2533 物流運搬設備製造業	0.65	1.4
2534 工業窯炉製造業	0.65	1.4
2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	0.55	1.4
259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
2591 消火器具・消火装置製造業	0.65	1.2
2592 弁・同附属品製造業	0.65	1.2
2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業	0.65	1.2
2594 玉軸受・ころ軸受製造業	0.65	1.2
2595 ピストンリング製造業	0.65	1.2
2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業	0.65	1.4
2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	0.65	1.2
26-生産用機械器具製造業（中分類）		
261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
2611 農業用機械製造業（農業用器具を除く）	0.45	1.4
262 建設機械・鉱山機械製造業		
2621 建設機械・鉱山機械製造業	0.55	1.4
263 繊維機械製造業		
2631 化学繊維機械・紡績機械製造業	0.45	1.4
2632 製織機械・編組機械製造業	0.45	1.4
2633 染色整理仕上機械製造業	0.45	1.4
2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	0.45	1.4
2635 縫製機械製造業	0.45	1.4
264 生活関連産業用機械製造業		
2641 食品機械・同装置製造業	0.65	1.4
2642 木材加工機械製造業	0.65	1.4
2643 パルプ装置・製紙機械製造業	0.65	1.4
2644 印刷・製本・紙工機械製造業	0.65	1.4
2645 包装・荷造機械製造業	0.65	1.4
265 基礎素材産業用機械製造業		
2651 鋳造装置製造業	0.65	1.4
2652 化学機械・同装置製造業	0.65	1.4
2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業	0.65	1.4
266 金属加工機械製造業		
2661 金属工作機械製造業	0.65	1.4
2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）	0.65	1.4
2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）	0.65	1.4

産業分類	γ	α
2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）		
267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
2671 半導体製造装置製造業	0.65	1.4
2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	0.65	1.4
269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業	0.65	1.2
2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業	0.65	1.2
2693 真空装置・真空機器製造業	0.65	1.4
2694 ロボット製造業	0.65	1.2
2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	0.65	1.4
27-業務用機械器具製造業（中分類）		
271 事務用機械器具製造業		
2711 複写機製造業	0.65	1.2
2719 その他の事務用機械器具製造業	0.65	1.2
272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2721 サービス用機械器具製造業	0.65	1.2
2722 娯楽用機械製造業	0.65	1.2
2723 自動販売機製造業	0.65	1.2
2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業	0.65	1.2
273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2731 体積計製造業	0.65	1.2
2732 はかり製造業	0.65	1.2
2733 圧力計・流量計・液面計等製造業	0.65	1.2
2734 精密測定器製造業	0.65	1.2
2735 分析機器製造業	0.65	1.2
2736 試験機製造業	0.65	1.2
2737 測量機械器具製造業	0.65	1.2
2738 理化学機械器具製造業	0.65	1.2
3119 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	0.65	1.2
274 医療用機械器具・医療用品製造業		
2741 医療用機械器具製造業	0.65	1.2
2742 歯科用機械器具製造業	0.65	1.2
2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	0.65	1.2
2744 歯科材料製造業	0.65	1.2
275 光学機械器具・レンズ製造業		
2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業	0.65	1.2
2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業	0.65	1.2
2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業	0.65	1.2
276 武器製造業		
2761 武器製造業	0.65	1.3
28-電子部品・デバイス・電子回路製造業（中分類）		
281 電子デバイス製造業		
2811 電子管製造業	0.65	1.2
2812 光電変換素子製造業	0.65	1.2
2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	0.65	1.2
2814 集積回路製造業	0.65	1.2
2815 液晶パネル・フラットパネル製造業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
282 電子部品製造業		
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	0.65	1.2
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	0.65	1.2
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	0.65	1.2
283 記録メディア製造業		
2831 半導体メモリメディア製造業	0.65	1.2
2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	0.65	1.2
284 電子回路製造業		
2841 電子回路基板製造業	0.65	1.2
2842 電子回路実装基板製造業	0.65	1.2
285 ユニット部品製造業		
2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	0.65	1.2
2859 その他のユニット部品製造業	0.65	1.2
289 その他の電子部品、デバイス・電子回路製造業		
2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.65	1.2
29-電気機械器具製造業（中分類）		
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	0.65	1.4
2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）	0.65	1.4
2913 電力開閉装置製造業	0.65	1.4
2914 配電盤・電力制御装置製造業	0.65	1.4
2915 配線器具・配線附属品製造業	0.65	1.2
292 産業用電気機械器具製造業		
2921 電気溶接機製造業	0.65	1.4
2922 内燃機関電装品製造業	0.65	1.4
2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	0.65	1.4
293 民生用電気機械器具製造業		
2931 ちゅう房機器製造業	0.65	1.2
2932 空調・住宅関連機器製造業	0.65	1.2
2933 衣料衛生関連機器製造業	0.65	1.2
2939 その他の民生用電気機械器具製造業	0.65	1.2
294 電球・電気照明器具製造業		
2941 電球製造業	0.65	1.2
2942 電気照明器具製造業	0.65	1.2
295 電池製造業		
2951 蓄電池製造業	0.65	1.3
2952 一次電池（乾電池、湿電池）製造業	0.65	1.2
296 電子応用装置製造業		
2961 X線装置製造業	0.65	1.2
2962 医療用電子応用装置製造業	0.65	1.2
2969 その他の電子応用装置製造業	0.65	1.2
297 電気計測器製造業		
2971 電気計測器製造業（別掲を除く）	0.65	1.2
2972 工業計器製造業	0.65	1.2
2973 医療用計測器製造業	0.65	1.2
299 その他の電気機械器具製造業		
2999 その他の電気機械器具製造業	0.65	1.2
30-情報通信機械器具製造業（中分類）		
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		
3011 有線通信機械器具製造業	0.65	1.2
3012 携帯電話機・PHS電話機製造業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
3013 無線通信機械器具製造業	0.65	1.2
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	0.65	1.2
3015 交通信号保安装置製造業	0.65	1.2
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	0.65	1.2
302 映像・音響機械器具製造業		
3021 ビデオ機器製造業	0.65	1.2
3022 デジタルカメラ製造業	0.65	1.2
3023 電気音響機械器具製造業	0.65	1.2
303 電子計算機・同附属装置製造業		
3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	0.65	1.2
3032 パーソナルコンピュータ製造業	0.65	1.2
3033 外部記憶装置製造業	0.65	1.2
3034 印刷装置製造業	0.65	1.2
3035 表示装置製造業	0.65	1.2
3039 その他の附属装置製造業	0.65	1.2
3 1-輸送用機械器具製造業（中分類）		
311 自動車・同附属品製造業		
3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）	0.65	1.3
3112 自動車車体・附随車製造業	0.65	1.3
3113 自動車部分品・附属品製造業	0.65	1.2
312 鉄道車両・同部分品製造業		
3121 鉄道車両製造業	0.65	1.3
3122 鉄道車両用部分品製造業	0.65	1.2
313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
3131 船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものを除く）	0.65	1.2
3131 船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る）	0.65	1.3
3132 船体ブロック製造業	0.65	1.3
3133 舟艇製造・修理業	0.65	1.3
3134 船用機関製造業	0.65	1.4
314 航空機・同附属品製造業		
3141 航空機製造業	0.65	1.3
3142 航空機用原動機製造業	0.65	1.3
3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業	0.65	1.2
315 産業用運搬車両・同部品・附属品製造業		
3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	0.65	1.3
3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	0.65	1.3
319 その他の輸送用機械器具製造業		
3191 自転車・同部分品製造業	0.65	1.2
3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業	0.65	1.2
3 2-その他の製造業（中分類）		
321 貴金属・宝石製品製造業		
3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	0.65	1.2
3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	0.65	1.2
3219 その他の貴金属製品製造業	0.65	1.2
322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）		
3221 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	0.65	1.2
3222 造花・装飾用羽毛製造業	0.65	1.2
3223 ボタン製造業	0.65	1.2

産業分類	γ	α
3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	0.65	1.2
3229 その他の装身具・装飾品製造業	0.65	1.2
323 時計・同部分品製造業		
3231 時計・同部分品製造業	0.65	1.2
324 楽器製造業		
3241 ピアノ製造業	0.65	1.2
3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	0.65	1.2
325 がん具・運動用具製造業		
3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）	0.65	1.2
3252 人形製造業	0.65	1.2
3253 運動用具製造業	0.65	1.2
326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業		
3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業	0.65	1.2
3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）	0.65	1.2
3269 その他の事務用品製造業	0.65	1.2
327 漆器製造業		
3271 漆器製造業	0.65	1.2
328 昼等生活雑貨製品製造業		
3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	0.65	1.2
3282 昼製造業	0.65	1.2
3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業	0.65	1.2
3284 ほうき・ブラシ製造業	0.65	1.2
3285 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	0.65	1.2
3289 その他の生活雑貨製品製造業	0.65	1.2
329 他に分類されない製造業		
3291 煙火製造業	0.65	1.2
3292 看板・標識機製造業	0.65	1.2
3293 パレット製造業	0.65	1.2
3294 モデル・模型製造業	0.65	1.2
3295 工業用模型製造業	0.65	1.2
3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	0.65	1.2
3297 眼鏡製造業（枠を含む）	0.65	1.2
3299 他に分類されないその他の製造業	0.65	1.2
33-電気業（中分類）		
331 電気業		
3311 発電所	0.50	1.3
3312 変電所	0.50	1.3
34-ガス業（中分類）		
341 ガス業		
3411 ガス製造工場	0.65	1.3
3412 ガス供給所	0.65	1.3
35-熱供給業（中分類）		
351 熱供給業		
3511 熱供給業	0.65	1.2

○ その他届出様式

特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

殿

届出者 東京都〇〇区〇〇〇番地〇〇
〇〇工業株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇印

代理人 宮崎市〇〇〇町〇〇〇番地〇〇
〇〇工業株式会社
宮崎支店長 〇〇〇〇〇印

(担当者) 宮崎支店総務課〇〇〇〇
電話番号 0985-99-9999

工場立地法第6条第1項の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。
併せて、工場立地法第11条第1項の期間の短縮を申請します。

1	特定工場の設置の場所	宮崎県〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇〇	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業、又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積		㎡
4	特定工場の建築面積		㎡
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整理番号	宮崎第 号	※ 備 考
※	受理年月日	平成 年 月 日	
※	審査結果		

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地の特例の適用をうけようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙は、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

殿

届出者 東京都〇〇区〇〇〇番地〇〇
〇〇工業株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇印

代理人 宮崎市〇〇〇町〇〇〇番地〇〇
〇〇工業株式会社
宮崎支店長 〇〇〇〇〇印

(担当者) 宮崎支店総務課〇〇〇〇
電話番号0985-99-9999

工場立地法第8条第1項（第7条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届け出ます。併せて、工場立地法第11条第1項の期間の短縮を申請します。

1	特定工場の設置の場所	宮崎県〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇〇	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業、又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	
		変更後	
3	特定工場の敷地面積	変更前	m ²
		変更後	m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	m ²
		変更後	m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整理番号	宮崎第	号
※	受理年月日	平成	年 月 日
※	審査結果	考	

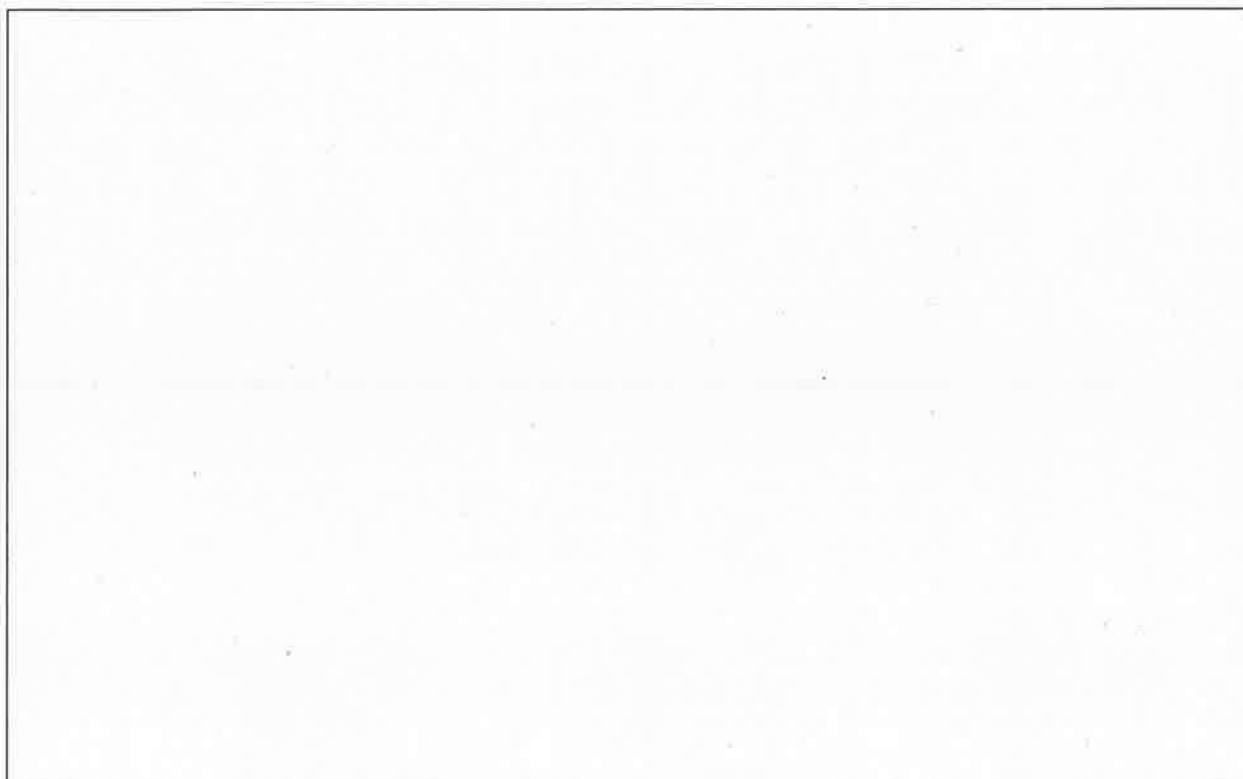
- 備考
- ※印の欄は、記入しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地の特例の適用をうけようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙は、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

事業概要説明書

1	生産開始の日 平成 年 月 日 (操業開始 年 月 日)						
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名	生産能力		生産数量			
		変更前	変更後	変更前	変更後		
3	水源別工業用水使用量 計 (単位：トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	変更前						
	変更後						
4	電力の使用量 計 (単位：KWH/日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	変更前	変更後		変更前	変更後		
5	輸送手段別輸送量 計 (単位：トン/日)						
			自動車	鉄道	船舶	その他	計
	燃料、原材料及び外注部品	変更前					
		変更後					
	製 品	変更前					
		変更後					
6	従業員数 計 (単位：人)						
		男		女		計	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	職員(管理者、事務従事者)						
	工員(生産従事者)						

- 備考 1. 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例：トン/日、㎡/月、等)
輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当たり平均輸送量を記載して下さい。
2. 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いて下さい。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



縮尺 1/1000

- 備考
1. 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 2. その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、現状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 3. 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、下表に指示する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施設の名称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

4. 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。
 例：今回設置分・・・上表色彩で斜線とする。
 今回廃止分・・・上表色彩で点書きとする。
5. 図面には、縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
6. 環境施設のうち屋内運動施設、又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した種類を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	㎡	うち自己所有地	㎡
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○ で囲んで下さい。)	①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域
	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整地域
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画内
特定工場用地利用状況説明図			特定工場の用に供する土地 の説明
			東側
			西側
			南側
			北側
	縮尺 1/		

- 備考
- 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
 - 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
 - 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
 - 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

年月		工事の日程											
		○年 ○月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
工事の種類													
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記等を記載													
生産施設の設置工事													
施設の名称	施設番号												
環境施設・緑地の設置工事													
施設の名称	施設番号												
その他の主要施設の設置工事													

- 備考
1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
 2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
 3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ当該施設の種別を工事の種類欄に明記して下さい。
 4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

※日向市の工業専用地域においては数値が異なりますので、日向市窓口までお問い合わせください。(p5参照)

準則計算表

P : 生産施設面積

S : 敷地面積

G : 緑地面積

E : 環境施設

γ : 生産施設面積率 (生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表参照)

会社工場名	
中分類業種名	
細分類番号	
γ	

1 生産施設 (単一業種の場合 $P \leq \gamma S$ 、2以上の兼業の場合 $\sum_{i=1} \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$)

2 緑地 ($G \geq 0.2S$)

3 環境施設 ($E \geq 0.25S$)

備考1. 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)記入すること。

2. 2以上の兼業の場合は、「業種別生産施設面積整理表」を作成すること。

3. 準則計算推移表を添付すること。

4. 計算式及び答えは、小数点以下を切り捨てること。

※日向市の工業専用地域においては数値が異なりますので、日向市窓口までお問い合わせください。(p5 参照)

準 則 計 算 表 (既存工場用)

P : 当該変更に係る生産施設の面積

S : 敷地面積

G : 当該変更に伴い設置する緑地面積

E : 当該変更に伴い設置する環境施設面積

γ : 生産施設面積率 α : 既存生産施設用敷地計算係数

(生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表参照)

会社工場名	
中分類業種名	
細分類番号	
$\gamma =$	$\alpha =$

1 生産施設 単一業種の場合 $P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\alpha} \right) - P_1$

2以上の兼業の場合 $\sum_{i=1} \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1} \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$

2 緑地 単一業種の場合 $G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$

2以上の兼業の場合 $G \geq \sum_{j=1} \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$

3 環境施設 単一業種の場合 $E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$

2以上の兼業の場合 $E \geq \sum_{j=1} \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$

備考 1. 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)記入すること。

2. 2以上の兼業の場合は、「業種別生産施設面積整理表」を作成すること。

3. 準則計算推移表を添付すること。

4. 計算式及び答えは、小数点数第4位以下を切り捨てること。

【お問い合わせ先】

宮崎県商工観光労働部企業立地推進局 企業立地課

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

8号館3階

TEL 0985-26-7573

FAX 0985-26-0219

<http://www.miyazaki-investment.com/>

E-mail : kigyorichi@pref.miyazaki.lg.jp